

いしかわ

エンゼルプラン

2025

— 石川県こども計画 R7~R11 —



石川県

はじめに



次代を担う子どもたちが、夢や希望を抱きながら、健やかに育ち、自立した大人に成長していくことは、県民すべての願いです。

本県では、少子化の進行に歯止めをかけるため、平成19年に制定した「いしかわ子ども総合条例」を拠り所に、本県の強みを活かした独自の先進的な取組も含め、社会全体で子育てを応援するための様々な施策を展開してきました。

また、累次にわたり、本県の少子化対策の行動計画である「いしかわエンゼルプラン」を改訂し、結婚から妊娠・出産、子育てまでの切れ目のない支援をさらに充実させてきたところであり、各施策では一定の成果が現れています。

しかしながら、依然として、少子化の大きな要因の一つとされている未婚化や、核家族化の進展による子育て家庭の孤立化が進んでおり、結婚を希望する若者がその希望をかなえられていない現状があるほか、子育てに関する不安も引き続き高い水準にあります。加えて、令和6年能登半島地震・奥能登豪雨という未曾有の大災害が発生し、子ども・子育てを取り巻く環境に大きな影響を及ぼしています。

こうした状況を踏まえ、今回のプラン改訂に当たり、「いしかわエンゼルプラン2020」の基本的な考え方を継承しつつ、こども基本法の施行などを踏まえ、「子どもの権利擁護」を施策の柱に新たに位置づけるとともに、令和6年能登半島地震・奥能登豪雨からの復旧・復興についても盛り込みました。国のこども大綱が掲げる「こどもまんなか社会」の実現を目指すとともに、若者の結婚や出産への希望をかなえ、安心して子どもを産み育てることのできる社会の実現に向けた総合的な少子化対策を一層強力に進めていくこととしております。

今後とも、市町、関係機関・団体・企業等との連携を密にしながら、本プランに基づき、より一層の取組を積極的に展開していきますので、引き続き、県民の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

最後に、本プランの策定に当たり、多くの貴重なご意見、ご提案をいただいた「石川県子ども政策審議会」や「いしかわエンゼルプラン推進協議会」の委員をはじめとする関係各位に対して、厚く御礼申し上げます。

令和7年3月

石川県知事 馳 浩



目 次

第1章 プラン策定に当たって

1. プラン策定の趣旨	1
2. プランの性格・位置づけ	1
3. プランの計画期間	2
4. プランの策定過程における県民意見等の聴取	2

第2章 プラン策定の背景

1. 少子化の動向と少子化がもたらす影響	3
2. 少子化の要因と結婚や子ども・子育てを取り巻く環境	5
3. 国の動向とこれまでの県の取組	19

第3章 プランの基本的な考え方

1. 目指す社会	21
2. 基本目標	22
3. 基本的視点	23
4. 施策体系	24

第4章 具体的施策の展開

1. 結婚を希望する若者の希望をかなえ、安心して家庭を築くための支援の充実	25
2. 出産の希望がかない、安心して子どもを生み育てるための母子の健康の確保及び増進	29
3. 全ての子育て家庭が安心して子どもを育てることのできる環境の整備	35
4. 子どもの生きる力を育む教育の充実と環境の整備	45
5. 社会的な支援の必要性が高い子どもや家庭に対するきめ細かな支援の充実	57
6. 仕事と生活の調和（ワークライフバランス）の推進	69
7. 子ども・若者が権利の主体であることを社会全体で共有	72
8. 令和6年能登半島地震・奥能登豪雨からの復旧・復興	74

第5章 幼児期の教育・保育の量の見込みと確保方策

1. 県子ども・子育て支援事業支援計画の基本的考え方	78
2. 教育・保育の提供区域の設定	79
3. 教育・保育の「量の見込み」と「確保方策」	80
4. 認定こども園及び保育所の認可・認定に係る需給調整の考え方	100
5. 教育・保育の一体的提供及び教育・保育の推進に関する体制の確保	102
6. 教育・保育に従事する者の確保及び資質の向上	104
7. 市町を越えた広域的な調整	105
8. 教育・保育情報の公表	105

第6章 プランの推進方策

1. プランに基づく施策の目標と成果指標	106
2. 推進体制	108
3. 進捗管理	108

参考資料	109
------	-----

※ いしかわ子ども総合条例に基づく本プランでは、「子ども」の表記は、基本的に漢字一文字の「子ども」としています。他の法令・制度等に基づき、ひらがなの「こども」や漢字二文字の「子供」としているものもあります。

第1章

プラン策定に当たって

1 プラン策定の趣旨

本県では、これまで「いしかわ子ども総合条例」や令和2年に策定した「いしかわエンゼルプラン2020」に基づく取組などにより、子どもが健やかに生まれ育つとともに、安心して子どもを生み育てることのできる環境づくりを推進してきました。

しかしながら、本県の出生数は年々減少し、依然として少子化の流れに歯止めがかからない状況にあります。

国においては、全てのこどもが将来にわたって幸せな生活ができる社会の実現を目指し、令和5年4月に「こども基本法」を施行しました。同年12月には、次元の異なる少子化対策の実現に向けて「こども未来戦略」を定めるとともに、こども施策の基本的な方針や重要事項等について定める「こども大綱」も策定しました。

こうしたことを踏まえ、中長期的な視点に立ち、若者の結婚や出産への希望をかなえ、安心して子どもを生み育てることのできる社会の実現に向けた、総合的な少子化対策を一層強力に推進し、国のこども大綱を勘案した今後5年間の行動計画として、本プランを策定します。

本プランに基づき、より一層の取組を家庭、地域、学校、企業、関係団体などと連携し、実施していきます。

2 プランの性格・位置づけ

本プランは、いしかわ子ども総合条例（平成19年石川県条例第18号）第9条に基づく「子どもに関する施策を推進するための具体的な行動計画」、こども基本法（令和4年法律第77号）第10条に基づく「都道府県こども計画」、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第62条に基づく「都道府県子ども・子育て支援事業支援計画」です。

また、次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第9条に基づく「都道府県行動計画」、成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律（平成30年法律第104号）第11条に定める成育医療等の提供に関する施策の総合的な推進に関する基本的な方針に基づく「都道府県成育医療等に関する計画」、子ども・若者育成支援推進法（平成21年法律第71号）第9条に基づく「都道府県子ども・若者計画」、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第12条に基づく「都道府県自立促進計画」、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律（平成25年法律第64号）第10条に基づく「都道府県こどもの貧困の解消に向けた対策計画」の性格を併せ持つ計画です。

さらに、「石川県成長戦略」（令和5～14年度）をはじめ、「石川県医療計画」（令和6～11年度）、「いしかわ健康フロンティア戦略2024」（令和6～17年度）、「石川県地域福祉支援計画2024」（令和6～11年度）、「石川の教育振興基本計画」（令和3～7年度）、「いしかわ食育推進計画」（令和4～8年度）、「いしかわ障害者プラン2024」（令和6～11年度）、「いしかわ男女共同参画プラン2021」（令和3～12年度）、「石川県介護・福祉人材確保・養成基本計画2025」（令和7～16年度）など、他の県計画と整合的に策定したものです。



石川県成長戦略（令和5～14年度）－県の施策の方向性を総合的かつ体系的にまとめた最上位計画－

少子化対策分野における個別計画

分野ごとの個別計画

いしかわエンゼルプラン2025（令和7～令和11年度）

他の計画

- いしかわ子ども総合条例に基づく
「子どもに関する施策を推進するための具体的な行動計画」
- こども基本法に基づく
「都道府県こども計画」
- 子ども・子育て支援法に基づく
「都道府県子ども・子育て支援事業支援計画」
- 次世代育成支援対策推進法に基づく
「都道府県行動計画」
- 保育医療等の提供に関する施策の総合的な推進に関する基本的な方針に基づく
「都道府県保育医療等に関する計画」
- 子ども・若者育成支援推進法に基づく
「都道府県子ども・若者計画」
- 母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づく
「都道府県自立促進計画」
- こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律に基づく
「都道府県こどもの貧困の解消に向けた対策計画」

総合的に策定

- 石川県医療計画（令和6～11年度）
- いしかわ健康フロンティア戦略2024（令和6～17年度）
- 石川県地域福祉支援計画2024（令和6～11年度）
- 石川の教育振興基本計画（令和3～7年度）
- いしかわ食育推進計画（令和4～8年度）
- いしかわ障害者プラン2024（令和6～11年度）
- いしかわ男女共同参画プラン2021（令和3～12年度）
- 石川県介護・福祉人材確保・養成基本計画2025（令和7～16年度）

3 プランの計画期間

令和7年度から令和11年度までの5年間

4 プランの策定過程における県民意見等の聴取

◆令和6年6月 「結婚・子育てに関する県民意識調査」の実施

- | | |
|-------------|-------------------------------|
| (1) 調査対象 | 石川県内に在住する満18歳以上45歳以下の男女3,500人 |
| (2) 抽出・調査方法 | 層化二段無作為抽出法・郵送またはインターネットにより回答 |
| (3) 調査期間 | 令和6年6月7日～6月30日 |
| (4) 回答者数 | 1,156人（回答率33.0%） |
| (5) 調査者 | 石川県健康福祉部少子化対策監室 |

◆令和6年7月 「子どもの意識調査（子どもの意見アンケート）」の実施

- | | |
|----------|-----------------------------------|
| (1) 調査対象 | 石川県内全ての小学6年生、中学2年生、高校2年生28,851人 |
| (2) 調査方法 | インターネットにより回答 |
| (3) 調査期間 | 令和6年7月16日～7月31日（追加依頼：9月12日～9月30日） |
| (4) 回答者数 | 8,920人（回答率30.9%） |
| (5) 調査者 | 石川県健康福祉部少子化対策監室 |

◆令和6年7月～令和7年2月 「いしかわエンゼルプラン2020推進協議会」「石川県子ども政策審議会」の開催（計3回）

◆令和6年10月 「石川県子ども政策審議会 公聴会」の開催

◆令和7年2月 パブリックコメントの実施

第2章

プラン策定の背景

1 少子化の動向と少子化がもたらす影響

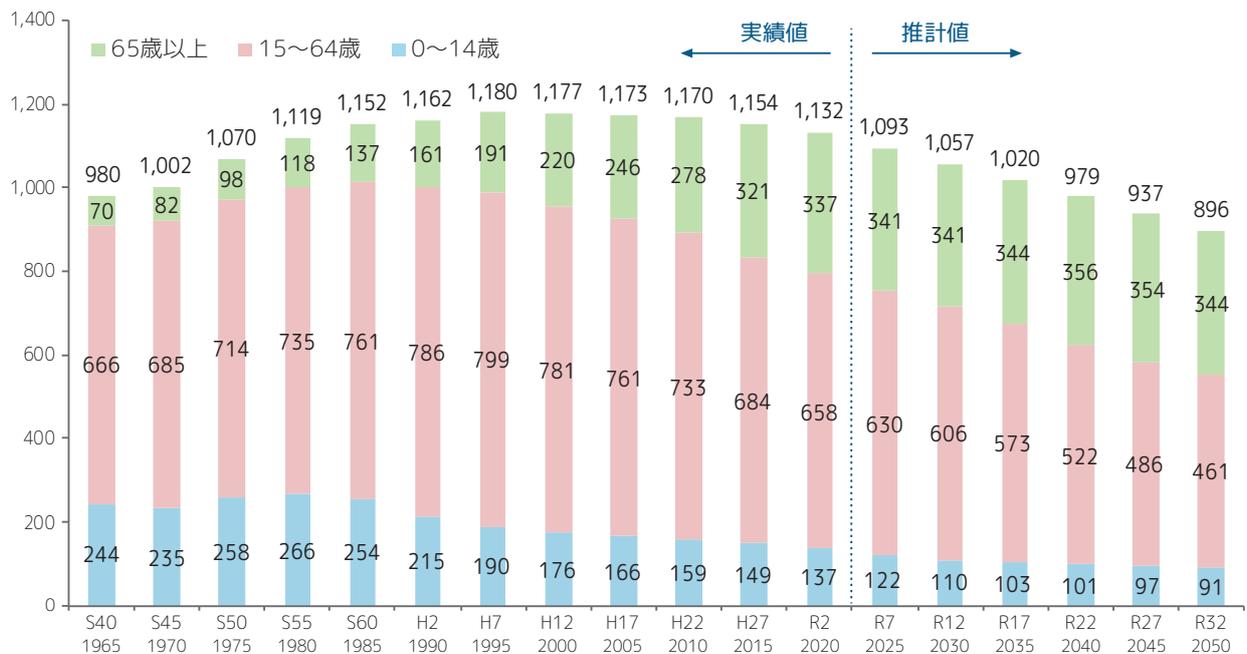
(1) 少子化の現状

① 石川県の人口

国立社会保障・人口問題研究所の「日本の地域別将来推計人口（令和5年推計）」によると、本県の人口は、令和2年（国勢調査）の1,132,526人から、30年後の令和32年には896,801人と約23万6千人（20.8%）減少するとされています。また、年少人口（0～14歳）と生産年齢人口（15歳～64歳）が減少する一方で、老年人口（65歳以上）が増加し、老年人口は年少人口の3倍以上になるとされています。

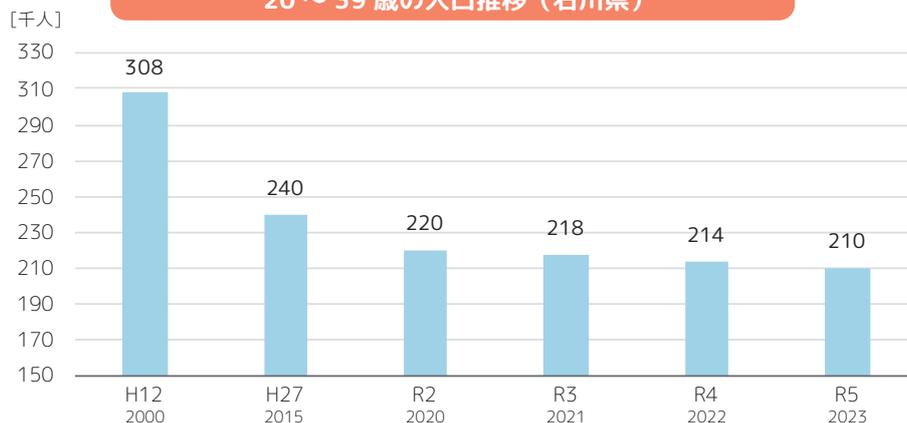
また、総務省の「国勢調査」及び「人口推計」によると、結婚・出産が多い世代である20～39歳の人口についても減少傾向にあります。

人口の推移及び将来推計人口（石川県）



出典：総務省「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」

20～39歳の人口推移（石川県）



出典：総務省「国勢調査」及び「人口推計」

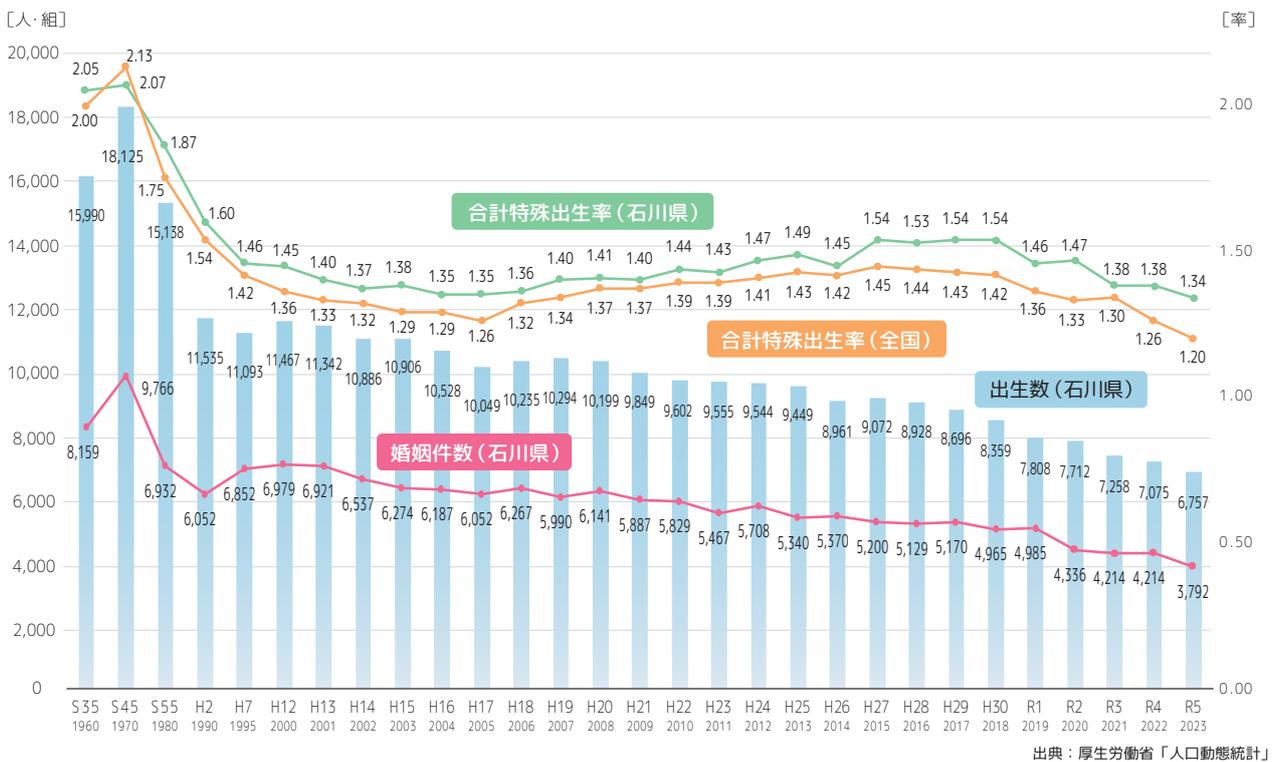


② 出生数及び合計特殊出生率等

本県の年間の出生数は、平成20年以降減少傾向にあり、令和5年には6,757人となっています。また、合計特殊出生率は、全国平均よりやや高く推移してきたものの、令和5年には1.34とこれまでで最も低い値となっています。

なお、婚姻件数と出生数は相関があるとされており、本県でも同様の傾向がみられます。

石川県の出生数・婚姻件数、合計特殊出生率（全国含む）の推移



合計特殊出生率とは？

その年次の15～49歳までの女性全体(未婚・既婚を問わない)の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性が、仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に子どもを生むと仮定したときの子どもの数に相当します。

なお、合計特殊出生率は出生数のみならず、女性人口の変動が大きく関わることから、その影響に留意する必要があります。

本県では、若い世代の結婚、妊娠・出産、子育ての希望がかなうとした場合の出生率(国民希望出生率)である1.8を石川県成長戦略における主要目標としています。

(2) 少子化の影響

少子化の進行は、労働力人口の減少など人口構造の変化をもたらし、経済成長の低下、税や社会保障における現役世代の負担の増大、地域活力の低下など、社会経済全体に深刻な影響を及ぼします。

また、子ども同士の交流の機会が減少し、子どもの社会性が育まれにくくなるなど、子どもの健やかな成長への影響も懸念されます。

2 少子化の要因と結婚や子ども・子育てを取り巻く環境

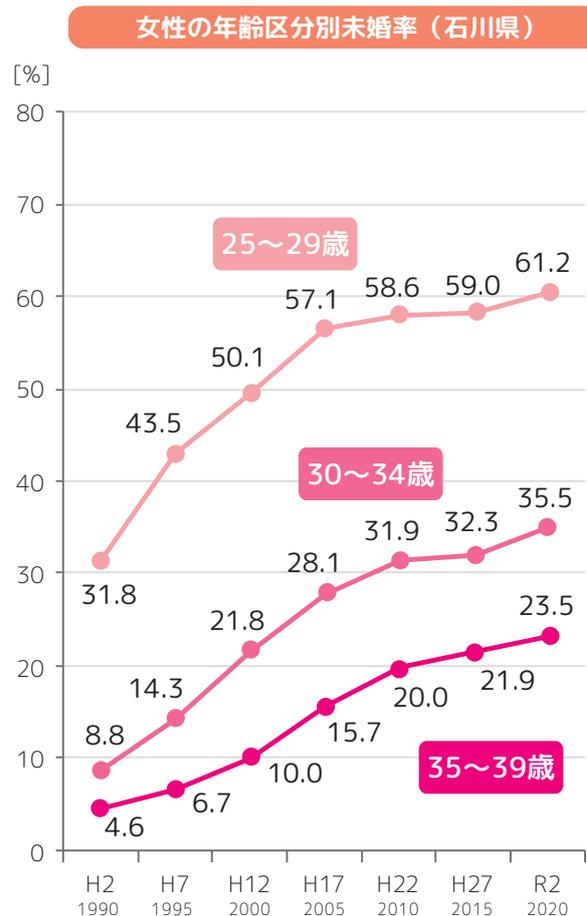
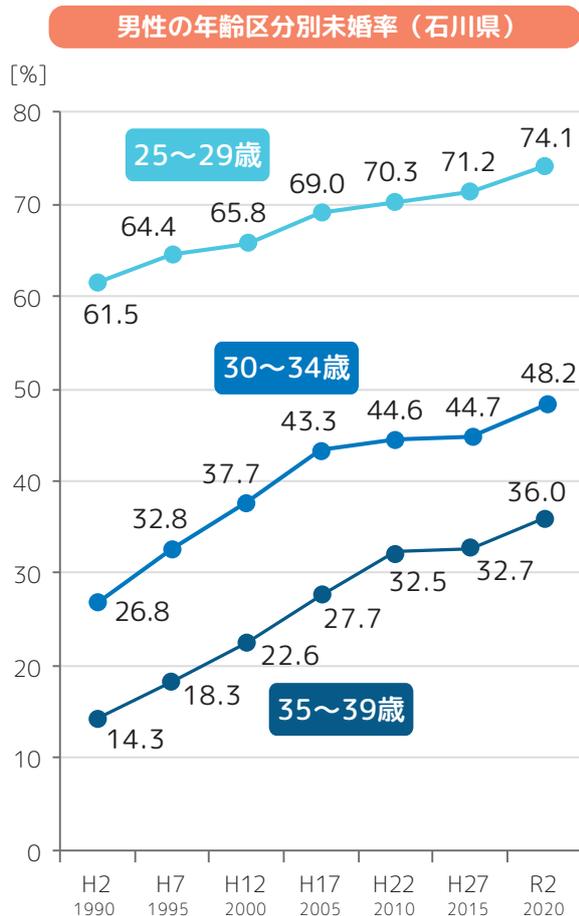
少子化の要因は、結婚・子育てをする世代の人口減の影響に加え、価値観の多様化・経済環境の変化などを背景とした未婚化の進行や、核家族化の進展・地域のつながりの希薄化を背景とした子育ての孤立化などによる子育ての不安や負担感の増大、仕事と子育ての両立が難しい職場環境など、様々な要因が絡み合っていると考えます。

ここでは、結婚、妊娠・出産、子育てといったライフステージごとに、少子化の背景となるデータや県民意識調査の結果を用いて、本県の結婚や子ども・子育てを巡る現状を示します。

(1) 結婚を巡る現状

① 未婚化の進行

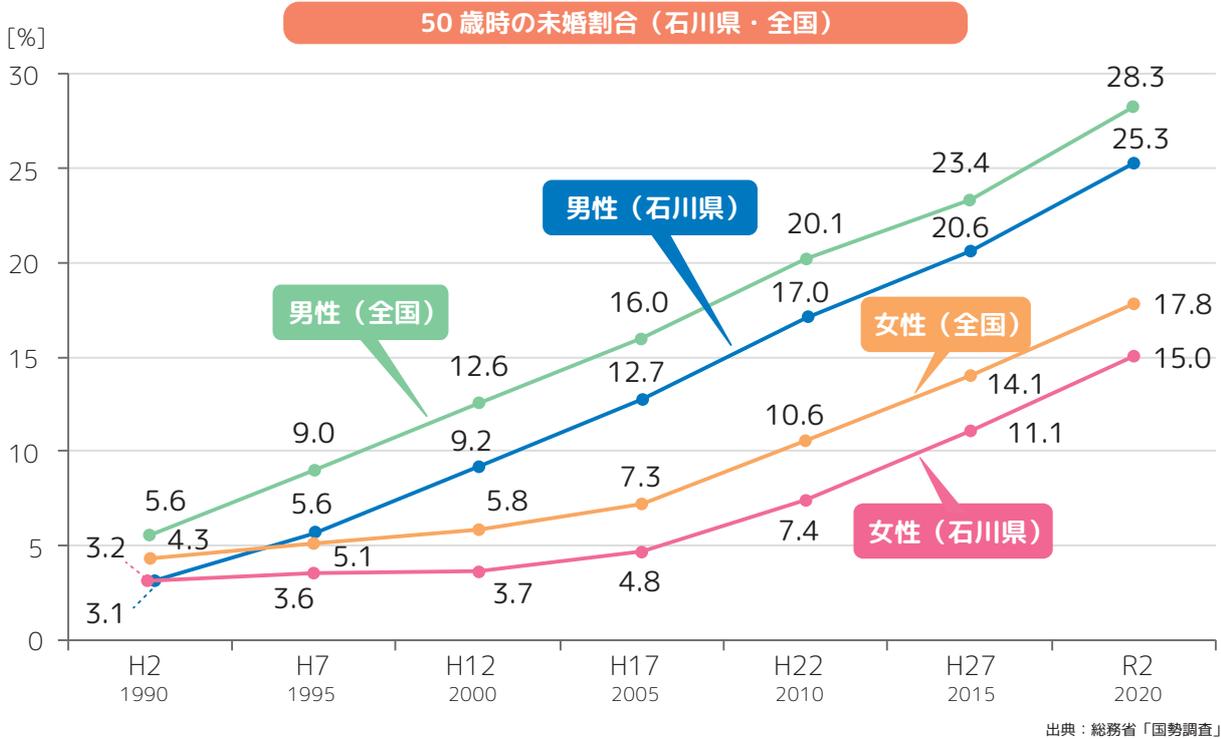
未婚率は、男女とも全ての年代で上昇傾向にあり、令和2年においては30代後半（35～39歳）の男性では約3人に1人（36.0%）、女性では約4人に1人（23.5%）が未婚の状況で、平成2年と比べると男性で約2.5倍、女性で約5.1倍となっています。



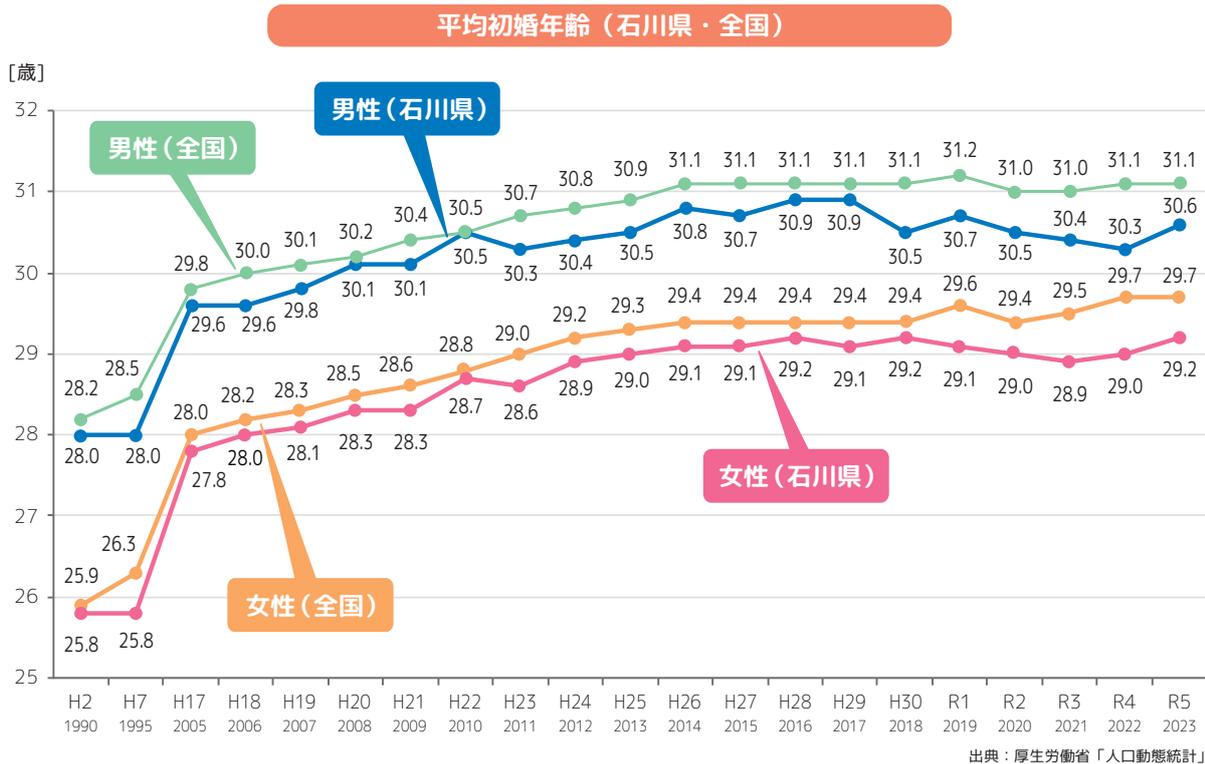
出典：総務省「国勢調査」



さらに、50歳時の未婚割合（50歳時点で一度も結婚したことの無い人の割合）は、年々上昇しており、男性では平成2年には3.1%だったものが、令和2年には25.3%（約4人に1人）、女性では平成2年には3.2%だったものが、令和2年には15.0%（約7人に1人）と未婚化が進んでいます。



平均初婚年齢は、男性では平成2年には28歳だったものが、平成17年以降約30歳となり、女性では平成2年には25.8歳だったものが、平成22年以降約29歳となっています。

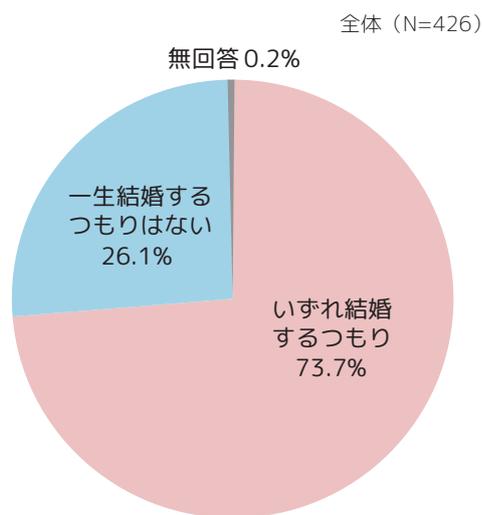


② 結婚に対する県民の意識

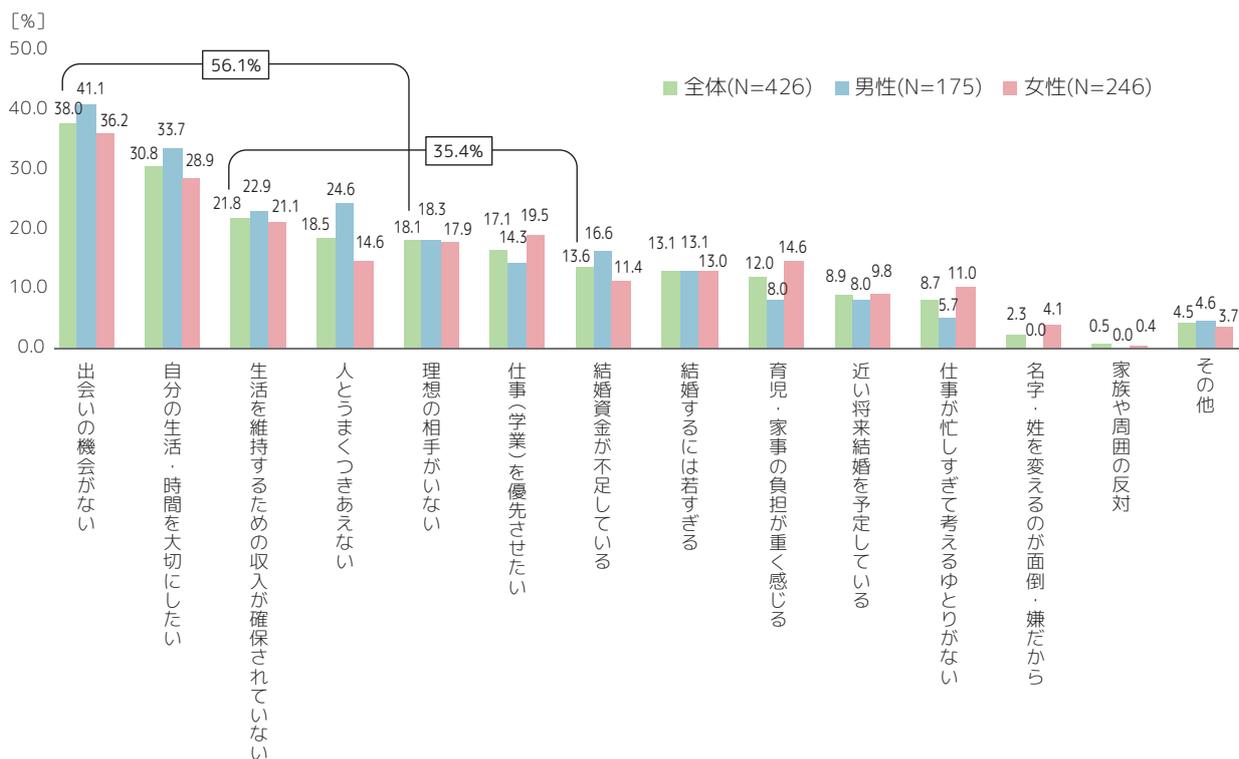
県民意識調査によると、未婚者の約7割(73.7%)が将来的には結婚したいと考えている一方で、約3割(26.1%)が一生結婚するつもりはないと回答しています。

結婚していない理由としては、出会いの機会がない56.1%(「出会いの機会がない(38.0%)」、「理想の相手がない(18.1%)」、自分の生活・時間を大切にしたい(30.8%)、経済的な理由35.4%(「生活を維持するための収入が確保されていない(21.8%)」、「結婚資金が不足している(13.6%)」)が主に挙げられています。

将来的な結婚願望



結婚していない理由(3つ以内回答)



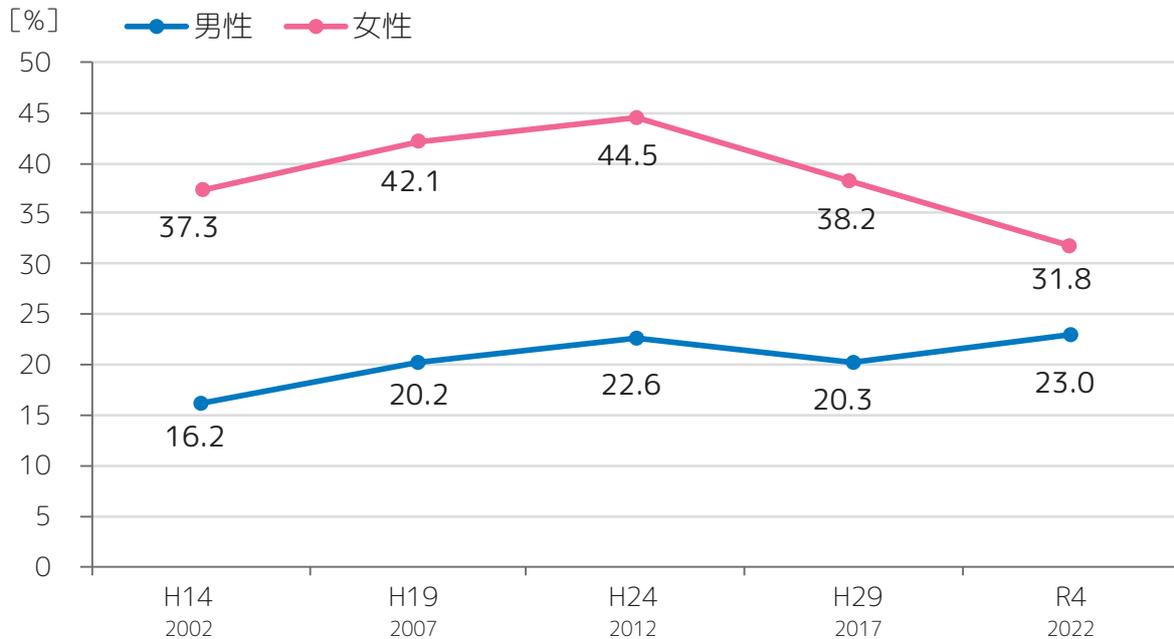
出典：石川県「結婚・子育てに関する県民意識調査」(令和6年)



③ 若年者の非正規雇用割合の推移

令和4年の就業構造基本調査によると、若年者（15～34歳）の非正規雇用割合は、近年、男性は20%台、女性は30%台で推移しています。男性においては、全国的に非正規就業者の未婚率が正規就業者の未婚率に比べ高くなっている傾向があります。

若年者（15～34歳）の非正規雇用割合（石川県）



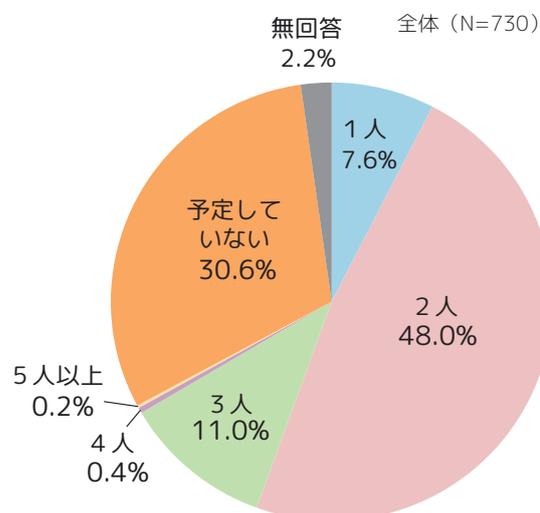
出典：総務省「就業構造基本調査」

(2) 妊娠・出産を巡る現状

① 子どもを持つことに対する県民の意識

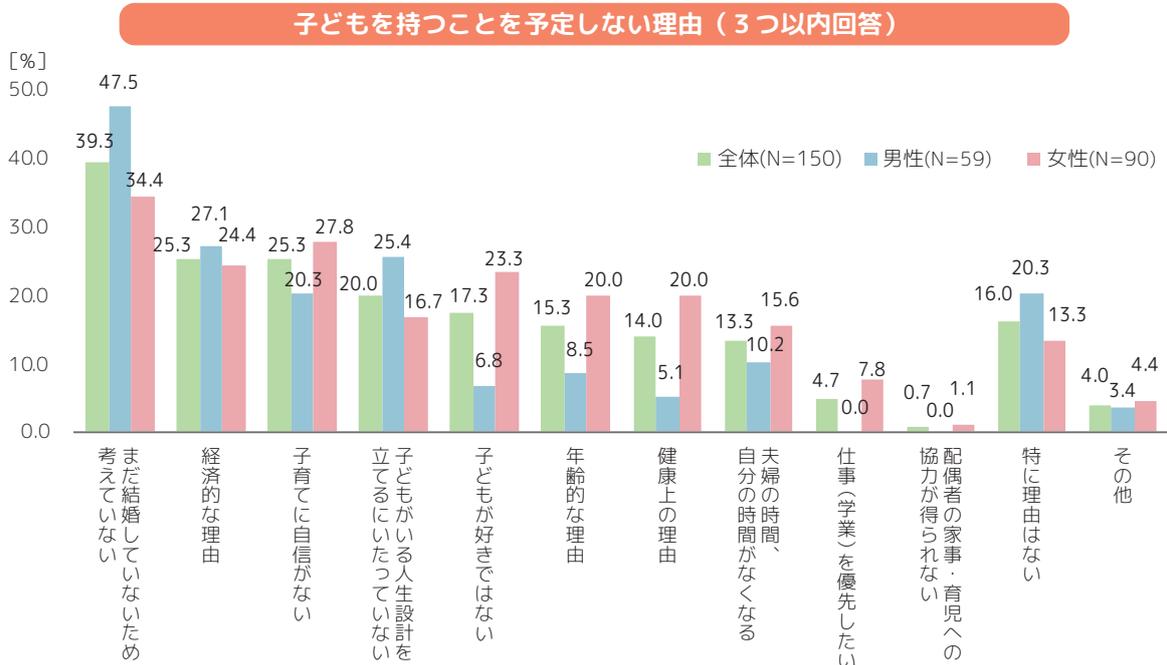
子どもがいない人や未婚者の理想の子どもの数は、県民意識調査では「2人」が48.0%、「3人」が11.0%となっており、約6割が子どもを2人以上持ちたいと考えています。

理想の子どもの数



出典：石川県「結婚・子育てに関する県民意識調査」（令和6年）

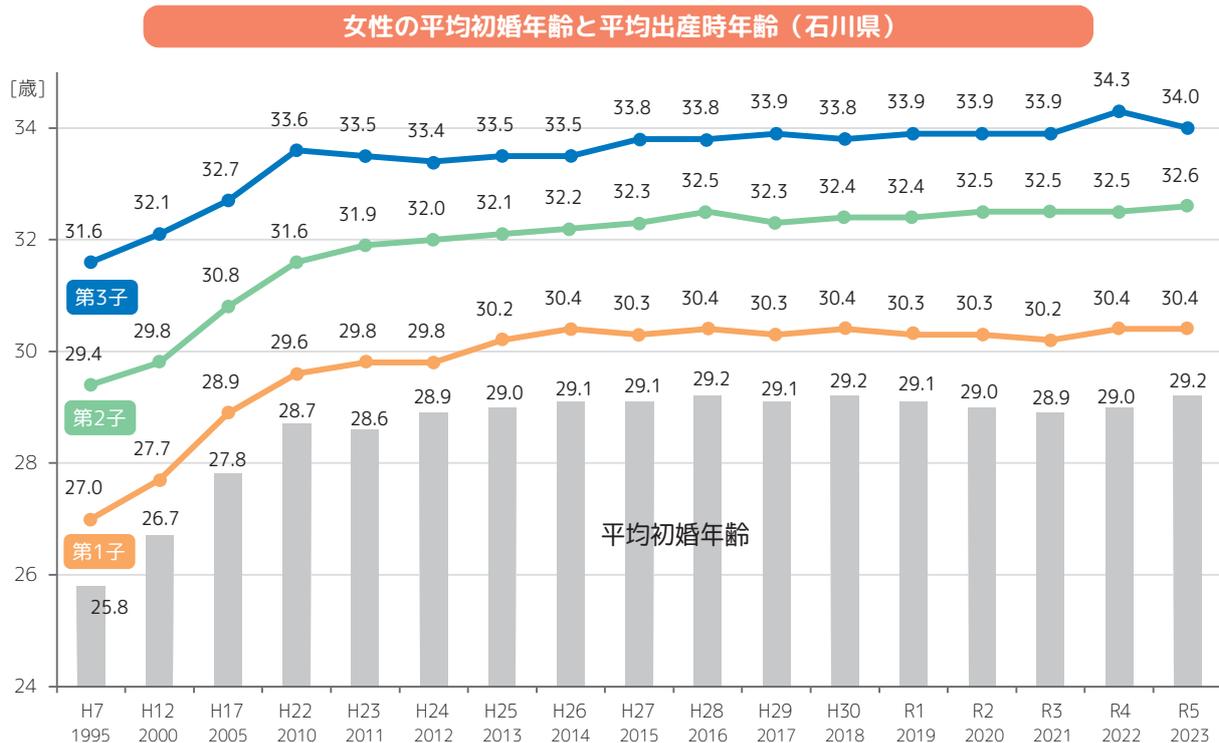
一方、子どもを持つことを予定していない人は30.6%で、その理由として、「まだ結婚していないため考えていない」が39.3%、次いで「経済的な理由」及び「子育てに自信がない」が25.3%となっています。



出典：石川県「結婚・子育てに関する県民意識調査」（令和6年）

② 女性の初婚年齢と平均出産時年齢の状況

女性の平均初婚年齢が高止まりする中で、平均出産時年齢も高止まり（晩産化）しています。第1子出産時の母親の平均年齢は、平成22年頃から約30歳で推移しており、令和5年では30.4歳となっています。



出典：厚生労働省「人口動態統計」



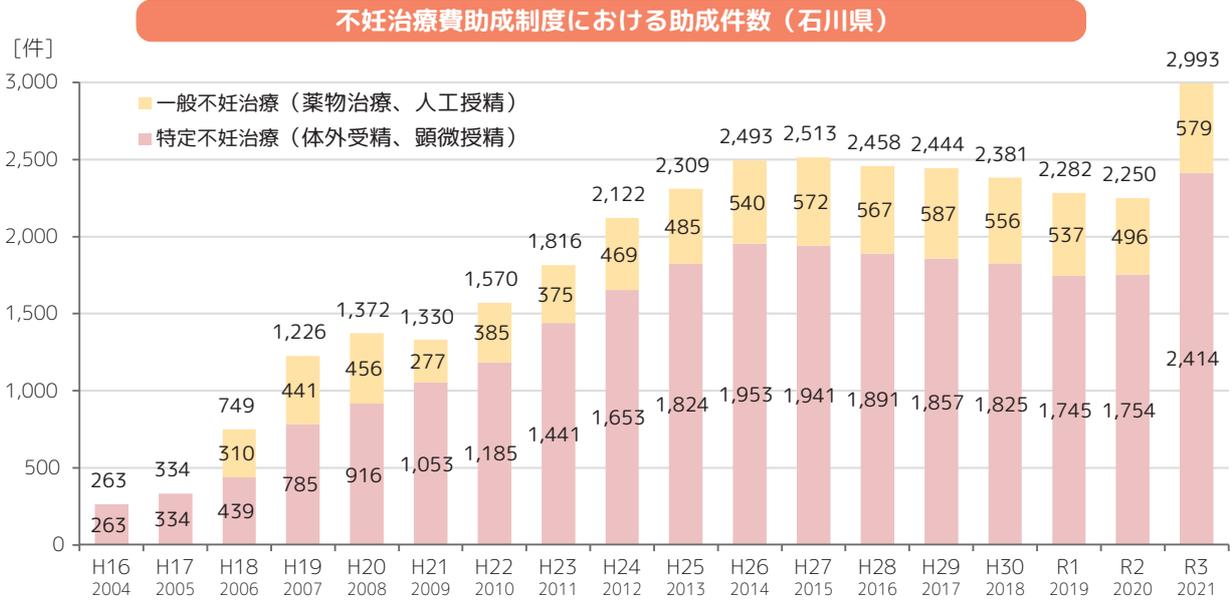
③ 不妊治療を巡る現状

晩産化の進行等に伴い、不妊治療を受けるケースが多くなっています。本県の不妊治療費助成制度における助成件数の推移を見ると、制度を開始した平成16年度には263件であったものが、令和3年度には2,993件と18年で約11倍に増加しています。

※一般不妊治療に対する助成制度は平成18年度から

※一般不妊治療及び特定不妊治療は令和4年4月から保険適用

令和4年度からは保険適用外の先進医療に対して助成（R4:240件、R5:460件）

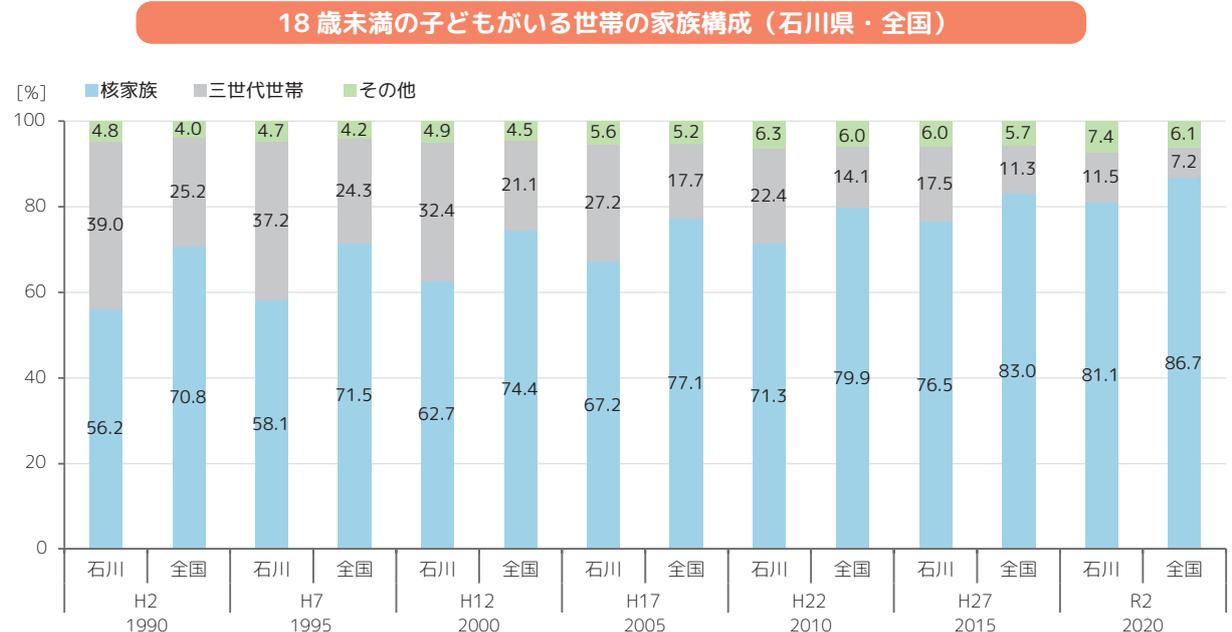


出典：石川県少子化対策監室調べ

(3) 子育てを巡る現状

① 核家族化の進行

核家族化に伴い、子育ての孤立化や子育て力の低下が指摘されています。本県における18歳未満の子どものいる世帯に占める核家族世帯の割合は、全国平均よりやや低いものの、増加傾向にあり、令和2年の国勢調査では81.1%となっています。

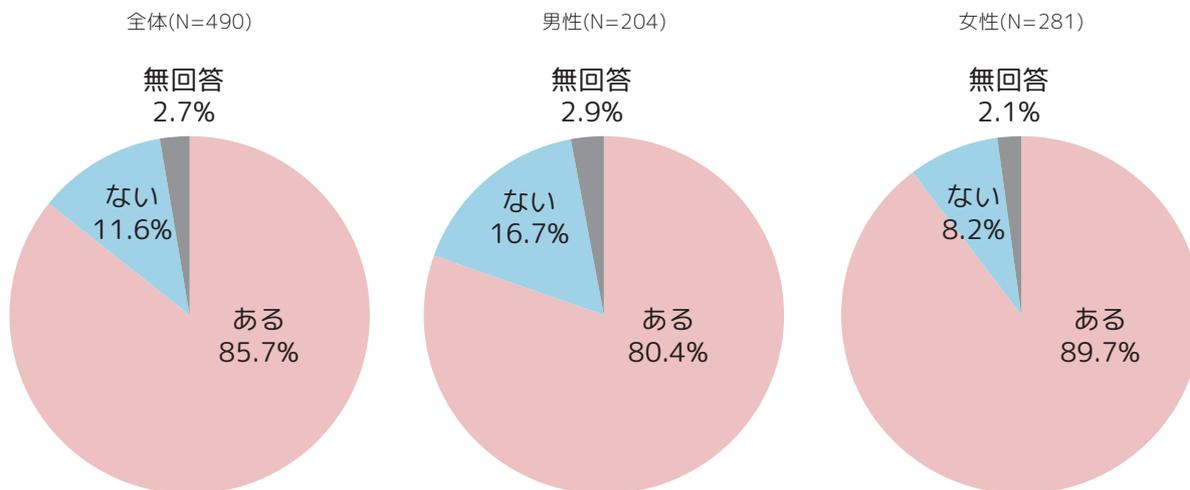


出典：総務省「国勢調査」

② 子育てに関する県民の意識

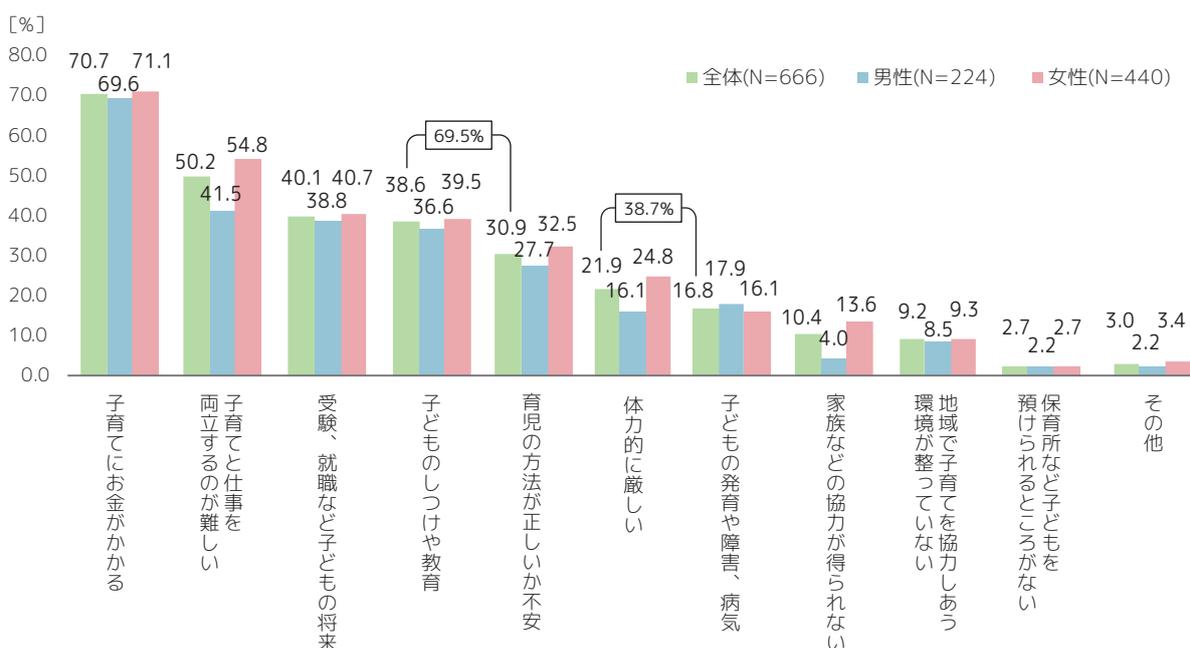
県民意識調査では、子どもがいない人や未婚者のうち、子どもを育てることに「不安がある」と回答した人は全体の85.7%で、男女別に見ると、男性よりも女性の方が子どもを育てることの不安が大きくなっています。

子どもを育てることに対する不安



また、子どもがいる人の回答では、子育てに関して主に4つの不安が挙げられており、不安の具体的内容としては、①経済的な不安70.7%（「子育てにお金がかかる」）、②精神的な不安69.5%（「子どものしつけや教育（38.6%）」、「育児の方法が正しいか不安（30.9%）」）、③子育てと仕事の両立の不安50.2%（「子育てと仕事を両立するのが難しい」）、④母子の健康への不安38.7%（「体力的に厳しい（21.9%）」、「子どもの発育や障害、病気（16.8%）」）となっています。

子育てに関する不安の具体的内容（あてはまるもの全て回答）



出典：石川県「結婚・子育てに関する県民意識調査」（令和6年）



さらに、子どもの数別に見ると、子どもが2人までの世帯では精神的な不安が最も大きく、子どもが3人以上いる世帯では経済的な不安が最も大きくなっています。

子どもの数別に見る子育てに関する不安（あてはまるもの全て回答）

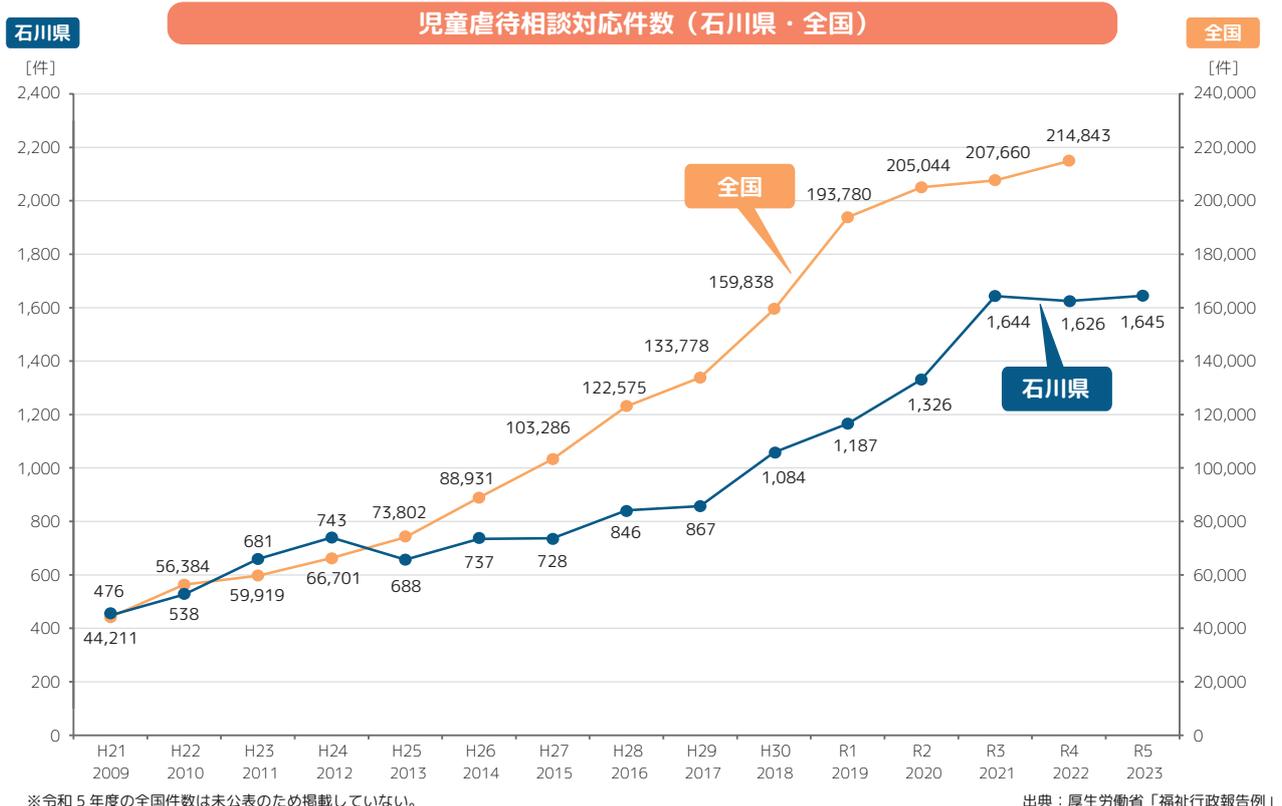
子育てに関する不安	全体	子どもの数		
		1人	2人	3人以上
①経済的な不安 (子育てにお金がかかる)	70.7%	64.2%	70.9%	76.4%
②精神的な不安 (子どものしつけや教育) (育児の方法が正しいか不安)	69.5%	68.5%	74.6%	61.2%
③子育てと仕事の両立の不安 (子育てと仕事を両立するのが難しい)	50.2%	53.3%	52.9%	42.1%
④母子の健康への不安 (体力的に厳しい) (子どもの発育や障害、病気)	38.7%	43.0%	36.5%	38.8%

出典：石川県「結婚・子育てに関する県民意識調査」（令和6年）

(4) 子どもを取り巻く現状

① 児童虐待

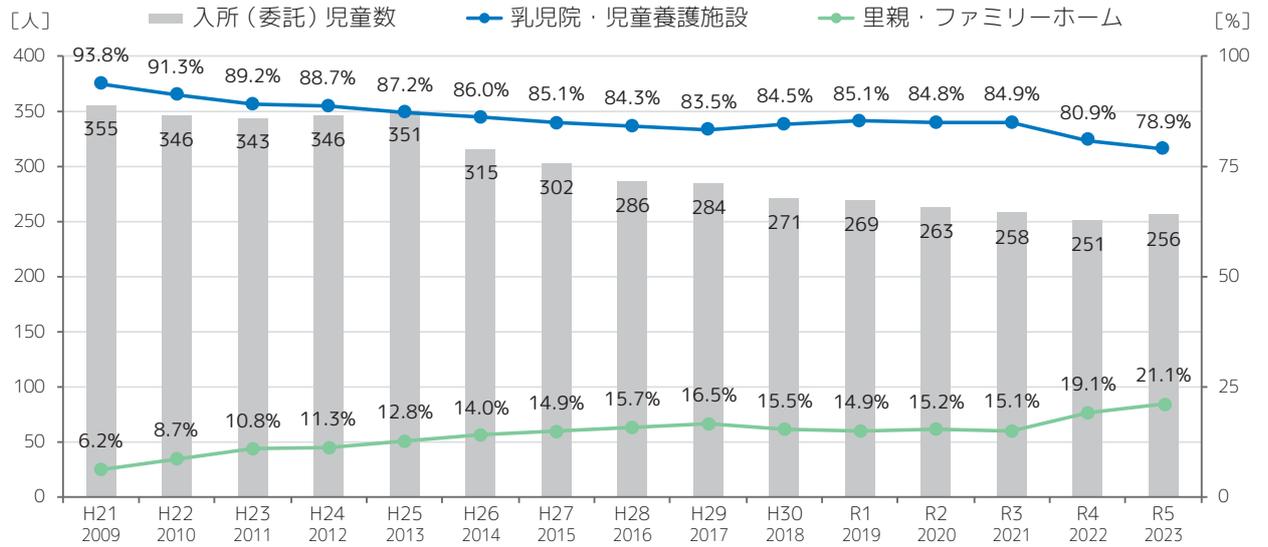
県内の児童相談所における児童虐待相談対応件数は増加傾向にありましたが、ここ数年は1,600件程度で推移しています。



② 社会的養護

本県における社会的養護（様々な理由により家庭で暮らせない子どもを家庭に代わって養育すること）を必要とする児童数は、近年 250 人程度で推移しており、その約 8 割が乳児院や児童養護施設、約 2 割が里親やファミリーホームで養育されていますが、近年、里親等で養育される児童の割合が高くなっています。

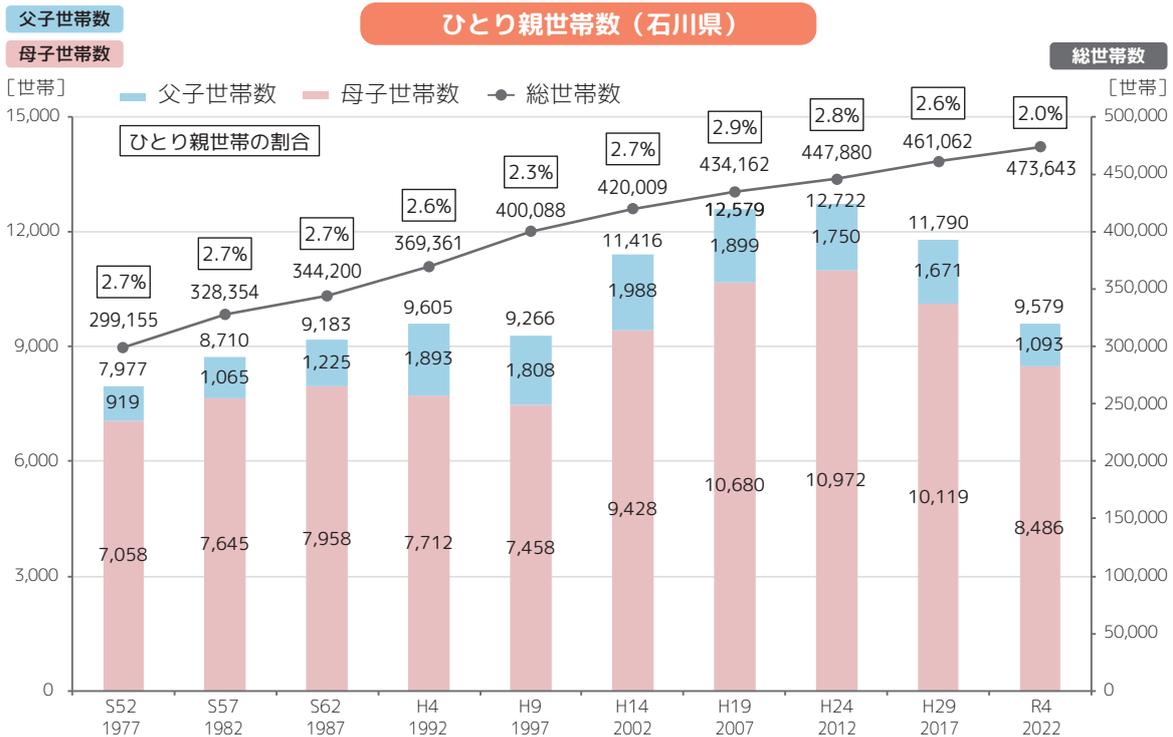
児童養護施設等で養育されている児童数と入所状況（石川県）（各年度 3 月末時点）



出典：厚生労働省「福祉行政報告例」

③ ひとり親世帯

本県におけるひとり親世帯数は近年減少しており、令和 4 年のひとり親世帯数は 9,579 世帯で、総世帯数に占める割合は 2～3% となっており、ひとり親世帯の約 9 割が母子世帯となっています。



出典：石川県少子化対策監室「ひとり親家庭等実態調査」



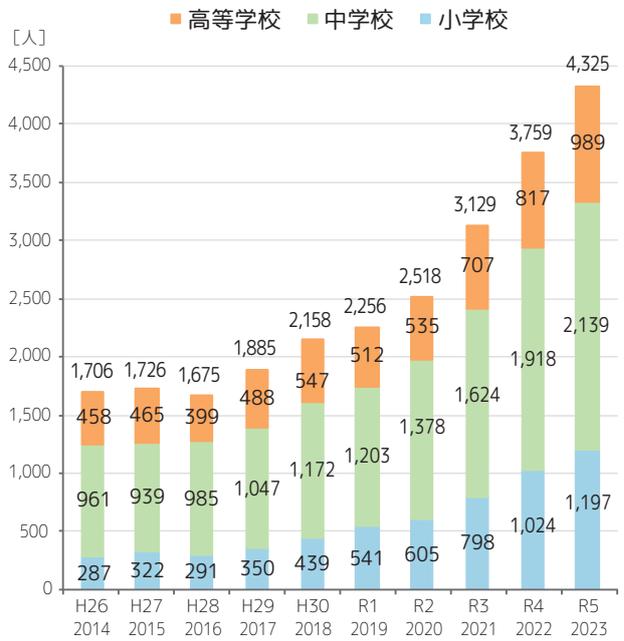
④ いじめ、不登校

本県におけるいじめの認知件数は、平成 27 年以降増加傾向にあります。不登校児童・生徒数も近年増加しています。

いじめの認知件数（石川県）



不登校児童・生徒数（石川県）



出典：文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」

⑤ 子どもの非行・犯罪

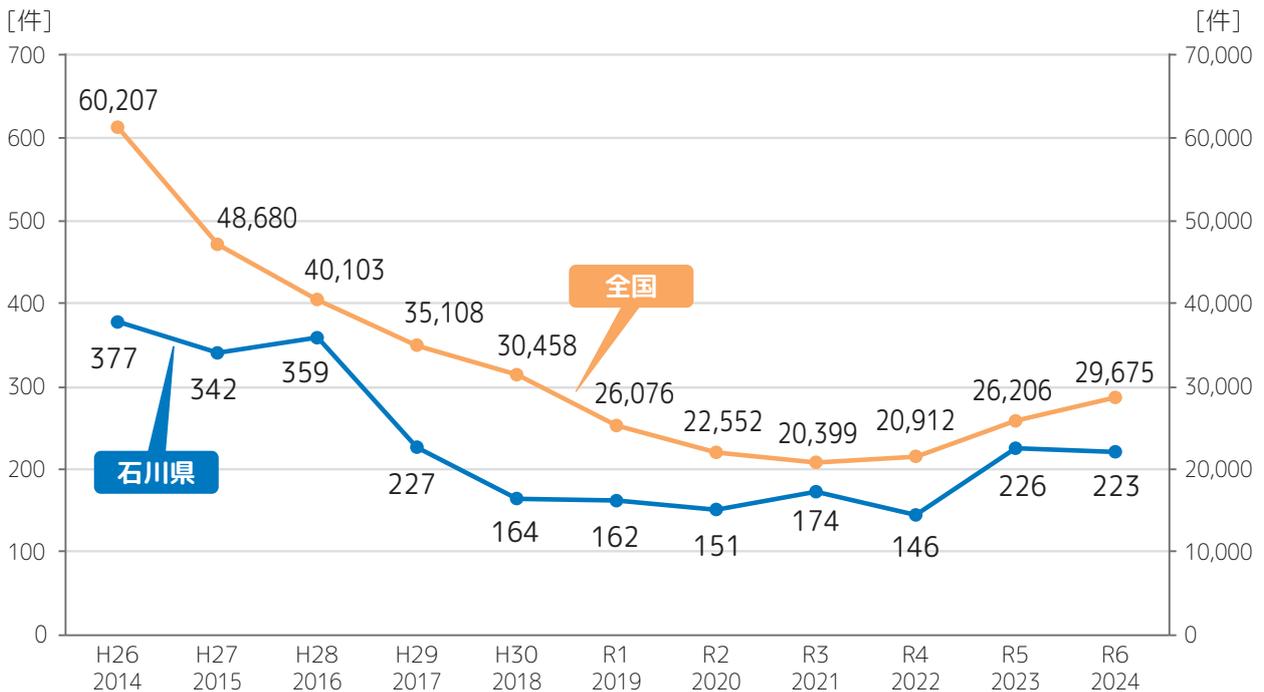
本県における少年非行件数は、近年横ばいとなっています。

一方、14 歳未満の犯罪は近年やや増加傾向にあり、犯罪の相対的な低年齢化が進んでいます。

少年非行件数（石川県・全国）

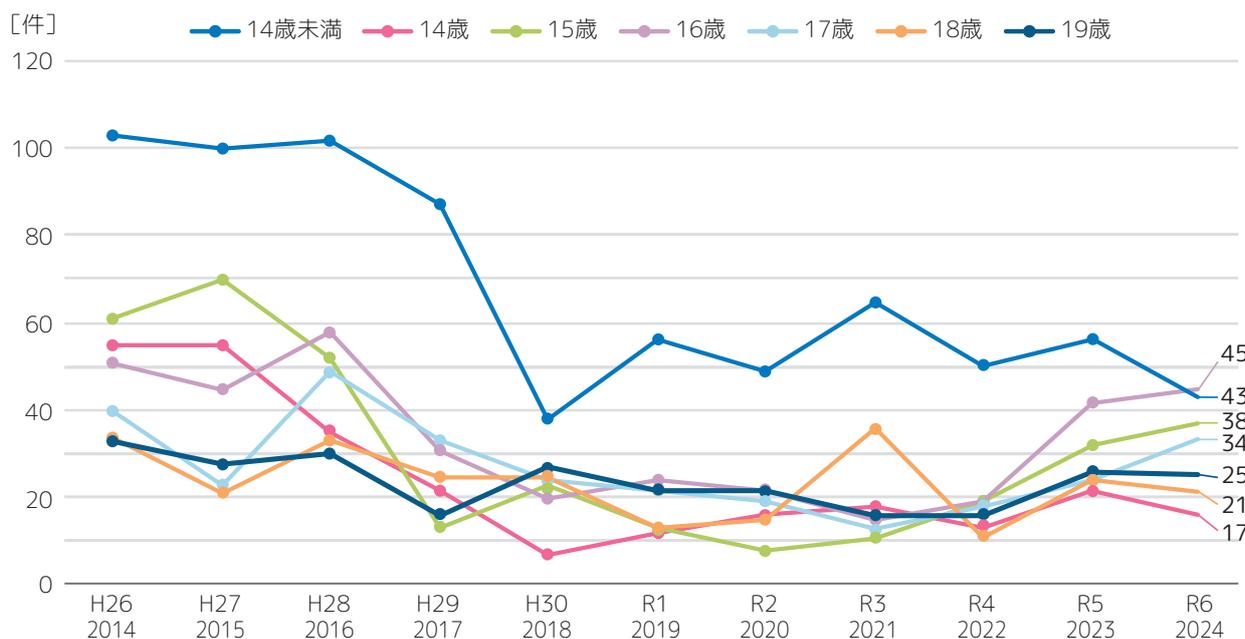
石川県

全国



出典：警察庁及び石川県警察本部調べ

年齢別少年非行件数（石川県）



出典：石川県警察本部調べ

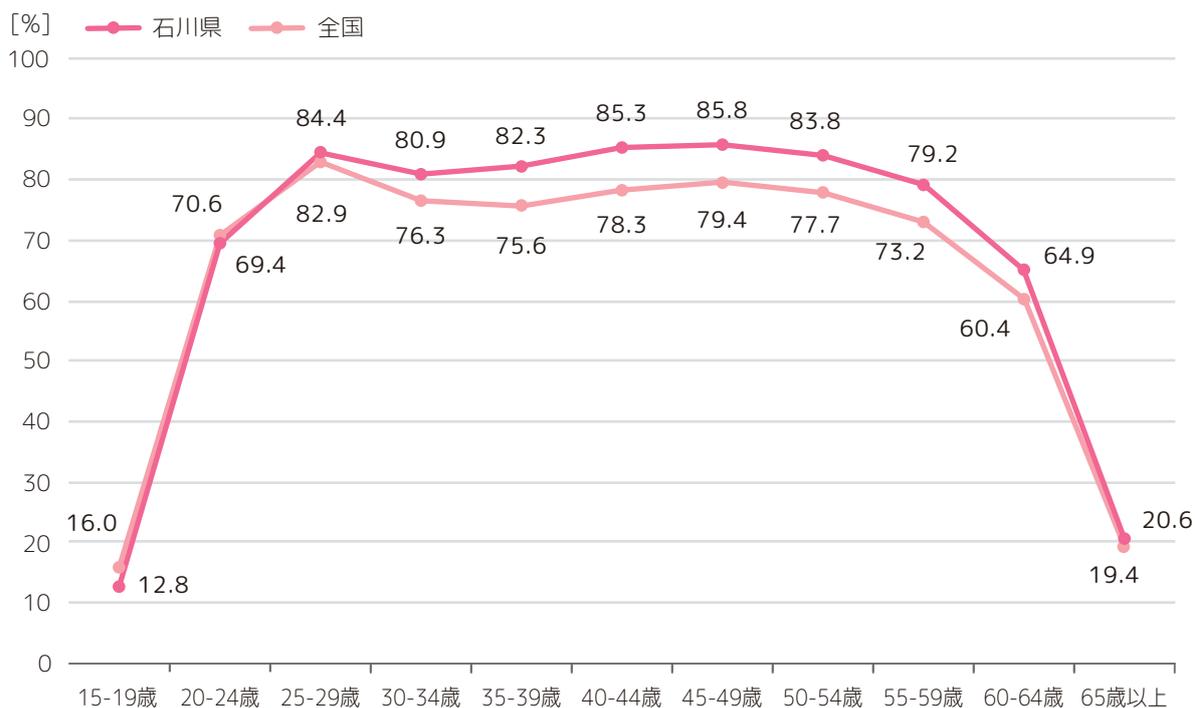
(5) 仕事と生活の調和（ワークライフバランス）の現状

① 女性の就業率

本県における女性の就業率（就業者／15歳以上人口）は、令和2年の国勢調査では53.9%で全国3位となっており、年齢別就業率についても、全国に比べ高い状況にあります。

また、20代後半から30代の就業率の落ち込みが小さく、本県の女性は全国に比べ、子育て期にあっても働いている割合が高くなっています。

女性の年齢階級別就業率（石川県・全国）



出典：総務省「国勢調査」（令和2年）



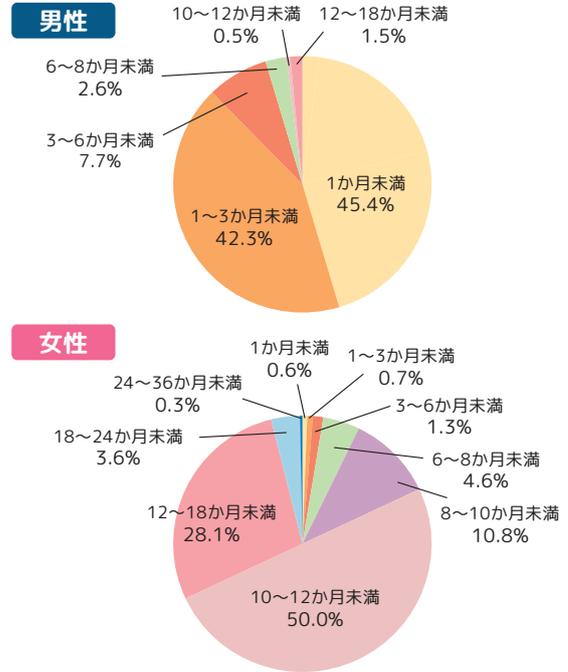
② 育児休業取得率

本県における育児休業取得率は、令和6年度石川県労働条件等実態調査では、男性は女性に比べ依然として低いものの、近年は上昇傾向にあります。育児休業取得期間は、女性では10か月以上12か月未満、男性では1か月未満の割合が最も高くなっています。

育児休業取得率の推移（石川県）



育児休業取得期間別の割合（石川県）

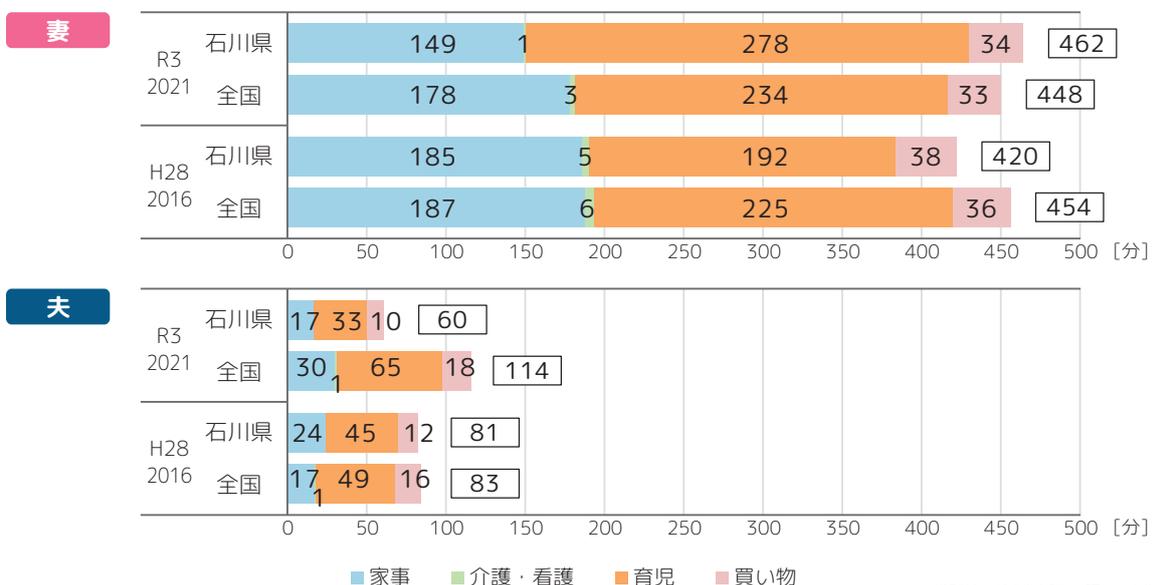


出典：石川県少子化対策監室「労働条件等実態調査」（令和6年度）

③ 夫婦の育児・家事関連時間

令和3年の社会生活基本調査では、本県における6歳未満の子どもを持つ夫の育児・家事関連時間は60分/週で、妻の462分/週に比べ、短い状況となっています。

育児・家事関連時間（6歳未満の子どもを持つ夫婦）週全体（分）

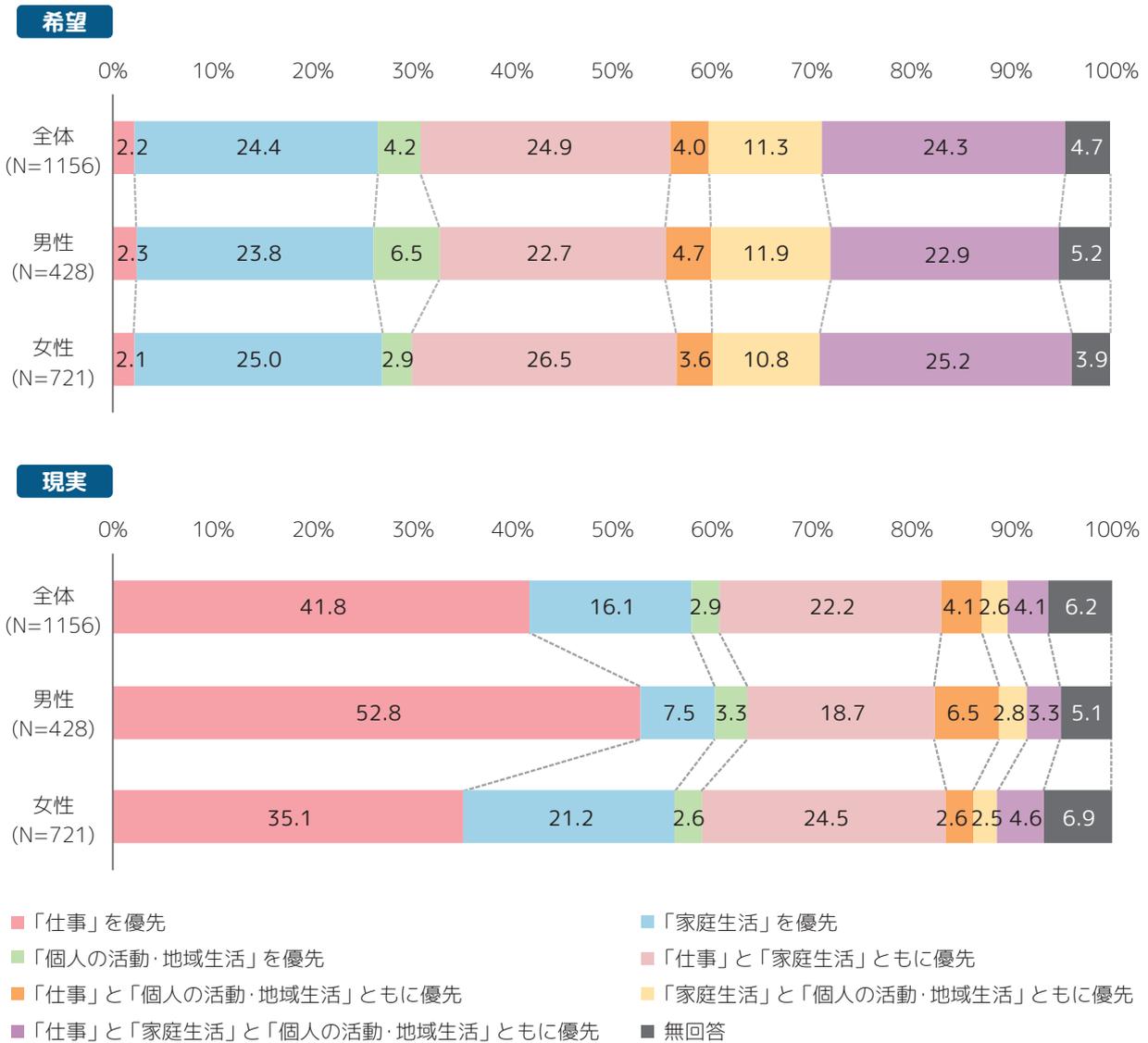


出典：総務省「社会生活基本調査」（令和3年）

④ 仕事と生活の調和（ワークライフバランス）に対する県民の意識

県民意識調査では、生活の中での仕事・家庭生活・地域生活の優先度について、「希望」としては全体で「仕事と家庭生活ともに優先」が24.9%と最も多くなっていますが、「現実」は、「仕事を優先」が41.8%と最も多く、特に男性では52.8%と約5割もの人が「仕事を優先」する状況となっています。

仕事・家庭生活・地域生活の優先度



出典：石川県「結婚・子育てに関する県民意識調査」（令和6年）



(6) 令和6年能登半島地震・奥能登豪雨の発生

① 概要

令和6年1月に最大震度7を観測する令和6年能登半島地震が発生し、また令和6年9月に被災地を記録的な豪雨が襲い、未曾有の複合災害となりました。

② 子ども関係施設の被害状況

子ども関係施設の被害の状況は、県内全体で保育施設等305施設、公立学校施設292校が被害を受けました。

施設	施設数 (R5.12月末時点)	被害数
認定こども園・保育所	375 施設	197 施設
放課後児童クラブ	347 施設	82 施設
児童館	94 施設	22 施設
児童養護施設	10 施設	3 施設
障害児施設 ※能登6市町の入所施設	1 施設	1 施設
公立学校施設 (うち県立学校)	344 校 (56 校)	292 校 (55 校)

③ 子ども関係施設の運営状況

各施設とも発災直後には施設運営の休止を余儀なくされたところも多いですが、速やかに施設運営を再開しています。(一部、集約運営や代替施設での運営あり)

3 国の動向とこれまでの県の取組

(1) 国の動向

国では、「少子化社会対策基本法」（平成 15 年法律第 133 号）及び「少子化社会対策大綱」（平成 16 年閣議決定）に基づき、少子化対策を総合的に推進してきました。

平成 27 年 3 月に閣議決定された「少子化社会対策大綱」以降も、「ニッポン一億総活躍プラン」（平成 28 年閣議決定）において、一人でも多くの若者の結婚や出産の希望をかなえる「希望出生率 1.8」の実現を掲げ、各種取組が進められてきました。

「子育て安心プラン」（平成 29 年閣議決定）による保育の受け皿拡大、「新しい経済政策パッケージ」（平成 29 年閣議決定）による幼児教育・保育の無償化及び高等教育の修学支援、「働き方改革関連法」の施行による長時間労働の是正等の取組が進められたほか、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」（第 2 期：令和元年閣議決定）においても、結婚・出産・子育ての希望をかなえることを基本目標の一つとして掲げ、「少子化社会対策大綱」と連携した総合的な対策を推進するとともに、地方創生の観点から地域の実情に応じた取組が進められてきました。

また、令和 2 年 5 月には、第 4 次となる「少子化社会対策大綱」を閣議決定し、令和 5 年 4 月には、全てのこどもや若者が将来にわたって幸せな生活ができる社会の実現を目指し、「こども基本法」が施行されたほか、新たな行政機関として、こども家庭庁が発足し、加えて、同年 12 月に従来の 3 大綱（「少子化社会対策大綱」「子供・若者育成支援推進大綱」「子供の貧困対策に関する大綱」）を一元化した「こども大綱」、次元の異なる少子化対策として、基本理念や令和 8 年度までの集中的取組である「加速化プラン」を掲げる「こども未来戦略」及び「幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン（100 か月ビジョン）」等が閣議決定されています。

(2) 近年の県の取組

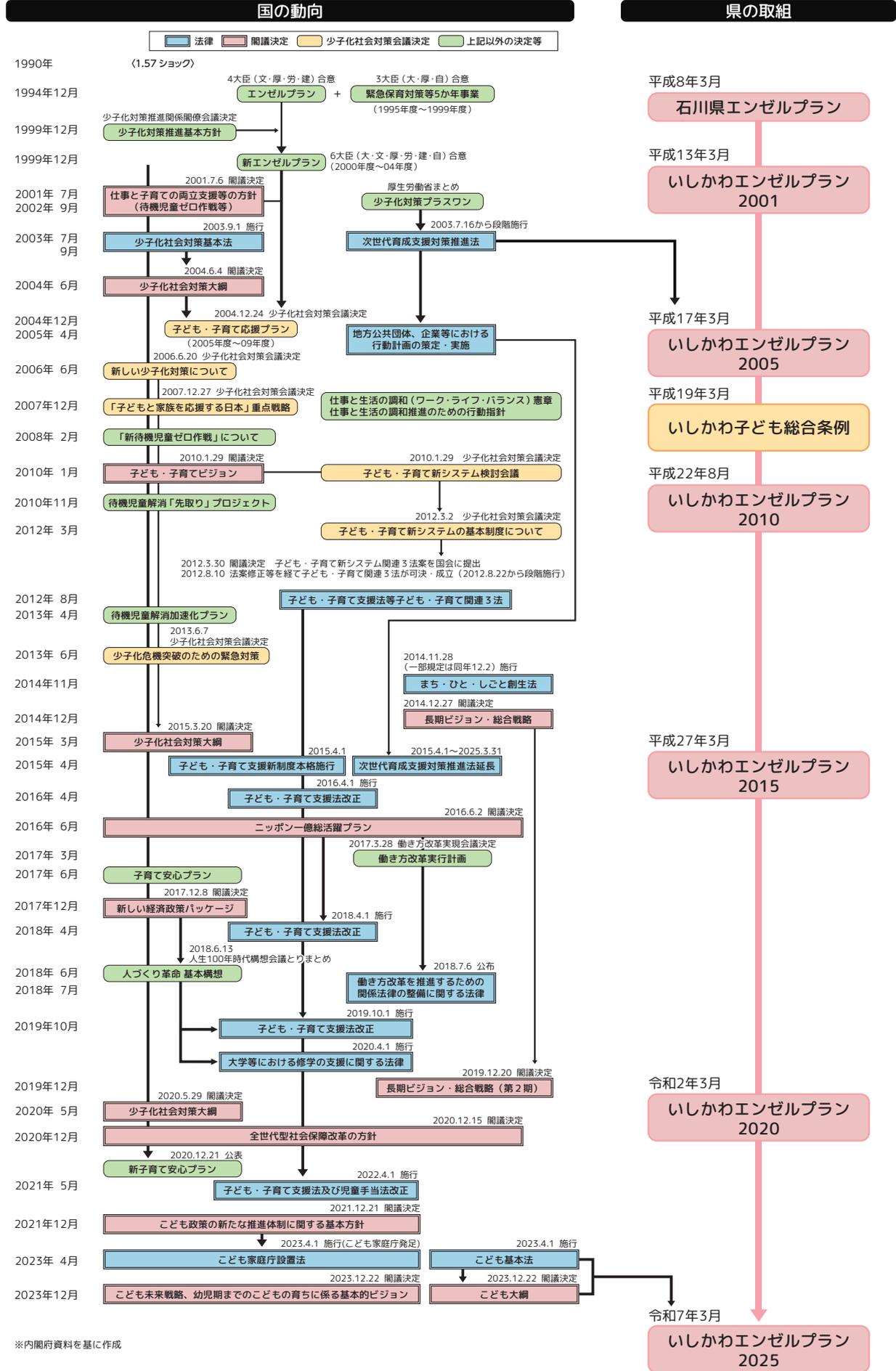
本県では、令和 2 年に策定した「いしかわエンゼルプラン 2020」に基づき、「結婚」「妊娠・出産」「子育て」といったライフステージに応じた切れ目のない支援と、各ライフステージにわたる「働き方」を推進するため、様々な施策を展開してきました。

「いしかわエンゼルプラン 2020」の数値目標は、令和 5 年度末現在で全 35 項目中 27 項目（全体の 77.1%）が目標値の 80% 以上を達成しており、そのうち、目標値を 100% 以上達成できた項目は 11 項目（全体の 31.4%）と、各施策については一定の成果が現れていますが、全国同様、少子化の流れに歯止めがかかっていません。

少子化対策は、一朝一夕に解決できる問題ではありませんが、今後も実効性のある施策を展開していく必要があります。



(参考) 国の動向と県の取組



第2章 プラン策定の背景

1 目指す社会

子どもは社会の希望であり、未来をつくる存在です。

次代を担う子どもが、夢や希望を持ち、心豊かにたくましく育っていくことは、いつの時代においても変わることのない社会全体の願いです。

このような中、国のこども大綱が掲げる『「こどもまんなか社会」～全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会～』の実現を目指すとともに、本プランでは、結婚や出産の希望がかない、安心して子どもを産み育てることができるよう、「いしかわ子ども総合条例」に基づき、「将来にわたり、子どもの元気な声がこだまし、活気あふれるふるさと石川の創造」及び「安心して子どもを産み育てることができる環境の充実」を目指します。

国のこども大綱が目指す「こどもまんなか社会」（抜粋）

～全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会～

< 具体的内容 >

- 全てのこども・若者が、保護者や社会に支えられ、次のことができる社会
 - 心身ともに健やかに成長できる
 - 個性や多様性が尊重され、尊厳が重んぜられ、自分らしく生活ができる
 - 様々な遊びや学び、体験等を通じ、生き抜く力を得ることができる
 - 自らの意見を持つための支援を受け、意見を表明し、社会に参画できる
 - 不安や悩みを抱えたりしても、周囲のおとなや社会にサポートされ、問題を解消したり乗り越えたりすることができる
 - 働くこと、誰かと家族になること、親になることに、夢や希望を持つことができる 等
- 20～30代を中心とする若い世代が、次のことができる社会
 - それぞれの希望に応じ、家族を持ち、こどもを産み育てることや、不安なく、こどもとの生活を始めることができる
 - 社会全体から支えられ、自己肯定感を持ちながら幸せな状態で、こどもと向き合うことができ、子育てに伴う喜びを実感することができる。そうした環境の下で、こどもが幸せな状態で育つことができる 等
- 「こどもまんなか社会」の実現で、こども・若者が、
 - 自らの希望に応じてその意欲と能力を活かすことができるようになる
 - こどもを産みたい、育てたいと考える個人の希望が叶うことにつながる
 - 未来を担う人材を社会全体で育み、社会経済の持続可能性を高める 等

▶ 全ての人にとって、社会的価値が創造され、その幸福が高まる



2 基本目標

目指す社会の実現に向け、本プランの基本目標を次のとおり掲げます。

次代を担う子どもが、心豊かにたくましく育ち、自立した大人に成長するとともに、結婚や出産の希望がかない、安心して子どもを生み育てていくための支援の充実

目標の実現に当たっては、全ての子どもが権利の主体であることの理解を高めるとともに、子どもが健やかに生まれ育ち、自立した若者に成長し、家庭を築き、親として子育てをするというライフステージの各段階に応じた支援を切れ目なく行うことが大切です。

そこで、本プランでは「結婚」、「妊娠・出産」、「子育て」といったライフステージごとの施策の柱と、各ライフステージにわたる「働き方」及び「子どもの権利擁護」における施策の柱を立て、子どもや子育てに関する一貫した施策を総合的かつ計画的に推進していきます。

さらに、本県に未曾有の大災害をもたらした、令和6年能登半島地震・奥能登豪雨に関し、石川県創造的復興プラン等に基づき、早期の復旧・復興に着実に取り組んでいきます。

〈ライフステージごとの施策の柱〉

結婚

① 結婚を希望する若者の希望をかなえ、安心して家庭を築くための支援の充実

妊娠
出産

② 出産の希望がかない、安心して子どもを生み育てるための母子の健康の確保及び増進

子育て

③ 全ての子育て家庭が安心して子どもを育てることのできる環境の整備

④ 子どもの生きる力を育む教育の充実と環境の整備

⑤ 社会的な支援の必要性が高い子どもや家庭に対するきめ細かな支援の充実

〈各ライフステージにわたる施策の柱〉

働き方

⑥ 仕事と生活の調和（ワークライフバランス）の推進

子どもの
権利擁護

⑦ 子ども・若者が権利の主体であることを社会全体で共有

〈令和6年能登半島地震・奥能登豪雨からの復旧・復興〉

創造的復興プラン等に掲げられた主な子ども関連施策の着実な実行

3 基本的視点

計画の推進に当たっては、次の3つの視点に立ち、施策を展開します。

(1) 子どもを権利の主体として尊重し、「子どもの最善の利益」を第一に考える

施策の推進に当たっては、子どもを多様な人格を持った個として尊重し、その権利を保障し、子どもの幸せを第一に考え、子どもの利益が最大限に尊重されるように、子どもを全ての施策の中心に据えます。

また、家庭環境や障害の有無等にかかわらず、全ての子どもの健やかな育ちを等しく保障することを目指します。

(2) 結婚、妊娠・出産、子育てといったライフステージの進展に応じた「切れ目のない支援」

結婚や出産は個人の生き方や価値観に関わるもので、個人の自由な選択に委ねられるべきものですが、結婚や出産の希望がかなえられていない現状もあることから、その希望がかなえられ、安心して子どもを産み育てることのできる社会を実現するため、結婚、妊娠・出産、子育てのライフステージの進展に応じた切れ目のない支援を行います。

(3) 「社会全体」で子どもの育ちや子育て家庭を支える

子育ての一義的な責任は父母などの保護者にありますが、核家族化の進行、地域におけるつながりの希薄化などにより、かつては家庭や地域が担っていた子育てを支援する機能や、子どもの健やかな育ちを支える機能が低下し、家庭のみで子育てをすることが困難となっていることから、社会全体で子どもの育ちや子育て家庭を温かく見守り、支える仕組みや環境の整備を行います。

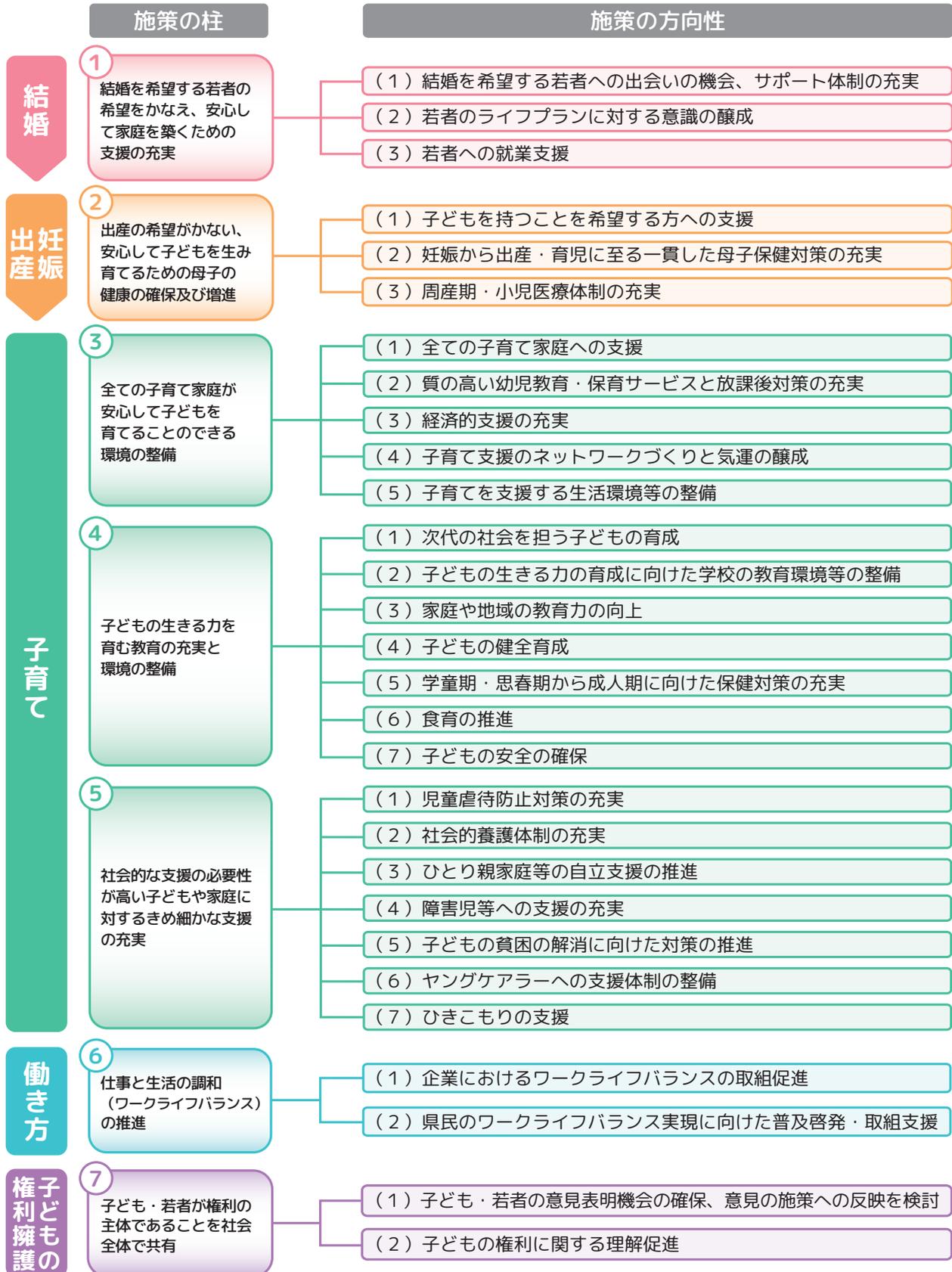
その際、地域や社会が保護者の気持ちを受け止め、寄り添い、子育てに対する不安や孤立感を和らげることを通じて、親としての成長を支援し、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるよう支援するという視点も大切にします。

また、結婚、妊娠、子ども・子育てを大切にするという意識を社会全体で共有しながら、社会全体で取組を進めます。





4 施策体系



上記に加え、令和6年能登半島地震・奥能登豪雨からの復旧・復興に向け、創造的復興プラン等に掲げられた主な子ども関連施策を着実に実行

第4章

具体的施策の展開

結婚

1 結婚を希望する若者の希望をかなえ、安心して家庭を築くための支援の充実

少子化の大きな要因とされる未婚化が進行する中で、多くの若者が結婚を希望しています。

結婚は個人の生き方や価値観に関わるもので、個人の自由な意思により選択されることが基本ですが、結婚を希望する若者がその希望をかなえられるよう、社会全体で結婚を応援する環境づくりに取り組みます。

また、就業、結婚、妊娠・出産、子育てなど各ライフステージにおいて、自ら主体的な選択ができるようライフプランについて考える機会を提供し、意識の醸成を図ります。

施策の方向性

(1-1) 結婚を希望する若者への出会いの機会、サポート体制の充実

若い世代の結婚を巡る現状を見ると、多くの人々が結婚を希望しながら相手と巡り合う機会が少ないといった現状があります。

そこで、結婚を希望する若者の結婚の希望をかなえるため、市町や企業等と連携しながら、出会いの機会の充実を図るとともに、結婚を応援する環境づくりなど、サポート体制の充実を図ります。

具体的な取組内容

① 県、市町、企業等が一体となり結婚支援を推進します。

結婚を希望する若者を、県を挙げて支援するため、公益財団法人いしかわ結婚・子育て支援財団に設置した「いしかわ結婚支援センター」を拠点に、市町や企業等と共に官民一体で結婚支援に取り組みます。

② 結婚を希望する若者に出会いの機会を提供します。

結婚を希望する若者に対して、会員専用サイト「あいきゅん」（「縁結びistによるお見合い」「いしかわ縁結びイベント」「いしかわ縁結びマッチング」）による出会いの機会の提供を行います。

数値目標	「あいきゅん」の会員登録者数	(R5) 4,002人 ▶ (R11) 6,000人
	縁結びイベント参加者数(累計)	(R5) 3,502人 ▶ (R11) 13,000人



あいきゅん

いしかわ結婚支援センター（（公財）いしかわ結婚・子育て支援財団）では、「縁結び ist によるお見合い」、「いしかわ縁結びイベント」、「いしかわ縁結びマッチング」の3つの制度から結婚を希望する方の出会いの機会をサポートしています。

これらを組み合わせて利用できる会員専用サイトを開設するとともに、3つの事業の総称を、「あいきゅん（いきゅん）」として、広く利用を呼び掛けています。



あいきゅん（いきゅん）ロゴマーク

③ 出会いの機会などの情報提供や結婚に関する相談体制の充実を図ります。

いしかわ結婚支援センターのホームページに県内各地の結婚支援情報を掲載し、結婚を希望する若者に対し、一元的な情報提供を行います。また、いしかわ結婚支援センターに設置した「婚カフェいしかわ」での相談支援など、結婚を希望する若者やその家族が、結婚に関する悩みや不安について気軽に相談できる体制の充実を図ります。

さらに、配偶者との出会いが職場や仕事関係でも多いことを踏まえ、従業員に対して結婚支援情報の提供や出会いの機会の提供に積極的に取り組む企業を「いしかわ婚活応援企業」として認定し支援するなど、企業での結婚支援の取組を促進します。

数値目標	いしかわ婚活応援企業数	(R5) 314社 ▶ (R11) 500社
------	-------------	------------------------

④ 結婚に係る経済的負担の軽減と結婚応援の気運醸成を図ります。

結婚を希望する若者からは、結婚していない理由として経済的理由も多く挙がっていることから、企業の協力もいただきながら「石川しあわせ婚応援パスポート（愛称：婚パス）」を通じて、結婚の際の経済的負担の軽減と社会全体で結婚を応援する気運の醸成を図ります。

石川しあわせ婚応援パスポート（愛称：婚パス）

婚パスは、結婚を予定しているカップルの方や新婚の方が利用できるパスポートです。

協賛店舗で提示すると、割引など、さまざまな特典サービスが受けられます。

協賛店舗例：結婚式場、ホテル・旅館、旅行、貸衣装、理美容、金融、住宅、買物、飲食 など

特典例：挙式料・衣装割引、婚約指輪割引、新婚旅行割引、住宅ローン金利優遇 など



婚パスロゴマーク

施策の方向性

(1-2) 若者のライフプランに対する意識の醸成

若者が就業、結婚、妊娠・出産、子育てなど各ライフステージにおいて、自らの主体的な選択により希望する生き方ができるよう、ライフプランについて考える機会を提供し、意識の醸成を図ります。

具体的な取組内容

① 若者のライフプラン支援の充実に努めます。

高校生や大学生等を対象に、将来の仕事とあわせて、就業、結婚、妊娠・出産、子育てなど自らのライフプランを具体的に考えることのできる機会を提供します。

数値目標	高校生・大学生向け ライフプランセミナーの 受講者数(累計)	(R5) 10,249人 ▶ (R11) 22,000人
------	--------------------------------------	------------------------------

② 若者が希望する生き方ができる環境づくりを進めます。

若者が自らの主体的な選択により希望する生き方ができるよう、家庭や子どもを持つことの意義や喜びなど多様な生き方について、様々な機会を捉えて発信し、社会全体で応援する意識の醸成に努めます。

③ 乳幼児等との触れ合い体験ができる機会の提供を図ります。

高校生等に対し、乳幼児との触れ合いやその親との交流の機会を提供する「親子交流授業」を実施し、若者の子どもや子育てに対する関心を育み、自らのライフデザインを描けるよう意識の啓発を図ります。

高校生向けライフプランセミナー



親子交流授業



※講師は「いしかわ婚活応援企業」の従業員



施策の方向性

(1-3) 若者への就業支援

結婚を希望していながら、経済的理由から結婚をためらう若者もあり、安定した就労の確保が重要となっています。

そこで、若者が安心して家庭を築くことができるよう、在学時からキャリア形成の支援に取り組むとともに、若者の職業意識の形成や就業支援に取り組めます。

具体的な取組内容

① キャリア教育を推進し、望ましい勤労観・職業観の育成に努めます。

全ての学校でキャリア教育を意識した授業実践に努めます。また、発達の段階に応じ、中学校においては職場体験、高等学校においてはインターンシップなどの体験活動を実施します。さらに、専門高校等においては、産業界と連携してモノづくり人材の育成を図るなど職業教育の質の向上を目指し、企画力やチャレンジ精神を持った地域を支える人材の育成を図ります。

② 若者の職業意識の形成を図ります。

ジョブカフェ石川やヤングハローワーク金沢などが連携して、中高生に対して、先輩社員による職業講話(仕事探しシェルパ)を実施するとともに、高校生に対して、国内トップ企業の経営者や県内企業の経営者による講演を実施し、若者の就業意識の形成を図ります。

また、若年無業者についても地域若者サポートステーションにおいて、就労に向けた個別相談や自立に向けたグループワーク等により、就業意欲の向上を図ります。

③ 若者に対する就職相談から就職支援までの総合的な就業支援の充実を図ります。

就職活動を行う若者に対して、就職相談や就職支援に関するセミナーを実施するとともに、企業説明会等を実施し、就職相談から就職支援までの総合的な就業支援を行います。

また、若者の就職活動を支援するアプリ「いしかわ就活スマートナビ」により、県内企業の情報収集から就職イベント・企業への応募まで、就職活動をワンストップでサポートします。

特に大学生に対して、企業から学生にインターンシップ等プログラムを直接PRできる「インターンシップ&仕事研究フェス」を開催し、インターンシップ等への参加を促進することで、就職活動開始前から県内企業の理解を深めます。

また、大学生と企業で働く若手社員の交流会を開催し、仕事と育児の両立方法等を知る機会を提供します。

数値目標	学生の県内就職率	(R5) 41.1% ▶ (R11) 48.0%
------	----------	--------------------------

妊娠・出産

2 出産の希望がない、安心して子どもを産み育てるための母子の健康の確保及び増進

母子の健康の確保及び増進は、全ての子どもが健やかに成長していく上での健康づくりの出発点であり、次代を担う子どもを健やかに育てるための基盤となります。

地域において母子が安心して生活できるよう、関係機関と連携を図りながら、妊娠から子育てまでの切れ目のない包括的な支援の充実に取り組みます。

施策の方向性

(2-1) 子どもを持つことを希望する方への支援

将来の安心・安全な妊娠・出産につながるよう、早い時期からの健康管理を促すとともに、不妊に悩む方への支援の充実を図ります。

具体的な取組内容

① プレコンセプションケアの取組を進めます。

大学生などの若い世代に対し、男女問わず、性や妊娠に関する正しい知識の普及を図り、健康管理を促すプレコンセプションケアの取組を行います。

また、将来子どもを望む夫婦が、早めに妊娠に関する正しい知識を身に付け、ライフプランを考える機会となるよう、夫婦の健康状態の確認や医師等による健康教育を行うプレ妊活健診の実施を推進します。

プレコンセプションケアとは？

プレ (pre) は「～の前に」、コンセプション (Conception) は「受胎 (おなかの中に新しい命が授かること)」を意味し、プレコンセプションケアとは、将来の妊娠を考えながら、女性やカップルが自分たちの生活や健康に向き合うことをいいます。男女問わず、将来のために必要な心と体のケアや知識を身に付けるなど、適切な健康管理に向けた取組が重要となります。

本県では、市町や医療機関と連携し、プレコンセプションケアの取組の一環として、婚姻後の夫婦を対象としたプレ妊活健診を実施しています。

② 不妊相談から治療まで切れ目のない支援を実施します。

不妊で悩む夫婦等に対し、不妊症や不育症について、検査・治療の方法や医療機関情報の提供、不妊の悩み等に関する相談を実施するとともに、不妊症や不育症の治療に対する助成を行います。

また、夫婦等が不妊治療を受けやすい環境づくりを推進するため、不妊に関する正しい知識の啓発を図ります。



施策の方向性

(2-2) 妊娠から出産・育児に至る一貫した母子保健対策の充実

妊娠期、出産期、新生児期及び乳幼児期を通じて母子の健康を確保するため、市町や関係機関と連携しながら切れ目のない支援を行います。

具体的な取組内容

① 妊娠から子育てまでの切れ目のない包括的な支援を提供するため、地域の支援体制の充実に努めます。

市町が設置する「こども家庭センター」において、妊娠から出産、子育てまで一貫して身近で相談に応じ、必要なサービスにつなぐ等のきめ細かな相談支援ができるよう、相談支援を行う職員への研修を実施するなど、市町の母子保健事業への支援を行うとともに、医療機関、助産所など関係機関との連携を推進します。

また、不安や育児上の困難を抱える妊産婦や里帰り出産を行う妊婦等に対し、妊娠期から継続した支援を実施します。

さらに、産後も安心して子育てができるよう、産後間もない母子に対して、心身のケアや育児サポートを行う産後ケア事業等の取組を推進します。

数値目標	妊娠 11 週以下での妊娠の届出率	(R5) 96.6% ▶ (R11) 98.0%
	産後ケア事業の利用率	(R5) 3.3% ▶ (R11) 増加

② 妊産婦及び乳幼児の健康の確保・増進に努めます。

母子の健康の確保と健やかな妊娠・出産のためには、妊娠中からの健康管理が重要であり、妊娠届出や母子健康手帳交付等の機会を通じて、妊婦健康診査の受診勧奨や妊娠中の喫煙や飲酒による妊婦や子どもへの影響などに関する正しい知識の普及、母子健康手帳等の効果的な活用を推進します。

また、育児不安の大きい新生児期における新生児訪問などのきめ細かな支援や乳幼児健康診査の未受診家庭への積極的な支援を推進します。

数値目標	乳幼児健診受診率	(R5) 98.6% ▶ (R11) 99.0%
	乳幼児健診未受診者把握率	(R5) 95.7% ▶ (R11) 100.0%

③ 妊娠に関する専門相談窓口を設置し、妊娠に悩む方への支援を行います。

予期せぬ妊娠など、妊娠にまつわる悩みに対する専門の電話・メール・SNS相談等を実施します。



④ 妊産婦にやさしい環境づくりを進めます。

妊娠・出産に関する安全性と快適さの確保には、妊産婦に対して理解のある地域環境や職場環境の実現、受動喫煙の防止、各種交通機関における優先的な席の確保等について、県民、企業、行政がそれぞれの立場から取り組むことが重要であり、こうした妊産婦にやさしい環境づくりのシンボルとして、マタニティマークの普及啓発を進めるほか、妊産婦も利用できる「いしかわ支え合い駐車場制度」の周知を図ります。

マタニティマークとは？

- ・妊産婦が交通機関等を利用する際に身に付け、まわりの方が妊産婦への配慮を示しやすくするもの
- ・緊急時に、妊婦であることを知らせやすくするもの
- ・交通機関、職場、飲食店、その他の公共機関等が、その取組の呼びかけ文を付してポスターなどに使用し、妊産婦にやさしい環境づくりを推進するもの



⑤ 働く女性の職場での産前・産後における健康の保持・増進を図ります。

産前・産後休暇など母性保護制度の普及啓発を進めます。特に健康診査等の結果、通勤緩和や休憩に関する措置などが必要な妊産婦に対し、母性健康管理指導事項連絡カードの積極的な活用を進めます。

⑥ 子どもの疾病の早期発見に努めます。

子どもの疾病を早期に発見し、その後の治療や生活指導等につなげることにより、子どもの発育・発達や健康の維持・増進に資するよう、先天性代謝異常等を早期に発見する新生児へのマススクリーニング検査の実施を推進します。

また、乳幼児健康診査における疾病の早期発見に努めるとともに、保健指導の充実を図ります。



⑦ 子どもの事故予防のための普及啓発を推進します。

不慮の事故、乳幼児突然死症候群、乳幼児揺さぶられ症候群等による乳幼児死亡を予防するため、普及啓発を充実するとともに、家庭や認定こども園・保育所・幼稚園、地域における子どもの事故予防のための環境整備を推進します。

⑧ 産後うつ病の早期発見や適切な支援に努めます。

妊産婦は、妊娠、出産、産後の期間に様々な不安や負担を抱えており、特に、産後はホルモンの変化や育児ストレスなどで精神的に負担がかかる時期であるため、産科医療機関、精神科医療機関、市町など関係機関と連携し、産後うつ病等の早期発見や適切な支援の充実を図ります。

また、産後うつ病等の予防のため、妊娠中や産後早期からの支援や産後のメンタルヘルスの普及啓発に努めます。

⑨ 妊婦及び乳幼児の歯と口腔の健康づくりを支援します。

妊婦に対する歯科健診の受診を促進し、妊娠中の歯周疾患予防のための保健指導の充実を図るとともに、市町の歯科健診や歯科保健指導等により、子どものむし歯予防についての普及啓発を図ります。

⑩ 母子保健に関する地域の課題を踏まえた取組を推進するとともに、母子保健を担う人材の育成に努めます。

母子保健に関する取組について、広域的・専門的な立場から課題の把握等を行い、市町と連携して、地域の実情を踏まえた対策を推進します。

また、研修等を通じて、母子保健関係者の専門性の向上に努めます。

⑪ 父親になる男性への育児情報の提供等に努めます。

子育てにおける男性の役割が重要となる一方で、男性が育児知識を得る機会が少ないことから、父親になる男性に対して、子育てを行うために必要な情報提供等に努めます。

施策の方向性

(2-3) 周産期・小児医療体制の充実

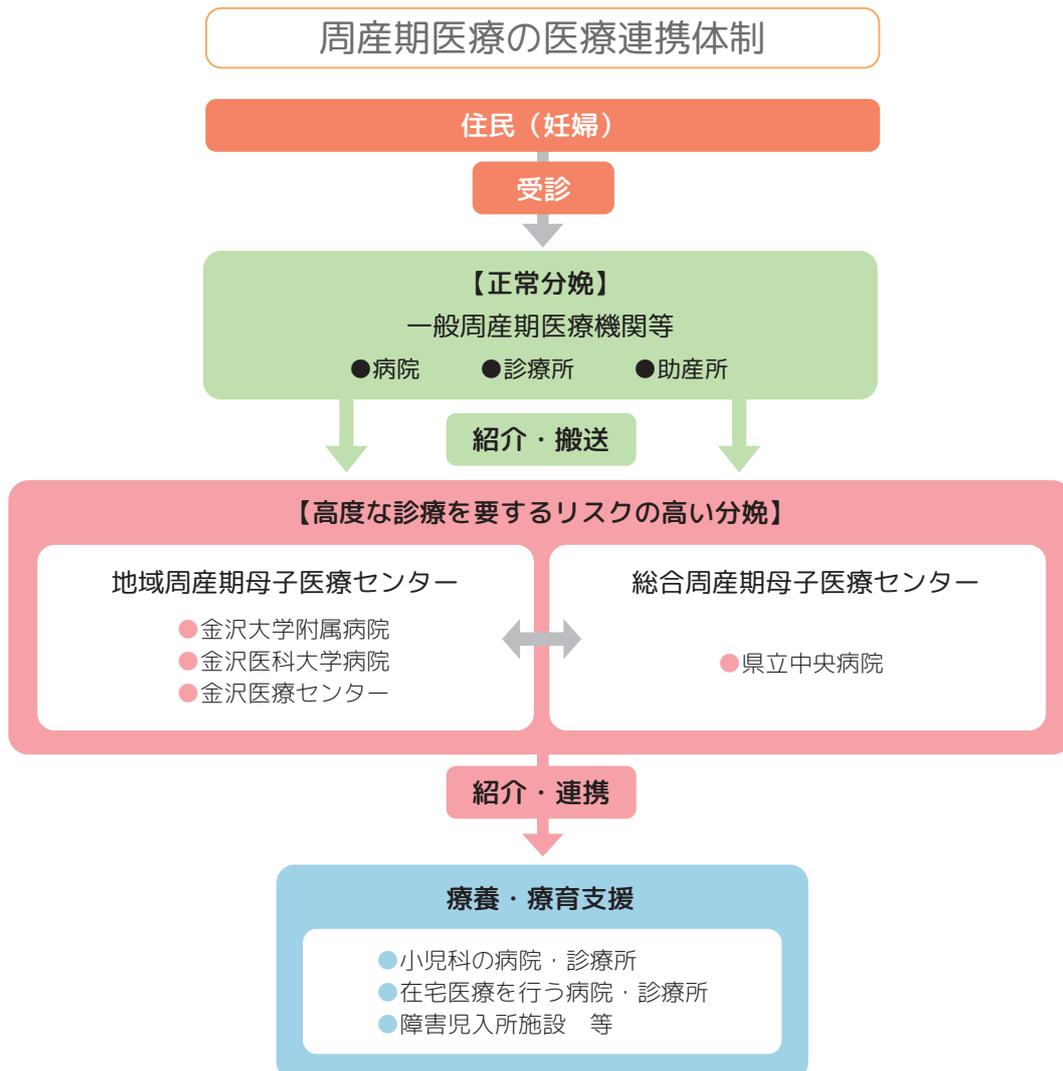
重度の妊娠高血圧症や切迫早産などリスクの高い妊産婦・新生児に対する、高度周産期医療の提供を図るとともに、地域の産科・小児科医等の確保に向けた取組を推進します。

具体的な取組内容

① 周産期医療体制の充実を図ります。

県立中央病院では、手術室や小児科病棟と同一のフロアに配置する総合母子医療センターにおいて、重度の妊娠高血圧症や切迫早産などリスクの高い妊婦のための母体・胎児集中治療室（MFICU）と、高度な医療が必要な新生児を受け入れる新生児集中治療室（NICU）を活用し、産科医師と小児科医師の連携のもと、専任のスタッフが24時間体制で適切な医療を提供します。

県では、県民がどこでも安心して出産できるよう、産科医不足地域の体制強化やICTを活用した診療支援など、周産期医療体制の充実に向けた取組を推進します。





② 母親の心のケアに配慮した周産期医療の充実に努めます。

低出生体重児等を出産した母親への心のケアを行うため、県内の低出生体重児治療を行っている医療機関に臨床心理士を派遣します。

③ 産科・小児科医等の確保に向けた取組を実施します。

地域の病院で不足する産科や小児科等に対して、宿日直勤務の代替要員を派遣するなど、医師の勤務支援体制を構築します。また、将来、医師不足地域の医療機関において、産科・小児科等の特定診療科医師として従事しようとする医学生等に対して修学資金を貸与します。さらに産科医を確保するため、分娩手当及び研修医手当を支給し、その処遇の改善を図ります。

数値目標	分娩取扱医師偏在指標 (分娩 1 千件当たりの分娩取扱医師数)	(R2) 10.8人 ▶ (R11) 増加
------	------------------------------------	-----------------------

④ 小児救急電話相談を実施します。

医療機関の診療時間外における子どもの急な発熱などの際に、保護者が今すぐ医療機関に行くか否かの判断についてのアドバイスを受けることができる電話相談を実施します。

- 相談時間 平日：午後 6 時～翌朝 8 時
土曜：午後 1 時～翌朝 8 時
日曜・祝日：午前 8 時～翌朝 8 時

- 電話番号 「#8000」：一般電話のプッシュ回線、携帯電話、公衆電話など
「076-238-0099」：一般電話のダイヤル回線、IP 電話など

⑤ 子どもの急病時の対処法や適正受診の在り方についての普及啓発を進めます。

子どもの急病時の対処法について、症状ごとにわかりやすく掲載した「こどもの救急ガイドブック」を作成し、市町の乳幼児健診時や認定こども園・保育所・幼稚園、小児科を標榜する救急告示病院へ配布し、日頃から子どもの症状に応じた対応の仕方に関する理解を深め、いざという時にも落ち着いた対応ができるよう普及啓発を進めます。

⑥ 小児慢性特定疾病など長期の療養が必要な子どもとその家族を支援します。

小児慢性特定疾病など長期にわたり療養が必要な子どもと家族に対する支援の充実・強化を図るため、自立支援員等による相談支援を実施するとともに、関係者に対する研修会や交流会の開催、親の会・患者会の支援等を行い、小児慢性特定疾病等に関する理解と支援の輪を広げます。

子育て

3 全ての子育て家庭が安心して子どもを育てることのできる環境の整備

核家族化の進展や地域社会のつながりの希薄化を背景とし、子育て家庭が孤立化し、子育てについての不安や悩みを抱く人が増えています。

このような状況を踏まえ、保護者が子育てや子どもの成長に喜びを感じることができるよう、それぞれの家庭の状況や子どもの成長に応じた子育て支援の取組を進めます。

共働き世帯の増加等に伴い、子育てにおける男性の役割が重要であることから、男性の子育てへの参画を促進する取組を進めます。また地域のNPOや企業等も含め、地域社会全体で子どもや子育て家庭を温かく見守り支える環境づくりを進めながら、子育て支援の取組を実施します。

施策の方向性

(3-1) 全ての子育て家庭への支援

核家族化の進展等により育児の孤立化が指摘されていることから、在宅育児家庭に対する支援を行います。

また、子どもや子育て家庭が必要とする幼児教育・保育や地域子ども・子育て支援事業を円滑に利用することができるよう、市町とも連携し、着実な実施を図ります。

具体的な取組内容

① 妊娠から子育てまでの切れ目のない包括的な支援を提供するため、地域の支援体制の充実に努めます。(再掲)

市町が設置する「こども家庭センター」において、妊娠から出産、子育てまで一貫して身近で相談に応じ、必要なサービスにつなぐ等のきめ細かな相談支援等を行います。

② 「マイ保育園登録制度」を通じて、在宅育児家庭を支援します。

特に子育てに関する不安の高い出産前後から3歳に達するまでの間、育児の専門家の支援を受けて安心して過ごすことができるよう、身近な認定こども園や保育所を登録する「マイ保育園登録制度」を実施し、おむつ交換等の育児体験、リフレッシュのための一時預かり、育児の専門家である保育士等による育児相談を行います。

数値目標

マイ保育園利用登録率

(R5) 64.3% ▶ (R11) 80.0%

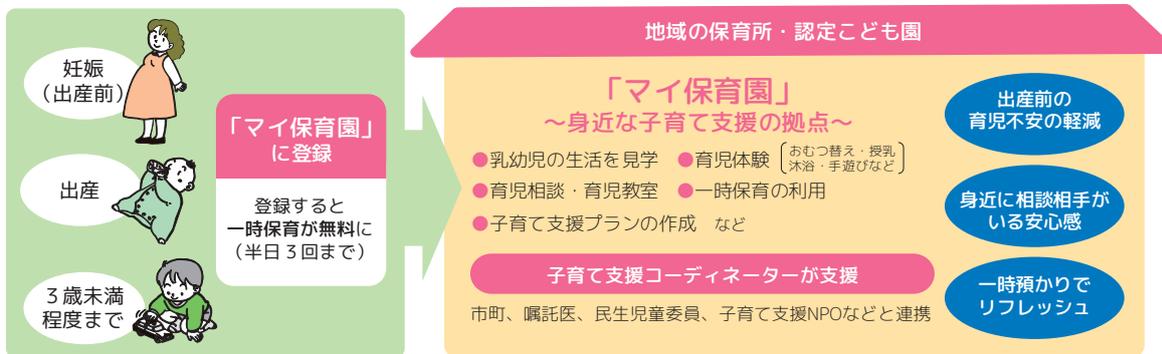


また、マイ保育園に「子育て支援コーディネーター」を配置し、「子育て支援プラン」の作成をはじめ、地域の子育て家庭に対する各種子育て支援サービスの利用を総合的にコーディネートします。支援に当たっては、各市町に配置する「子育て支援総合アドバイザー」の助言・指導のもと、関係者が連携して行います。

さらに、来園時以外にも気軽に相談できる体制を整備するなど、相談機能の充実に積極的に取り組むマイ保育園を支援するとともに、サービスを必要とされる方に確実にサービスが行き届くよう、マイ保育園登録制度の周知を図ります。

マイ保育園登録制度

妊娠時から特に3歳未満児の全ての子育て家庭を対象に、登録した自宅近くのマイ保育園で「育児体験の実施」、「育児相談や育児教室」、「一時預かりの実施」などを行っています。



③ 全ての子どもが認定こども園等に通園できるサービス提供の充実を図ります。

在宅育児家庭について、子どもの育ちや保護者の子育てに関する精神的不安の軽減を目的に、県では就労要件を問わず認定こども園への通園サービスを受けられるよう支援してきましたが、国制度の開始により実施施設が保育所等へも拡大されるため、今後も市町と連携し、さらなるサービス提供の充実を図ります。

④ 利用者支援事業の実施を促進します。

子ども及びその保護者等、または妊娠している方が、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、県内全ての市町において子育て支援総合アドバイザーが個別のニーズに応じた子育て支援情報の提供や相談等を行う利用者支援事業の実施を進めます。

⑤ 保護者の多様な保育ニーズに応じて、

一時預かりやショートステイなどのサービス提供を図ります。

冠婚葬祭やリフレッシュなど一時的な保育ニーズに対応するため、身近な認定こども園・保育所及び地域子育て支援拠点等で「一時預かり」や、「ファミリー・サポート・センター事業」による預かりを行うとともに、仕事の都合など一定期間の保育ニーズに対応する児童養護施設等での「ショートステイ」や「トワイライトステイ（夜間の預かり）」を提供します。

⑥ 地域子育て支援拠点において相談支援等を行います。

子育て中の親と子が、身近な場所で気軽に集って交流し、情報交換などができる地域子育て支援拠点において、保育士等の専任スタッフが相談支援等を行います。

⑦ 子育てに関する情報提供・相談支援体制の充実を図ります。

市町のこども家庭センター等において、子育てに関する幅広い相談に応えるとともに、より専門的な相談には県の児童相談所等が対応します。

また、マイ保育園や地域子育て支援拠点での相談支援のほか、幼稚園における子育て相談を実施するとともに、地域の身近なところで子育て支援サービスの情報提供や利用相談ができる環境づくりを進めます。

さらに、公益財団法人いしかわ結婚・子育て支援財団がホームページ（いしかわおやコミ！．net）で提供している子育て支援情報の充実を図ります。

⑧ 子ども・子育て支援事業に従事する人材の資質の向上を進めます。

地域の実情に応じて市町が実施する子ども・子育て支援事業に従事する人材の確保及び資質向上のため、市町と連携し、研修機会の提供等を行います。

⑨ 家庭内における男性の子育てや家事の参画を促進します。

夫婦が協力して子育てを行う「共育て」の定着に向けて、そのきっかけづくりとなる「育児・家事シェアシート」の取組を進めるとともに、男性に対する子育て講座の開催等を通じた支援を行い、男性の子育て参画等を促進します。

また、男性が子育てに参画する意義等をホームページなど様々な機会を捉えて発信し、共育ての社会気運の醸成を図ります。

数値目標	父親の育児・家事の頻度 (週3日以上割合)	(R6) 46.4% ▶ (R11) 70.0% ※県民意識調査により把握
------	--------------------------	--



施策の方向性

(3-2) 質の高い幼児教育・保育サービスと放課後対策の充実

本県では、保育サービスは量的には概ね充足し、保育所や幼稚園から認定こども園への移行が全国的にも高い割合で進んでいるところです。全ての家庭の子どもに良質な環境で育つ機会を提供するため、幼児教育・保育サービスのさらなる質の向上を図ります。

また、子どもの放課後の遊びと生活の場を提供する放課後児童クラブについても、質の向上に向けた取組を推進します。

具体的な取組内容

① 幼児教育・保育サービスの質の向上に努めます。

幼児教育・保育サービスの質の向上を図るため、保育教諭・保育士・幼稚園教諭に対する研修を実施するとともに、現場へのアドバイザー派遣により、課題解決に向けた助言を行うなど、認定こども園・保育所・幼稚園における職員の資質・専門性の向上や、不適切保育の防止に努めます。

また、本県は認定こども園への移行が進んでいることなどを踏まえ、東京大学等と連携し、0歳からの教育・保育にも着目した幼児教育・保育の質の向上に取り組めます。

数値目標	いしかわ保育・教育アドバイザー派遣施設数（累計）	(R5) 14施設 ▶ (R11) 200施設
------	--------------------------	-------------------------

② 幼児教育・保育人材の確保のための取組を進めます。

幼児教育・保育サービスの安定的な提供のため、中高生向けの保育の魅力発信をはじめとした新規資格取得者の確保や、「福サポいしかわ」でのマッチング支援による離職者の現場復帰促進に取り組むとともに、保育施設等のICT化の推進や、補助者の配置支援、子育て支援員の養成による業務負担軽減を図ります。

なお、特に奥能登地域では保育教諭等の高齢化が進んでいることから、市町と連携して人材の確保・定着に取り組めます。

③ 認定こども園・保育所・幼稚園の連携を深めるとともに、関係機関全体で幼児教育の推進に取り組めます。

人間形成の基礎となる就学前の子どもに質の高い幼児教育・保育サービスを提供するために、保育教諭・保育士・幼稚園教諭の資質の向上に努めるとともに、3歳以上児の教育カリキュラムを共通化する等の工夫や、認定こども園・保育所・幼稚園の職員の相互交流を進めるなど一層の連携を図ります。

また、幼保小接続の推進をはじめ、幼児教育全体の施策について教育委員会や関係機関と連携して取り組めます。

④ 病児・病後児保育など、働く保護者のニーズに対応したサービスの充実を図ります。

認定こども園及び保育所における延長・夜間保育、休日保育の実施や、病児・病後児保育施設の設置促進及び予約システムのICT化など、利用者サービスの充実に取り組む市町を支援します。

⑤ 放課後児童クラブの質の向上に努めます。

子どもの放課後の遊びと生活の場を提供するため、放課後児童クラブの整備を推進するとともに、放課後児童支援員等研修の充実など、放課後児童クラブの質の向上に努めます。

また、研修においては、放課後子供教室の指導員も対象とするなど、教育委員会とも連携を図りながら取組を進めていきます。

数値目標	放課後児童クラブ登録児童数	(R5) 15,934人 ▶ (R11) 18,500人
	放課後児童クラブ職員向け研修受講者数（5年間の累計）	(R5) 5,434人 ▶ (R11) 6,100人

⑥ 放課後子供教室の取組を支援します。

放課後や週末等に小学校の余裕教室等を活用し、勉強やスポーツ・文化活動等を実施する放課後子供教室の取組を支援することにより、子どもが地域社会の中で、心豊かで健やかに育まれる環境づくりを推進します。

⑦ 子どもの居場所づくりを推進します。

様々なニーズや特性を持つ子ども・若者が、身近な地域において、各々のライフステージに応じた居場所を切れ目なく持つことができるよう、放課後児童クラブや放課後子供教室、子ども食堂などの整備・運営について、市町やNPO団体等と連携するほか、教育支援センターにおける取組などを通じて、子どもの居場所づくりを推進します。



施策の方向性

(3-3) 経済的支援の充実

子育てに関する不安の中で一番大きな割合を占める子育て家庭の経済的不安の解消に向け、経済的負担の軽減を図ります。

具体的な取組内容

① 乳幼児等を対象とした医療費の助成を行います。

乳幼児等の疾病の早期発見と早期治療を促進するため、医療費の一部を助成します。

② ひとり親家庭における医療費を助成します。

ひとり親家庭の親やその子どもの健康の保持増進を図るため、医療費の一部を助成します。

③ 小児慢性特定疾病に対する医療費を助成します。

小児慢性特定疾病は、その治療が長期にわたり、医療費の負担も高額となることから、患者家族の医療費の一部を助成し、当該疾病の研究の推進、医療の確立・普及を図ります。

④ 多子世帯の経済的な負担軽減を図ります。

幼児教育・保育の無償化により、認定こども園・保育所・幼稚園を利用する全ての3歳～5歳児の保育料の無料化を実施するとともに、本県独自に多子世帯の経済的負担を軽減するため、0歳～2歳児の第2子以降の保育料を無料化します。さらに、第2子以降の病児・病後児保育利用料と放課後児童クラブ利用料を無料化します。

⑤ 「プレミアム・パスポート」を発行し、全ての子育て世帯を応援します。

経済的支援に加え、社会全体で子育て世帯を応援する気運の醸成のため、県内の協賛店舗のご協力を得て、割引などの特典を提供するプレミアム・パスポート事業を実施します。

数値目標	プレミアム・パスポート 事業協賛店舗数	(R5) 3,063店舗 ▶ (R11) 3,300店舗
------	------------------------	------------------------------

プレミアム・パスポート事業の仕組み



⑥ 奨学金制度等により、高校・大学等への進学を支援を図ります。

経済的理由により、高等学校、大学等への進学が困難な者に対し、就学支援金や返還義務のない給付型奨学金を支給するとともに、学資の貸与を行うことにより、修学機会の確保を図ります。

数値目標	奨学金募集定員	(R5) 417人 ▶ (R11) 必要枠の確保
------	---------	--------------------------

⑦ 県営住宅入居に際して、子育て世帯等に優遇措置を講じます。

県営住宅の入居の際には、65歳以上の高齢者世帯やひとり親世帯・子ども連れのDV被害者などと共に、いずれかが35歳未満の若者夫婦世帯や18歳未満の子を持つ子育て世帯に対して優遇措置を講じます。



施策の方向性

(3-4) 子育て支援のネットワークづくりと気運の醸成

地域社会全体で子育てを支援する環境づくりに向けて、高齢者・地域ボランティア、NPOなど地域活動団体の相互交流を促進するとともに、ネットワークの構築を図ります。また、企業による子育て支援活動を促進します。

具体的な取組内容

① 子育てサークル等の地域活動を支援します。

子どもを持つ親同士がお互いの親睦を図りながら、子育てや子どもを取り巻く様々な問題について話し合う子育てサークルや母親・父親クラブ等の活動を支援します。

② 子育て支援に祖父母世代の力の活用を進めます。

祖父母を対象とした「孫育て講座」や多世代交流による子育て支援の取組などを通じて、祖父母世代が子育て世代を支援する環境づくりを推進します。

いしかわまご育てガイドブック



③ 企業の協力による子育て支援事業の実施を進めます。

社会全体とりわけ企業等が積極的に子育て支援に取り組んでいく環境を整備するため、企業等が主体となって構成される「子育てにやさしい企業推進協議会」の活動を支援するなど、企業の協力による子育て支援事業の実施を進めるほか、社会全体で子育てを支援する気運を高めるため、全ての子育て家庭を対象に子育て応援サービスを行う企業等を、「いしかわエンゼルマークの店」として認定し、認定店が実施する子育て応援サービスに関する情報をホームページにより子育て家庭に発信します。その運動の中で、毎月19日の「県民育児の日」の普及啓発を図ります。

④「プレミアム・パスポート」を発行し、全ての子育て世帯を応援します。(再掲)

経済的支援に加え、社会全体で子育て世帯を応援する気運の醸成のため、県内の協賛店舗のご協力を得て、割引などの特典を提供するプレミアム・パスポート事業を実施します。

⑤「子育て支援メッセージしかわ」の開催を通じて、
子育てを支援する気運の醸成を図ります。

子育てを支援する企業や団体が子育てに役立つ情報や体験を提供する「子育て支援メッセージしかわ」を開催し、社会全体で子育てを支援する気運の醸成を図ります。

子育て支援メッセージしかわ





施策の方向性

(3-5) 子育てを支援する生活環境等の整備

妊産婦や子育て世帯等が、安全で安心して生活できるよう、良質な住宅、良好な住環境の確保を図るとともに、安全・安心なまちづくりの推進に取り組みます。

具体的な取組内容

① 県営住宅入居に際して、子育て世帯等に優遇措置を講じます。(再掲)

県営住宅の入居の際には、65歳以上の高齢者世帯やひとり親世帯・子ども連れのDV被害者などと共に、いずれかが35歳未満の若者夫婦世帯や18歳未満の子を持つ子育て世帯に対して優遇措置を講じます。

② 安全・安心なまちづくりのための普及啓発を推進します。

子どもや子ども連れの親等が犯罪等の被害に遭わないようなまちづくりを進めるため、道路、公園等の公共施設や防犯灯整備等について、犯罪等の防止に配慮した環境設計が盛り込まれるよう、関係機関との連携及び普及啓発を推進します。

③ 歩行空間のバリアフリー化や通学路等の安全対策を進めます。

子どもや高齢者、障害者等に配慮した安全で快適な歩行空間を確保するため、歩道の段差解消やバリアフリー対応型信号機等の整備などを実施し、歩行空間のバリアフリー化を推進します。

また、通学路や市町が設定するキッズゾーン等において、安全な通行を確保するため、関係機関と連携して交通安全対策を推進します。

④ 公益的建築物等のバリアフリー化を推進します。

病院、百貨店、官公庁、学校その他不特定多数の者が利用する建築物等において、段差の解消や授乳所等の設置などバリアフリー化を図り、子育てにやさしい環境の整備を推進します。

⑤ 妊産婦にやさしい環境づくりを進めます。(再掲)

妊娠・出産に関する安全性と快適さの確保には、妊産婦に対して理解のある地域環境や職場環境の実現、受動喫煙の防止、各種交通機関における優先的な席の確保等について、県民、企業、行政がそれぞれの立場から取り組むことが重要であり、こうした妊産婦にやさしい環境づくりのシンボルとして、マタニティマークの普及啓発を進めるほか、妊産婦も利用できる「いしかわ支え合い駐車場制度」の周知を図ります。

⑥ 「赤ちゃんの駅」の登録・普及を進めます。

乳幼児を連れて安心して外出できるよう、授乳やオムツ替えなどで利用できる「赤ちゃんの駅」の登録・普及を進めます。

4 子どもの生きる力を育む教育の充実と環境の整備

子どもの生きる力を育むため、将来の自立した生活に必要な幅広い知識と教養を身に付け、体力の向上を図り、豊かな心を育む教育の充実を図るとともに、関係機関との連携・協働体制を構築するほか、異年齢の子どもと交流できる体験活動の場の創出などの環境整備を進めます。

施策の方向性

(4-1) 次代の社会を担う子どもの育成

次代の社会を担う子どもが、生きることの大切さやコミュニケーションの大切さを実感しながら、自立した大人となることができるよう、命の大切さや、子どもを生き育てることの意義・喜びについて、理解を深めることができる機会の提供を図ります。

また、家庭を築き、子どもを生き育てることの重要性について考える機会の提供を図ります。

具体的な取組内容

① 乳幼児等との触れ合い体験ができる機会の提供を図ります。(再掲)

高校生等に対し、乳幼児との触れ合いやその親との交流の機会を提供する「親子交流授業」を実施し、若者の子どもや子育てに対する関心を育み、自らのライフデザインを描けるよう意識の啓発を図ります。

数値目標	乳幼児との触れ合い育児体験 参加生徒数(累計)	(R5)17,466人 ▶ (R11) 33,000人
------	----------------------------	-----------------------------

② 学校や家庭・地域において、男女共同参画の理解を深める取組を進めます。

子ども・若者が、性別にかかわらず、様々な可能性を広げていくことができるよう、大学生を対象にワークショップを開催するほか、小・中・高校生向けの年代に応じた啓発物を配布し、学校で活用してもらうなど、若い世代を対象に男女共同参画の理解を深める取組を進めます。



施策の方向性

(4-2) 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備

次代を担う子どもの生きる力の育成に向けて、確かな学力の向上を図る教育環境の整備、いじめ・不登校等への取組の充実、豊かな心の育成を図る様々な体験活動、体力の向上と健康増進を図るスポーツ活動や外遊びを推進します。

特に、学校教育において、子どもの成長段階に応じて、命の大切さや子どもを生き育てることの意義・喜び、そして親となることに伴う責任について、理解を深めることができる学習機会の提供に取り組みます。

具体的な取組内容

① 児童生徒や保護者のニーズに対応した学校づくりを進めます。

教育に対するニーズが多様化する中、一人ひとりの能力・適性等に応じた教育を展開し、児童生徒の学習ニーズや進路希望等に対応した教育を受けられる学校づくりを進めます。

② 優れた教員の育成・確保に努めます。

教員を目指す学生が実践的指導力を身に付けられるよう、大学と連携して教員養成を進めるとともに、教員の採用選考に当たって、教育的愛情と責任感・使命感を持ち、実践的指導力のある人材を確保します。また採用後は、今日の教育を取り巻く様々な課題に対応できる人材の育成を図ります。

③ いじめを見逃さない学校づくりを推進します。

いじめの未然防止や、早期発見・早期対応に向け、各学校に「いじめ問題対策チーム」を常設し、組織的に対応するとともに、学校の要請に基づき専門的な見地から助言を行う「いじめ対応アドバイザー」を派遣するなど、「いじめを見逃さない・風通しのよい学校づくり」を推進します。

④ 生徒指導体制やカウンセリングの充実を図ります。

様々な悩みを抱える児童生徒へのカウンセリング、教職員や保護者への助言を行うスクールカウンセラーの配置や、児童生徒を取り巻く環境の問題解決を支援するスクールソーシャルワーカーの派遣等、専門的な知識・経験を有する専門家による各学校への支援を進めるなど、未然防止を含めた児童生徒の不登校及びいじめなどの問題行動への対応における教育相談体制の充実を図ります。

⑤ 不登校児童生徒への学校復帰及び社会的自立に向けた支援に努めます。

不登校の児童生徒については、学級担任が中心となって不登校傾向の児童生徒を早期に把握し、家族と連携することで未然防止に努めます。

また、児童生徒への学習指導や悩みの相談などに対応する校内教育支援センターに専任教員を配置するとともに、不登校児童生徒が精神的に安心できる居場所となる、教育支援センターにおいて学校復帰や社会的自立に向けた支援を行うなど、子どもの居場所の確保に努めます。

⑥ 男女が協力して主体的に家庭や地域の生活を創造する能力と実践的な態度を育てます。

小・中・高等学校の教育課程において、発達段階に応じて、小学校では家庭生活を大切にしている心情を育み、中学校では家庭の機能について理解を深め、高等学校では家族・家庭の意義、家族・家庭と社会の関わりについての学習を進めます。

⑦ 中高生の保育体験を推進します。

中学生の職場体験活動や高校生の保育体験活動を推進します。

⑧ 体験活動を通じて、豊かな心の育成に努めます。

体験活動を通じて、地域の文化への理解を深め、自然保護の大切さや思いやりの心を育むことを目的に、「いしかわ子ども自然学校事業」をはじめとした体験活動を提供します。

数値目標	いしかわ子ども自然学校 参加者数	(R5) 3,848人 ▶ 「石川の教育振興 基本計画」の目標に準ずる (参考:現計画の目標値 R7 8,000人)
------	---------------------	--

⑨ 子どもの運動習慣の動機づけに取り組みます。

小学校においてインターネットを活用した運動プログラム「スポチャレいしかわ」を実施するほか、スポーツや外遊びなどの日常的な運動習慣の動機づけに取り組み、子どもの体力の向上を図ります。

数値目標	スポチャレいしかわ 登録クラス数の割合	(R5) 91.5% ▶ (R11) 95.0%
------	------------------------	--------------------------

⑩ 省エネなどの環境保全活動を推進し、環境に関する意識の醸成を図ります。

学校や家庭等において、環境保全活動や環境教育を進めるため、本県独自の環境マネジメントシステムである「いしかわ版環境ISO」を普及するとともに、未就学児の環境に対する感性を育て、環境に優しいライフスタイルを実践する認定こども園・保育所・幼稚園を認定し、幼児期における環境意識の醸成を図ります。

また、家族と一緒に楽しく環境保全活動に取り組んだ未就学児を「いしかわエコレンジャー」に、一緒に取り組んだ家族を「いしかわ家庭版環境ISOエコファミリー」に認定し、子育て世代の環境保全活動を推進します。

⑪ 公立学校施設の整備充実に努めます。

多様化した教育内容・学習形態に対応し、児童生徒に安全な学習環境を確保するため、学校施設の整備充実に努めます。



⑫ 児童生徒の安全確保のため、学校安全のための対策を図ります。

「石川の学校安全指針」（令和4年2月一部改訂）の周知徹底を図るとともに、各学校の安全教育と安全管理の一層の充実に努めます。さらに、講習会や通知等を通じて教職員の危機管理意識及び指導力の向上を図ります。

⑬ 幼児期と児童期をつなぐ社会性の育成を進めます。

幼児期から児童期への生活や学びの連続性を図るため、認定こども園・保育所・幼稚園と小学校とが連携し、関係者の交流活動等を行い、発達段階に応じた社会性や道徳性の育成を進めます。

⑭ 奨学金制度等により、高校・大学等への進学を支援を図ります。（再掲）

経済的理由により、高等学校、大学等への進学が困難な者に対し、就学支援金や返還義務のない給付型奨学金を支給するとともに、学資の貸与を行うことにより、修学機会の確保を図ります。

⑮ 体罰や不適切な指導の防止に努めます。

教職員に対して、体罰根絶に向けた取組を徹底するほか、毎年、体罰に関する調査や研修を行います。また、部活動指導員に対しても研修を行い、体罰の未然防止に努めます。

施策の方向性

(4-3) 家庭や地域の教育力の向上

子どもの心身の健やかな成長を支えていくためには、子どもの成長段階に応じた適切な家庭教育が基盤となることから、子どもの教育を担う第一義的責任を有する保護者等に対して、親子の育ちを応援する学習機会の充実など、家庭教育支援の一層の充実を図ります。

また、子どもは多くの人との関わりや様々な体験を通じて育まれることを踏まえ、家庭・学校だけでなく、地域の教育力の向上を図るため、地域における教育活動への支援に取り組みます。

さらに、次代を担う子どもたちの未来を切り拓く力の基礎として、文化やスポーツに親しむ機会の提供や自然を愛護する心の育成を図る取組を進めます。

具体的な取組内容

① 保護者向け冊子や講座を提供し、親学びを支援します。

全小中学校と連携し、新小・中学1年生の保護者に対して、規則正しい生活習慣を身に付けることの重要性などを周知します。

数値目標

保護者向け親学び講座を実施する
小中学校数

(R5) 257校 ▶ (R11) 全校

② 家庭教育電話相談を実施します。

家庭での教育に悩みや不安を持つ保護者等が気軽に相談できるよう電話相談を実施します。

③ 家庭教育テレビ番組を提供します。

乳幼児から高校生までの子どもを持つ保護者等に、家庭や地域での教育についての情報を提供します。

④ 家庭における生活リズムの向上を推進します。

「早寝・早起き・朝ごはん」をはじめとする生活リズムに関する記録カードを作成し、認定こども園・保育所・幼稚園の全保護者に配付します。

⑤ 豊かな心を持ち、たくましく生きる子どもの育成を支援します。

子どもの公共マナーやルールに関する規範意識を育てるために、地域の婦人団体をはじめとした社会教育関係団体や青少年育成団体、トップスポーツチーム等と学校が連携した活動(グッドマナーキャンペーン等)を実施します。

⑥ 地域の子ども会活動を支援します。

子どもの健やかな成長を図るため、異年齢の子どもが育成者の指導の下、一つになって地域の様々な活動を行い、地域の連帯意識を育む子ども会活動を支援します。



⑦ 地域のふるさと活動を支援します。

将来を担う青少年の育成と地域住民の連帯感を醸成するため、地域で受け継がれてきた郷土芸能の育成保存など地域のふるさと活動を支援します。

⑧ 子どもが本に親しむ機会の充実を図ります。

県立図書館において、児童向けの図書や保護者向けの子育てに関する図書を積極的に収集し、親子が共に読書を楽しむなど、子どもが本に親しむ機会の充実を図ります。

⑨ 子どもが文化に親しむ機会の充実を図ります。

次代を担う子どもたちの豊かな感性や創造性を育むとともに、個性と魅力にあふれる石川の文化が継承・発展されるよう、子どもが文化に親しむ機会の充実を図ります。

⑩ 子どもがスポーツに親しむ機会の充実を図ります。

県内8つのトップスポーツチームなどで構成される石川ユナイテッドとの包括連携協定等に基づき、トップスポーツチームによる、スポーツ体験・交流イベントやスポーツ教室を開催するなど、子どもがスポーツへの関心を高め、スポーツに親しむ機会の充実を図ります。

⑪ 石川県健民運動推進本部が行う子どもや若者の健やかな育ちに向けた取組を支援します。

青少年が家庭や地域に見守られながら、自発的で創造性の豊かな心を育み、社会への参画意欲を高めることができるよう実施する「子ども・若者活動」や、子どもたちの自然を愛護する心や生き物への関心を育むことを目的とした「ふるさとのツバメ総調査」など、石川県健民運動推進本部が行う多様な取組を支援します。

施策の方向性

(4-4) 子どもの健全育成

子どもの健やかな成長を支援する環境づくりに向けて、子どもの放課後の遊びと生活の場の提供や、非行・犯罪被害防止のための啓発、子どものスマートフォン等インターネット接続機器やインターネットの適正利用等を推進します。

具体的な取組内容

①「いしかわ子ども交流センター」において多様な支援活動を行います。

子どもや親、これから親になろうとする若者の拠点施設である「いしかわ子ども交流センター」において、子どもの健全育成、子育て支援、若者の自立に向けた支援、子どもの権利擁護など多様な支援活動を行います。

いしかわ子ども交流センター



プラネタリウム百万星キャラクター
「きらりん」

② 放課後児童クラブの質の向上に努めます。(再掲)

子どもの放課後の遊びと生活の場を提供するため、放課後児童クラブの整備を推進するとともに、放課後児童支援員等研修の充実など、放課後児童クラブの質の向上に努めます。

また、研修においては、放課後子供教室の指導員も対象とするなど、教育委員会とも連携を図りながら取組を進めていきます。

③ 放課後子供教室の取組を支援します。(再掲)

放課後や週末等に小学校の余裕教室等を活用し、勉強やスポーツ・文化活動等を実施する放課後子供教室の取組を支援することにより、子どもが地域社会の中で、心豊かで健やかに育まれる環境づくりを推進します。

④ 子どもの居場所づくりを推進します。(再掲)

様々なニーズや特性を持つ子ども・若者が、身近な地域において、各々のライフステージに応じた居場所を切れ目なく持つことができるよう、放課後児童クラブや放課後子供教室、子ども食堂などの整備・運営について、市町やNPO団体等と連携するほか、教育支援センターにおける取組などを通じて、子どもの居場所づくりを推進します。



⑤ 児童館の活動の充実を図ります。

子どもの居場所としての機能強化のため、児童館の整備を推進するとともに、「児童館ガイドライン」に基づき、その活動が充実するよう情報共有や助言を行います。

⑥ 「いしかわS & Pサポート制度」による連携を推進します。

小中高生の犯罪や被害に関し、学校と警察が相互に連絡を取り合い、児童生徒の再非行防止及び犯罪被害の未然防止と健全育成に努めます。

⑦ 非行防止教室等を開催します。

小中学生に対するピュアキッズスクールなどの非行防止教室や、中高生に対する犯罪被害者本人またはその家族が体験談を講演する「命の大切さを学ぶ教室」などを開催し、社会規範を守ることや命の大切さを教え、規範意識の高揚を図ります。

⑧ 保護者に対する非行・被害防止のための啓発を行います。

警察官、保護司、補導員等が講師となり、保護者を対象とした講座を実施し、小中学生の規範意識の高揚や非行防止のための家庭教育の向上に向けた啓発を行います。

⑨ 非行少年の立ち直りを支援します。

再非行のおそれのある少年及びその保護者に対して、地域社会との絆を構築するため、大学生ボランティア、地域、関係機関等と協働し、少年の就学・就労に向けた支援、農作業体験活動等、個々の少年の状況に応じた支援活動を実施します。

⑩ 地域の子ども会活動を支援します。(再掲)

子どもの健やかな成長を図るため、異年齢の子どもが育成者の指導の下、一つになって地域の様々な活動を行い、地域の連帯意識を育む子ども会活動を支援します。

⑪ 子ども育成指導者の養成を行います。

地域での子どもたちの多様な体験活動をサポートする児童館、青少年団体関係者などの指導者の研修や交流機会の確保を推進します。

⑫ 子どもにとって優良な図書等を推奨します。

子どもの健全な育成を図るため、特に有益な図書等を推奨し、普及を行います。

⑬ 子どものインターネット等の適正利用を推進します。

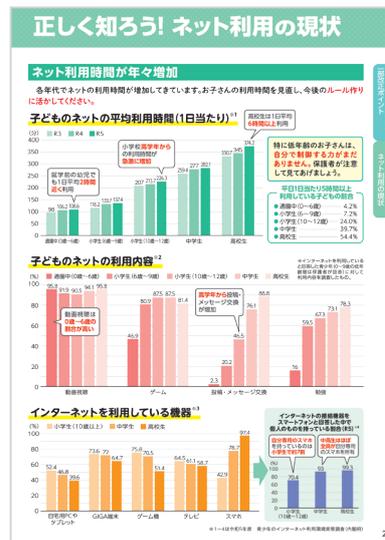
現在、インターネットは身近な存在となっており、子どもの健やかな成長を著しく阻害する有害情報が氾濫する中、子どもが犯罪に加担したり、犯罪被害につながるといった重大な問題も起きていることから、子どもが主体的にインターネットを利用できる能力及び情報リテラシーの習得支援、子どもや保護者等に対する啓発、フィルタリングの利用促進、ペアレンタルコントロールによる対応の推進など、子どもが安全に安心してインターネットを利用できる環境整備に取り組みます。

数値目標	子どものインターネット等の適正利用の推進に取り組む小中学校数	(R5) 全校 ▶ (R11) 全校
------	--------------------------------	--------------------

⑭ 児童生徒のネットトラブル未然防止事業を推進します。

弁護士、県警察本部と連携の上、SNSなどのネット上のパトロールを行い、学校におけるネットトラブルに関する指導を支援するとともに、保護者に子どものインターネットの適正利用を促すパンフレット等を配付するなど、児童生徒のネット上のいじめに対する未然防止や早期対応に努めます。

インターネットの適正利用を促すパンフレット





施策の方向性

(4-5) 学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実

生涯にわたる健康づくりを推進するためには、自らが心身の健康に関心を持ち、健康の維持・向上に取り組めるようになることが重要であることから、思春期から心身の健康づくりに向けた必要な知識や態度を身に付けるための取組や支援の充実を図ります。

具体的な取組内容

① 子どもの心のケアネットワーク体制を推進します。

ひきこもりや小児うつ、摂食障害や発達障害、子どもの自殺など様々な子どもの心の問題について、児童青年期の心の診療を行う専門医を確保・育成し、診療体制の強化を図ります。

また、病診連携や人材育成を促進し、医療・保健・教育、福祉関係者の連携の下での支援に取り組めます。

② 学校や地域での性に関する正しい知識の普及啓発を進めます。

学校においては、児童生徒の発達段階を踏まえ、異性の尊重、性情報への対処など性に関する適切な態度や行動の選択ができるよう、講習会等を通じて教職員の指導力の向上を図ります。

また、県保健福祉センター、地域センターにエイズ・性感染症相談窓口を設置し、相談に応じるとともに、エイズや性器クラミジア感染症等の検査を実施します。エイズや性感染症予防については学校と連携して、講演会を開催します。

③ 薬物乱用防止や未成年に対する喫煙・飲酒防止のための講演会等を開催し、普及啓発に努めます。

薬物乱用防止指導員(学校薬剤師等)が、DVD、薬物標本、パネル、リーフレット等を活用し、薬物の性質と薬物のもたらす健康被害について解説し、薬物乱用防止の普及啓発を進めます。

また、未成年者に対して喫煙や飲酒を防止するための教育を推進します。

④ プレコンセプションケアの取組を進めます。(再掲)

将来の安心・安全な妊娠・出産につながるよう、男女問わず、性や妊娠に関する正しい知識の普及を図り、健康管理を促すプレコンセプションケアの取組を推進します。

施策の方向性

(4-6) 食育の推進

健全な食生活の実践に向けて、「食」に関する知識と「食」を選択する力の習得を促進するため、多様な主体による食育の取組を進めます。

具体的な取組内容

① 家庭における食育を推進します。

保護者や子ども自身が食に関する関心と理解を深め、家庭における健全な食習慣を確立できるように、親子が共に取り組む食育を推進します。

② 学校や認定こども園等における食育を推進します。

子どもたちが生涯にわたって健康な生活を送ることができるよう、学校や認定こども園・保育所・幼稚園等において、食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けるための食育を推進します。おいしく、楽しく食べることで「生きる力」の基礎を育むばかりでなく、自然との関わり、人との関わり、料理作りへの関わり、食文化との出会いなどの体験を通じ、望ましい食習慣の形成や豊かな人間性の育成、心身の健全育成を図るため、食育の推進に努めます。

③ 地域の自発的な食育推進活動を促進します。

地域における自発的な食育推進活動の充実を図るため、関係団体が連携して取り組む地域版食育推進計画の策定と、計画に基づく取組を促進します。特に、子育て世代の体験型食育を推進する取組の実践を支援します。

また、国が定める食育月間（6月）及び食育の日（毎月19日）を普及啓発することにより、地域全体での食育の重要性の理解を促します。

数値目標	地域版食育推進計画の認定件数（累計）	(R5) 137件 ▶ (R11) 160件
------	--------------------	------------------------



施策の方向性

(4-7) 子どもの安全の確保

子どもの日常生活における安全の確保等に向けて、地域全体で交通安全対策や犯罪被害防止対策、被害に遭った子どもの保護の推進に取り組みます。

具体的な取組内容

① 幼児等に対する交通安全教室を実施します。

認定こども園・保育所・幼稚園において、横断歩道の正しい渡り方等を実践的に指導するとともに、保護者に対しても視聴覚機器を活用し、チャイルドシートやシートベルトの正しい使用について啓発します。また、これらの活動が施設、家庭及び地域において日常的に行われるよう、保育士等を対象とした研修会を行うとともに、機会を捉えて子育て支援団体等における普及啓発を進めます。

② 子どもが犯罪の被害に遭わないための教育を推進します。

子どもが通学路や遊び場などに防犯の面で危険な場所等がないか点検し、地図に表す「地域安全マップ」の取組の普及を通じて防犯に対する力を身に付けるなど、子どもが犯罪の被害に遭わないようにするための被害防止教育を推進します。

③ 地域全体で子どもを犯罪等から守るための活動を推進します。

子どもの見守り活動を行う防犯ボランティア団体等の活動の充実と裾野の拡大を図るなど防犯ボランティア活動を支援します。

また、地域全体で子どもを犯罪等から守るため、各種広報媒体を活用し、子どもの犯罪被害、不審者、防犯対策等に関する情報を提供します。

④ 被害に遭った子どもに対して適切な相談及び支援を行います。

被害に遭った子どもに対して、適切な相談対応や専門的な立場からの指導・助言・カウンセリング、専門機関等への引継ぎなどの支援を行います。

⑤ 子ども・若者の性被害の防止に努めます。

性暴力被害の相談が多い若年層が性暴力の加害者にも、被害者にも、傍観者にもならないように、性暴力について正しく認識し、万が一被害に遭った場合はためらわずに周囲の大人に相談することなどの教育・啓発に積極的に取り組みます。

5 社会的な支援の必要性が高い子どもや家庭に対するきめ細かな支援の充実

一人ひとりの子どもの健やかな育ちを支えるため、虐待や障害、その他の事情により社会的な支援の必要性が高い子どもやその家庭に対し、それぞれの状況に応じたきめ細かな支援を充実させます。

施策の方向性

(5-1) 児童虐待防止対策の充実

児童虐待は、どのような家庭でも起こり得る問題であるという認識のもと、子どもを虐待から守るため、発生予防から早期発見、早期対応、子どもの保護及び支援、保護者への指導及び支援等の各段階において、関係機関が連携して情報を共有するなど、地域全体で子どもを守る体制を整備します。

具体的な取組内容

① 子育て中の親に対する相談援助等の実施により、虐待の未然防止を図ります。

各市町に母子保健と児童福祉についてワンストップで相談対応を行う「こども家庭センター」の設置を促進し、貧困などにより出産前から支援が必要な妊婦や要支援児童等に対し、切れ目のない相談支援を行います。

生後4か月を迎えるまでの、全ての乳児家庭を保健師等が訪問する「こんにちは赤ちゃん事業」において、保護者の子育てに関する不安や悩みを聴き、必要な情報提供を行います。

また、支援が必要な家庭に対しては、適切な子育て支援サービスの利用につながるよう、関係者と連携し、継続的な相談支援を行います。さらに、親族等から支援が得られないなど、家庭生活に困難を抱える妊婦や母子を保護して生活支援等を実施する環境を整備するなど、支援体制の充実に取り組みます。

また、子どもや子育て家庭がより相談しやすくなるようSNS相談の実施や、地域の子育て家庭や市町に対し、より専門的な相談支援や助言等を行う児童家庭支援センターの設置を進めるなど、地域の専門的相談支援体制の充実を図ります。

数値目標

こども家庭センター設置市町数

(R5) - ▶ (R11) 全市町

親子のための相談 LINE (SNS相談)

親子相談LINE 使い方

どんなことでも何回でも相談できます

① まずはLINEで友だち登録

② 住んでいる県と市町村を選択

③ 送られてくるリンクをクリック

相談専用画面に移り 相談開始

相談メッセージは24時間受付

石川県 児童福祉部少年こども課



② 地域社会全体で子どもを見守り、虐待の早期発見を図ります。

「児童虐待防止オレンジリボンキャンペーン」等の啓発活動を通じて、県民全体への児童虐待防止に対する意識の高揚を図るとともに、県民に対し、児童虐待が疑われる場合の積極的な通報を呼びかけます。

また、日頃子どもと関わる機会が多く、虐待を発見しやすい立場にある教育、福祉、保健、医療等の関係機関への研修等を充実し、児童虐待に関する専門的知識の習得や対応力の向上を図るとともに、関係機関のさらなる連携を進め、児童虐待に迅速に対応できる体制の強化を図ります。

オレンジリボンキャンペーン啓発用ポスター



③ 市町や児童相談所における虐待への早期対応を図ります。

市町において、児童虐待など様々な相談に的確に対応をしていくことができるよう、県中央児童相談所に市町を支援する担当職員を配置するとともに、市町職員への研修の充実等により、専門的な技術や知識の向上を図るほか、要保護児童対策地域協議会の活動を支援します。

児童相談所においては、児童福祉司や児童心理司等の専門的職員の適正配置に努め、増加する児童虐待に的確に対応していくとともに、金沢市も含めた県内3つの児童相談所で連携し、職員の専門性のさらなる向上に取り組みます。

また、増加する夜間・休日の相談ニーズに対応するため、児童福祉司を補佐する児童福祉サポーターを配置し、24時間の連絡体制を確保し、ケースに応じた効果的な相談援助活動を行います。

さらに、児童相談所と警察との連携を徹底し、迅速な子どもの安全確認を図るほか、児童相談所と協力病院との連携を進め、児童虐待に関する医学的な判断や治療が必要なケースへの適切かつ迅速な対応を行います。

石川県社会福祉会館と共に移転・整備することとしている県中央児童相談所については、プライバシー確保に配慮し、より安心して相談できる環境を整備します。

④ 配偶者等に対する暴力の防止と被害者保護対策を推進します。

子どもが同居する家庭での配偶者等に対する暴力は、子どもの人権を著しく侵害し、その心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与えることから、配偶者等に対する暴力のない社会の実現を目指し、「いしかわパープルリボンキャンペーン」等の啓発活動や若年層に対する予防啓発を行うほか、被害者の保護や自立支援等に取り組みます。

施策の方向性

(5-2) 社会的養護体制の充実

虐待をはじめ子どもの抱える問題の背景が多様化していることなど、社会的養護の役割も変化しており、保護を必要とする子どものそれぞれの状況に応じたきめ細かな支援体制づくりに向けて、さらなる権利擁護の推進や、家庭と同様の養育環境の整備、児童養護施設等を退所する子どもの自立支援等に取り組みます。

社会的養護とは

様々な理由により家庭で暮らせない子どもを、家庭に代わって公的に養育する仕組みです。乳児院や児童養護施設などの児童福祉施設で養育する「施設養護」と、里親やファミリーホームで養育する「家庭養護」があります。

また、施設養護には、小規模化された本体施設や小規模グループケアで養育する「家庭的養護」があります。

具体的な取組内容

① 社会的養護を必要とする子どもの権利擁護を推進します。

児童相談所が一時保護や里親委託等の決定を行う際には、あらかじめ子どもが十分に理解できるよう説明し、子どもの意見を聴き、意向を十分に尊重した上で、子どもの最善の利益につながる決定を行います。

また、子どもの意見表明を支援するため、児童相談所や関係者から独立した立場にある支援員の派遣や、児童相談所の決定などに子どもが納得できない場合には、その意見・意向を調査審議する仕組みを導入するなど、権利擁護の環境整備に取り組みます。

なお、支援を検討する際などには、それぞれの子どもの個性や生き立ち、現在置かれている環境などを十分に理解する必要があることに留意し、対応します。

数値目標

一時保護児童への意見表明等
支援員の派遣率

(R5) - ▶ (R11) 100.0%

② 一時保護施設における環境改善に取り組みます。

福祉的支援の入り口となる一時保護先で、子どもの権利が守られ、職員等との関係構築が図られることは非常に重要であるため、一時保護施設職員の研修のさらなる充実に努めるとともに、子どもに対するケアの質を外部の視点でチェックし、必要な改善につなげるため、定期的に第三者評価を受審します。

また、移転・整備することとしている県中央児童相談所をはじめ、一時保護施設の建て替えについては、「一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例」に則り、子どものプライバシーの確保や権利擁護を十分考慮した家庭的であたたかみのある環境を整備します。



③ 家庭養護を推進します。

「家庭養護」を推進するため、家庭養護の受け皿である里親の確保に向けた新規里親開拓への取組をはじめ、里親の養育力のさらなる向上のための研修の実施、受託里親への養育相談支援など、一連の里親支援業務を包括的に実施する専門機関の設置を促進し、里親への支援体制の構築を図ります。

また、児童相談所では、子どもの最善の利益を念頭に、特に乳幼児について積極的に里親等への委託を検討するほか、養子縁組制度の活用も視野に入れた支援を行います。

数値目標	里親等委託率※1	(R5)※2 (R11)※3	
		3歳未満	9.1%
	3歳以上の就学前	17.8%	▶ 75.0%
	学童期以降	21.4%	▶ 50.0%

※1 里親等：里親及びファミリーホーム

里親等委託率：里親等への委託措置児童数を要保護児童数（里親及びファミリーホームへの委託措置児童数、並びに乳児院・児童養護施設への入所措置児童数の計）で除したものです。

※2 令和5年度の数値は、年齢区分ごとに、年間の里親及びファミリーホーム委託措置児童数を年間の要保護児童数で除したものです。

※3 この目標値は、里親の確保や支援体制の充実など、子どもの養育される権利を保障する環境整備を目的に設定したものです。

個々の子どもに対する具体的な措置は、児童相談所が子どもの意見・意向等を踏まえ、子どもの最善の利益の観点から行います。

④ 児童養護施設等における家庭的養護を推進するなど、養育ケア体制の質の向上を支援します。

児童養護施設や乳児院において、子どもを養育するケア単位の小規模化（小規模グループケア化）や地域分散化（分園型小規模グループケア、地域小規模児童養護施設の設置）を進め、より家庭的な養育環境の充実を図ります。

また、施設におけるさらなる養育の質の向上と職員の専門性を高めるための研修を充実するとともに、精神科医等とも連携し、虐待を受けた子ども等への対応に関する助言を行うなど児童養護施設への支援を行います。

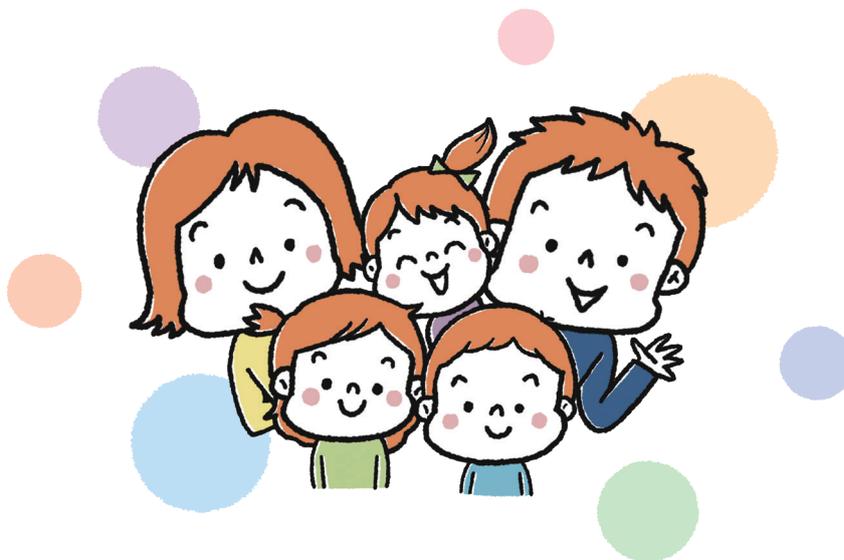
さらに、児童養護施設や乳児院においては、養育の専門性を活かして地域の子育て家庭への相談支援を行うほか、ショートステイやトワイライトステイなど一時的に子どもを預かる取組を進め、地域の子育て家庭への支援を行います。

⑤ 児童養護施設等で養育されている子どもに対して、
入所中から退所後まで継続的に自立支援を行います。

虐待や経済的困窮など様々な理由により保護者と暮らすことができない子どもに対し、子どもの適性に応じた個別の相談支援を行う専門アドバイザーを児童養護施設等に派遣し、子どもが将来、自立していくことができるよう支援するほか、一定条件で返還免除となる進学や就職に必要な資金の貸付け等を実施し、新たな生活への支援を行います。また、児童相談所では、社会に出た際に必要となる生活能力を子どもがしっかりと身に付けることができるよう、積極的な措置延長を検討し、必要な期間の確保に努めます。

このほか児童相談所は、関係機関等と連携し、家庭復帰に向けた親子関係の再構築や、家庭復帰後の虐待の再発防止等に向けた家族支援への取組を進めます。

数値目標	社会的養護児童の 18 歳到達時 進路決定率	(R5) 100.0% ▶ (R11) 維持
------	---------------------------	------------------------





施策の方向性

(5-3) ひとり親家庭等の自立支援の推進

ひとり親家庭や生活保護世帯を含む生活困窮世帯の保護者及び子ども等の生活の安定と自立の促進に向けて、就業支援や経済的支援、子育て等の生活支援に取り組むとともに、養育費や親子面会交流に関する取り決めについて、支援を推進します。

具体的な取組内容

① ひとり親家庭等の就業をサポートします。

ひとり親家庭等の自立を促進するため、専門の相談員を配置し、相談から就職までハローワーク等と連携を図りながら総合的な就業支援を行います。

また、ひとり親家庭の親が就職に必要な資格取得や技能習得のための職業訓練の実施のほか、自立支援給付金の支給等による支援を行います。

高校を中退した方への就労支援として、「若者サポートステーション石川」と学校等の関係機関が連携し、就職を希望する学生等に対して若者サポートステーション石川が行う支援内容について情報提供を行います。

数値目標

母子家庭の母の常用雇用率

(R5) 65.3% ▶ (R11) 66.8%

※ひとり親家庭等実態調査(県実施)により把握

② ひとり親家庭等に対する経済的な支援を行います。

経済的な理由により子どもの高校や大学等への進学が困難な家庭や、生活が困窮している家庭に対し、修学資金や生活資金等を無利子または低金利で貸付けを行うほか、ひとり親家庭の生活の安定と自立の促進を図るため、児童扶養手当の支給等による支援を行います。

③ ひとり親家庭等に対する子育て支援や生活支援を行います。

ひとり親家庭や生活が困窮している家庭の子どもの学習の定着等に向けて、生活習慣の習得、学習支援を行います。

また、ひとり親家庭が子育てをしながら安心して生活できるよう、親の病気や出張等に際し、家事援助や一時預かり等のサービスを提供するほか、放課後児童クラブを利用しやすいよう利用料の助成を行います。また、母子・父子自立支援員による生活や子育て等に関する相談や講習会を開催し、ひとり親家庭への子育て支援や生活支援に取り組みます。

④ 生活困窮世帯に対する自立支援を行います。

生活に困窮している方が抱える多様な課題に対応するため、ワンストップの相談窓口を設置し、相談支援員が住居や就労機会の確保をはじめ、個々の家庭の状況や一人ひとりの心身の状況に応じた総合的な支援を実施します。

⑤ 養育費や親子面会交流に関する取り決めについて専門家による相談支援を実施します。

両親の離婚後も子どもが健やかに成長できるよう、子どもの権利や最善の利益を最優先に考えながら、養育費や親子面会交流に関する取り決めについて支援します。

施策の方向性

(5-4) 障害児等への支援の充実

本県の障害者施策の基本計画である「いしかわ障害者プラン」に基づき、障害児等の健やかな成長を促すとともに、一人ひとりの子どものニーズに応じた適切な支援の実施を図るため、障害の疑いがある子どもも含め、早期支援や相談体制の充実、支援人材の育成、自立までの一貫した支援に取り組みます。

具体的な取組内容

① 障害のある子どものニーズに応じた指導や支援を行います。

障害のある幼児・児童・生徒のライフステージ全体を通して、一人ひとりのニーズに応じた支援を効果的に実施するため、地域の教育、福祉、医療、労働等の関係機関による地域支援ネットワークの構築を図ります。

また、個別支援計画を策定し、一貫性のある支援を行うほか、障害児の受け入れに対して保育士を加配する認定こども園等への支援を行います。

② 発達障害児への支援に取り組みます。

アスペルガー症候群等の広汎性発達障害（自閉スペクトラム症）、学習障害、注意欠陥多動性障害、自閉症等の発達障害児に対し、発達障害者支援センターにおいて、乳幼児期から成人期までの各ライフステージに対応した継続的な支援を行います。発達障害の中でも、知的障害を伴う自閉症児に対する支援を専門的に行う拠点として、自閉症支援センターにおいて、相談、療育、就労に関する一貫した支援を行います。また、緊急時等の一時保護も行います。

学校教育においては、特別支援学校の専門相談員、高等学校発達障害アドバイザー、生徒指導・発達障害サポートチームの派遣等により、県内の小・中学校、高等学校に在籍する発達障害のある児童生徒を支援します。

③ 聴覚障害児に対する早期支援を図ります。

聴覚障害児（難聴児）とその家族が早期に適切な支援を受けられるよう、「いしかわ難聴児相談支援センター」において、情報提供や相談対応を行います。また、保健、医療、福祉、教育等の関係機関などで構成する協議会を設置し、県内における聴覚障害児の支援の全体把握、新生児聴覚検査の実施状況の把握と共有、課題や関係機関の連携強化等に関する検討を行います。

④ 放課後等デイサービスなどの障害児通所支援事業所やショートステイ事業所の整備を進めます。

身近な地域で障害のある子どもの支援ができるよう、放課後等デイサービスなどの障害児通所支援事業所やショートステイ事業所の整備を進めます。また、地域における中核的な療育支援施設として、児童発達支援センターの圏域ごとの設置を促進します。



⑤ 医療的ケアを要する子どもが適切な支援を受けられるよう、関係機関の連携促進に努めます。

日常的に医療的ケアを要する子ども（医療的ケア児）が、地域において適切な支援を受けられるよう、「いしかわ医療的ケア児支援センター」において、医療的ケア児とその家族、支援者からの各種相談を受け付けます。また、各市町における、保健、医療、福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場の設置を推進するとともに、支援を調整するコーディネーターを養成します。

さらに、認定こども園等における医療的ケア児の受入体制を整備するため、医療的ケアに従事する看護師等職員の配置を支援します。



施策の方向性

(5-5) 子どもの貧困の解消に向けた対策の推進

子どもの現在及び将来が、その生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、必要な環境整備と教育の機会均等を図る取組を進めます。

具体的な取組内容

① 県内全域での子ども食堂の開設を促進します。

市町や民間団体と協働して、県内全ての市町で子ども食堂が開設されるよう支援します。

② 養育費の確保に向けた支援に取り組みます。

養育費に関する相談支援を行う養育費相談員を母子・父子福祉センターに配置し、研修等の開催を通して、多様な相談内容に対応できる体制整備を図ります。

また、元家庭裁判所調査官など専門相談員が父母に助言等を行う機会を設けます。

③ 教育・生活・就労・経済の面で必要な支援を行います。

貧困の状況にある子ども及びその保護者に対して、教育面、生活面、就労面、経済面で必要な支援を行います。

主な取組と具体の掲載ページ

主な取組	具体の掲載ページ
1 教育の支援	
幼児教育・保育サービスの質の向上	P38
多子世帯の経済的な負担軽減	P40
奨学金制度等による高校・大学等への進学支援	P41
優れた教員の育成・確保	P46
生徒指導体制やカウンセリングの充実	P46
体験活動を通じた豊かな心の育成	P47
学校や認定こども園等における食育の推進	P55
児童養護施設等で養育されている子どもに対しての入所中から退所後までの継続的な自立支援	P61
ひとり親家庭等に対する経済的な支援	P62
ひとり親家庭等に対する子育て支援や生活支援	P62



主な取組	具体の掲載ページ
2 生活の安定に資するための支援	
妊娠から子育てまでの切れ目のない包括的な支援を提供するための地域の支援体制の充実	P30
妊娠に関する専門相談窓口の設置による妊娠に悩む方への支援	P31
保護者の多様な保育ニーズに応じた一時預かりやショートステイなどのサービス提供	P36
【再掲】幼児教育・保育サービスの質の向上	P38
幼児教育・保育人材の確保のための取組の推進	P38
働く保護者のニーズに対応したサービスの提供	P39
放課後児童クラブの質の向上	P39
県営住宅入居に際しての子育て世帯等への優遇措置	P41
家庭における食育の推進	P55
【再掲】学校や認定こども園等における食育の推進	P55
子育て中の親に対する相談援助等の支援	P57
市町や児童相談所における虐待への早期対応	P58
家庭養護の推進	P60
児童養護施設等での家庭的養護の推進など養育ケア体制の質の向上の支援	P60
【再掲】児童養護施設等で養育されている子どもに対しての入所中から退所後までの継続的な自立支援	P61
ひとり親家庭等の就業のサポート	P62
【再掲】ひとり親家庭等に対する経済的な支援	P62
【再掲】ひとり親家庭等に対する子育て支援や生活支援	P62
生活困窮世帯に対する自立支援	P62
3 保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援	
【再掲】ひとり親家庭等の就業のサポート	P62
【再掲】生活困窮世帯に対する自立支援	P62
企業におけるワークライフバランスの取組の質の向上の支援	P70
育児休業からの復帰とその後の就業継続の支援	P71
4 経済的支援	
【再掲】奨学金制度等による高校・大学等への進学支援	P41
【再掲】ひとり親家庭等に対する経済的な支援	P62

施策の方向性

(5-6) ヤングケアラーへの支援体制の整備

ヤングケアラーが、それぞれの意思を尊重されながら、抱えている問題や背景、心身の状況等に応じた最適な支援を受けられるよう、市町や民間団体と協働し、その自主性を尊重しつつ、多様な支援を包括的に提供する体制を整備します。

具体的な取組内容

① ヤングケアラーの周知啓発を進めます。

ヤングケアラー支援には、ヤングケアラーに気づき得る周囲の大人が状況や心情への理解を深めることと、支援の対象であるヤングケアラー本人が自らの置かれた状況に気づくことが必要であることから、ヤングケアラーに係る正しい理解が進むよう、広く県民に周知啓発します。

ヤングケアラー

「ヤングケアラー」とは、本来大人が担うと想定される家事や、家族の世話などを日常的に行っている子どものことです。

年齢や成長の度合いに見合わない重い責任や負担を負うことで、人間関係をつくる大切な時期に友人と遊べない、勉強しなければならない時期に学べないなど、子どもたちの将来にも大きく影響することから、ヤングケアラーへの支援は、県民を挙げて取り組むべき重要な課題です。

県特設 Web サイト



② ヤングケアラーとその保護者への支援体制を整備します。

ヤングケアラーが気軽に悩みを相談できるよう、SNSを活用したピアサポートやキャリア相談支援を実施するとともに、保護者の心理的ケアを実施する体制を整備します。

いしかわヤングケアラーチャンネル



③ 市町におけるヤングケアラー支援をサポートします。

ヤングケアラーやその保護者等が、その問題や背景、心身の状況等に応じた最適な公的支援を受けられるよう、その窓口である市町の支援体制をサポートします。



施策の方向性

(5-7) ひきこもりの支援

ひきこもり状態にある子ども・若者やその家族が、社会から孤立し、長期にわたり困難な状況が継続しないよう、個々の状況に応じた相談・支援を推進します。

具体的な取組内容

① ひきこもりの専門的な相談窓口を設置します。

ひきこもりの専門的な相談窓口である「ひきこもり地域支援センター」を県内3か所（金沢・加賀・能登）に設置し、相談体制の充実を図ります。

② ひきこもり状態にある方やその家族等への支援の充実を図ります。

「ひきこもり地域支援センター」において、市町やハローワーク、民間支援団体など、官民の関係者からなる地域支援ネットワークを構築し、ひきこもり状態にある方やその家族等に対する相談対応や個別訪問、居場所づくりなど段階に応じた切れ目のない支援を行い、ひきこもりの方の自立を支援します。

ひきこもり支援メッセージカード

ひきこもり、相談してみませんか

石川県こころの健康センター（石川県ひきこもり地域支援センター）
076-238-5750
 受付時間 月～金 8:30～17:15（祝日等除く）

各市町の相談窓口等はこちら→

ひきこもりのことでお悩みの方へ

ひとりで悩むことや、家族だけでなんとかしようとしてうまくいかないことがあります。わたしたちと一緒に、「今できること」を考えてみませんか。

LINE公式アカウント
 「心のほっと石川掲示板」で
 無料相談やこころの健康づくりに関するイベント情報等を発信しています

働き方

6 仕事と生活の調和（ワークライフバランス）の推進

共働き家庭が増加する中、男性、女性共に多様な働き方を選択しながら仕事と子育てが両立できる環境づくりを進めていく必要があります。

また、育児をしていない方を含めた全ての労働者においても、ワークライフバランスは重要ですが、例えば、県民意識調査における未婚の方への結婚しにくい理由の調査として、「仕事と結婚後の生活が両立しやすい職場環境でない」といった回答が多く挙げられるといった課題もあります。

こうした状況を踏まえ、誰もが仕事と生活に好循環を形作れるよう、企業におけるワークライフバランスの取組を推進するとともに、県民への普及啓発等の取組も進めていきます。

施策の方向性

(6-1) 企業におけるワークライフバランスの取組促進

企業におけるワークライフバランスの行動計画である一般事業主行動計画の策定と質の向上を支援・促進するとともに、子育てを応援・サポートする意識を企業に普及啓発することにより、子育て中の労働者をはじめとした全ての労働者が多様な働き方を選択しながら能力を十分に発揮できる働きやすい職場環境の整備を進めます。

一般事業主行動計画とは？

- ・従業員の働きやすい職場づくりを進めるために、企業が定める計画です。次世代育成支援対策推進法では従業員数 101 人以上、本県ではいしかわ子ども総合条例に基づき従業員数 21 人以上の企業は計画を策定・公表することとしています。
- ・計画策定の内容例として、時間外労働の削減、年休の取得促進、男性の育児休業取得促進、子の看護等休暇制度の充実などがあります。
- ・計画策定を通じて、従業員のやる気と働きがいにつながるほか、企業にとっても企業イメージ向上、人手不足の解消につながるなどのメリットがあります。



具体的な取組内容

① 企業における一般事業主行動計画の策定を支援します。

中小企業の割合が高い本県では、いしかわ子ども総合条例に基づき、従業員数 21 人以上の企業は一般事業主行動計画を策定・公表することとしています。策定対象の企業には専門家を派遣することにより、策定を支援します。

数値目標

一般事業主行動計画策定対象企業の策定率（従業員数 21 ～ 49 人）

(R5) 42.0% ▶ (R11) 100.0%



② 企業におけるワークライフバランスの取組の質の向上の支援を行います。

企業の経営者や管理職を対象としたセミナーの開催等により、企業における長時間労働の是正や柔軟な働き方の実現、一般事業主行動計画の着実な実践等、ワークライフバランスの取組のさらなる充実などの質の向上を支援・促進します。

数値目標	男性の育児休業取得率	(R6) 42.6% ▶ (R12) 85.0% ※労働条件等実態調査(県実施)により把握
------	------------	--

③ ワークライフバランスに積極的に取り組む企業を表彰します。

一般事業主行動計画を策定し、行動計画の内容等を公表する企業を「ワークライフバランス企業」としてロゴマーク等により広く周知するとともに、ワークライフバランス企業のうち特に優れた取組を行っている企業を表彰します。

数値目標	ワークライフバランス表彰企業数(累計)	(R5) 110社 ▶ (R11) 180社
------	---------------------	------------------------

④ 企業における男性の子育て参画促進に向けた取組を推進します。

男性が子育てに参画しやすい職場環境が実現されるよう、企業に対する意識啓発などの取組を推進します。男性従業員の子育てへの参画に積極的に取り組む企業を「パパ子育て応援企業」として認定し、取組を周知します。

石川県ワークライフバランス企業登録等ロゴマーク



⑤ 男女共同参画を推進するために、具体的な取組を宣言した企業を「いしかわ男女共同参画推進宣言企業」として認定します。

男性も女性もいきいきと働くことができる職場環境づくりのため、女性の活躍を推進するポジティブ・アクション(積極的改善措置)の取組や、仕事と育児・介護の両立支援などを推進するワークライフバランスの取組、男女が共に働きやすい職場環境づくりなどの取組について、社内で具体的に取り組むことを宣言した企業等を認定し、その取組を支援・周知します。

⑥ 競争入札参加者資格審査に当たり、子育て支援の取組に積極的な企業を適切に評価します。

競争入札参加者資格審査(物品、建築物管理、建設工事)に当たって、子育て支援の取組に積極的な企業を適切に評価するため、一般事業主行動計画を策定し届出した者に対して評価点数を加算します。

施策の方向性

(6-2) 県民のワークライフバランス実現に向けた普及啓発・取組支援

広く県民に対して、自らのワークライフバランスを実現することの大切さを普及啓発するとともに、働きながら子育てをする際の不安の解消や、両立のノウハウの提供等の支援を行います。

具体的な取組内容

① 「県民育児の日」の実施など、県民に対するワークライフバランスの普及啓発を進めます。

子育ての大切さについて理解を深めるとともに、ワークライフバランスについて考える契機とし、地域社会全体で子育てを支援する気運の醸成を図るため、毎月19日を「県民育児の日」と定め、その普及啓発のためいしかわエンゼルマーク運動を進めます。

② 若者のライフプラン支援の充実に努めます。(再掲)

高校生や大学生等を対象に、将来の仕事とあわせて、就業、結婚、妊娠・出産、子育てなど自らのライフプランを具体的に考えることのできる機会を提供します。

③ 育児休業からの復帰とその後の就業継続を支援します。

育児休業中の労働者を対象とした職場復帰セミナーを開催し、仕事と子育ての両立の不安や悩みに対する専門家からのアドバイスなどにより、育休からの円滑な職場復帰とその後の就業継続を支援します。

④ 子育てをしながら働くことを希望する女性への就業支援を実施します。

女性の就職を支援するため、「女性ジョブサポート石川」を設置し、個別相談や各種情報提供等により、子育てをしながら働くことを希望する女性への就業支援を実施します。

さらに就業後についても、女性の職場定着に向けた支援を行います。

⑤ 父親になる男性への育児情報の提供等に努めます。(再掲)

子育てにおける男性の役割が重要となる一方で、男性が育児知識を得る機会が少ないことから、父親になる男性に対して、子育てを行うために必要な情報提供等に努めます。

⑥ 家庭内における男性の子育てや家事の参画を促進します。(再掲)

夫婦が協力して子育てを行う「共育て」の定着に向けて、そのきっかけづくりとなる「育児・家事シェアシート」の取組を進めるとともに、男性に対する子育て講座の開催等を通じた支援を行い、男性の子育て参画等を促進します。

また、男性が子育てに参画する意義等をホームページなど様々な機会を捉えて発信し、共育ての社会気運の醸成を図ります。



子どもの権利擁護

7 子ども・若者が権利の主体であることを社会全体で共有

子ども・若者を多様な人格を持った個人として尊重し、その権利を保障し、最善の利益を図るため、子ども・若者の意見表明機会の確保や意見の施策への反映を検討するとともに、県民の子どもの権利に関する理解促進を進めていきます。

施策の方向性

(7-1) 子ども・若者の意見表明機会の確保、意見の施策への反映を検討

子どもに関する施策を策定、実施、評価するとき、子ども・若者、子育て当事者等の意見を反映するために必要な措置を講じます。

具体的な取組内容

① 安心して意見を述べる場や機会の創出に努めます。

子どもの健やかな成長に対する支援や、結婚、妊娠・出産、子育てに対する支援を主な目的とする施策に加え、教育施策等の子ども・若者の今と将来の生活に影響を与える政策や計画、施策、事業について、子ども等から希望や課題などの意見を聴く場の創出等を進めます。

数値目標	子どもの自己肯定感の高さ	(R6) 75.2% ▶ (R11) 増加 ※子どもの意識調査（県実施）により把握
------	--------------	--

② 多様な声を施策に反映させるよう努めます。

子ども・若者の意見については、事業の改善や広報物等の改善等への反映に努めるほか、反映できなかった意見を含めてフィードバックするよう努めます。

数値目標	県の子ども関連施策への子どもの意見表明機会の件数	(R6) - ▶ (R11) 増加
------	--------------------------	-------------------

施策の方向性

(7-2) 子どもの権利に関する理解促進

子ども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、子ども・若者の今とこれからの最善の利益を図ります。

具体的な取組内容

① 子どもの教育、養育の場において、 こども基本法や子どもの権利に関する理解促進を図ります。

こども基本法や子どもの権利条約の趣旨や内容を、子ども・若者や子育て当事者、教育・保育に携わる者をはじめとする大人に対して、広く周知し、社会全体で共有を図ります。

数値目標	子どもは権利の主体である と思う県民の割合	(R6) - ▶ (R11) 100.0% ※県民意識調査により把握
------	--------------------------	---------------------------------------



令和6年能登半島地震・奥能登豪雨からの復旧・復興

創造的復興プラン等に掲げられた主な子ども関連施策の着実な実行

令和6年元日に発生した能登半島地震は最大震度7を観測し、追い打ちをかけるかのように、同年9月には復旧・復興の途上にある被災地に記録的な豪雨が襲い、未曾有の複合災害となりました。

能登の創造的復興について、県では、石川県創造的復興プラン等に基づき、被災地域の方々はもとより、国や関係機関などと連携を密にして全力で取り組んでいくこととしており、同プランに掲げられた子ども関連の施策について、引き続き、着実に実行していきます。

教訓を踏まえた災害に強い地域づくり

福祉施設（高齢者・障害児・児童等）の復旧

災害により、認定こども園等197施設、放課後児童クラブ82施設、児童館22施設、障害児施設（能登6市町の入所施設）1施設など多数の施設に被害がありました。復興後の二一ズを踏まえ、被災した施設の早期復旧等を財政面や人材確保なども含めて支援します。

学校施設の復旧

県立学校では55校に被害がありました。被災した県立学校の仮復旧や仮設施設の整備を進め、1日でも早く施設の機能回復を図ります。また、本復旧についても早期に着手できるよう取り組みます。

誰もが安全・安心に暮らし、学ぶことができる環境・地域づくり

奥能登の妊婦が安心して出産できる体制の確保

母体搬送時における遠隔での胎児モニタリングの実施や、他地域で出産する妊婦に対する支援など、奥能登の妊婦が安心して出産できる体制づくりを推進します。

被災した子どもの居場所づくり支援

災害により子どもの居場所が減っており、国事業を活用し、市町・NPO等と連携した遊び場所・学習スペースの設置等や、子ども食堂の取組を支援することを通じて、子どもの居場所づくりを推進します。

福祉人材の確保・マッチング支援

施設・事業所におけるサービス継続に必要な職員を確保するため、職員の復職の促進、新規雇用、離職防止に取り組む事業者に対して、福サポいしかわを中心とした能登での面談会の開催など、マッチングなどの支援を行います。

保育士の地元定着支援

被災地での保育士確保のため、国の保育士修学資金等貸与制度に上乗せして奨学金を貸与するほか、保育補助者の保育士資格取得に要する経費を補助するなど、地元定着への支援を行います。

保育所等への巡回支援による心のケア

保育所等に専門職が巡回し、保育士、放課後児童クラブ支援員へのカウンセリングやメンタルヘルスケアを行うとともに、被災した子どもとの関わり方について助言等を行い、子どもの心のケアにつなげます。

被災した県立高校の部活動への支援

地震による損傷や避難所の開設等により、一部の学校において体育館やグラウンドが使用できないことから、被災した県立高校の部活動を対象に、十分な活動が行える場所までの移動費を支援します。

スクールカウンセラーの配置強化

スクールカウンセラーを増員することで、被災により不安や悩みを抱える児童生徒の心のケアを図るとともに、子どもたちの変化に不安を抱える保護者を支援します。

被災地の小・中学生を対象とした体験活動の機会提供

被災地の小・中学生に対し、海・山などでの自然体験活動の機会を提供します。

被災地域での教員の人材確保

学びの保障、児童生徒の心のケア、地域等の連携など、災害に伴い増加する業務に対応するため、加配教員の配置やスクールサポートスタッフなどの外部人材の活用などにより、教育環境の充実・確保を図ります。

児童生徒の災害対応能力を高める教育の推進

小学校、中学校、高校の発達段階に応じた防災教育を推進することで、自助・共助・公助の防災意識の醸成を図ります。

遠隔授業などICTを活用した学習環境の整備

生徒が減少していく中、生徒一人ひとりの多様な学習ニーズへの対応や生徒同士の学び合いの深化等を図り、質の高い学びを実現できるよう、高校におけるICTを活用した遠隔授業など、学びの環境の整備を進めます。



能登地域の高校における魅力ある学校づくりの推進

高校は地域を担う人材の育成の場であり、地域の活性化に果たす役割が大きいことから、市町や地域とも連携しながら、各学校の特色や強みに一層磨きをかけるとともに、学校行事、部活動など高校間の連携・交流により、各学校を地域に維持しながら、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実を目指します。

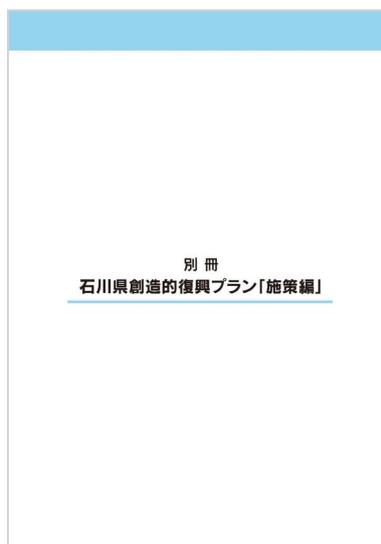
高校における創造的復興教育の推進

今般の地震を契機に、能登地域の自然や人間、社会、文化、産業等を改めて学ぶことで、ふるさとの価値を実感するとともに、国内外の生徒等との交流や課題解決型学習を進めることで能登の復興を自らが担う人材を育成します。

高校生ボランティアリーダーの養成

震災を経験し、今後、高校生のボランティア活動の核となる高校生ボランティアリーダーの養成及び、リーダーを中心とした地域連携ボランティア活動を推進します。

石川県創造的復興プラン



こども・子育て支援事業債（地方財政措置）について

こども・子育て支援事業債の概要

1 対象事業

地方単独事業（こども基本法に基づく都道府県こども計画に位置づけ）として実施する以下の事業

地方単独事業として実施する事業	対象施設
(1) こども・子育て支援機能強化に係る施設整備	公共施設、公用施設
(2) 子育て関連施設の環境改善	児童館、保育所などの児童福祉施設、障害児施設、幼稚園等

2 事業期間

令和10年度まで（国の「こども・子育て支援加速化プラン」の実施期間）

石川県における活用事業

必要に応じて別に定めるものとします。

第5章

幼児期の教育・保育 の量の見込みと確保方策

1 県子ども・子育て支援事業支援計画の基本的考え方

子ども・子育て支援法では、県及び市町は、幼児期の教育や保育、地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保などに関する計画を策定することとなっています。

市町子ども・子育て支援事業計画（以下、「市町事業計画」という。）では、各市町が行ったアンケート調査で把握した利用希望やこれまでの利用状況などを踏まえて、市町内で必要となる教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」を設定し、その「量の見込み」に対する提供体制の確保とその実施時期（「確保方策」）について定めます。

県子ども・子育て支援事業支援計画（以下、「県支援計画」という。）では、市町事業計画の数値を集計したものを基本として、市町間の広域的な利用を勘案し、教育・保育の「量の見込み」と「確保方策」について定めます。

◆「量の見込み」と「確保方策」の基本的な考え方

「量の見込み」 需要 保育の必要性の認定区分ごとに 必要となる利用定員の総数	「確保方策」 供給 「量の見込み」に対して確保しようとする 施設・事業の利用定員の総数
○ 満3歳以上の就学前子ども ⇒ 「1号認定」 ※子ども・子育て支援法第19条第1項第1号に該当	特定教育・保育施設*1（認定こども園及び幼稚園）の利用定員の総数 （特定教育・保育施設に該当しない幼稚園も含む）
○ 満3歳以上の就学前子どもで 保育が必要 ⇒ 「2号認定」 ※子ども・子育て支援法第19条第1項第2号に該当	特定教育・保育施設（認定こども園及び保育所）の利用定員の総数、企業主導型保育事業*2の地域枠
○ 満3歳未満で保育が必要な子ども ⇒ 「3号認定」 ※子ども・子育て支援法第19条第1項第3号に該当 （「3号認定」はさらに0歳児、1歳児、2歳児に区分）	特定教育・保育施設（認定こども園及び保育所）及び特定地域型保育事業*3の利用定員の総数、企業主導型保育事業の地域枠

※1 特定教育・保育施設

子ども・子育て支援法により、市町が財政支援（施設型給付）の対象として適当であることを確認した教育・保育施設。認定こども園、保育所、公立幼稚園（国立を除く）は、基本的に全て確認を受ける。私立幼稚園は確認を受けることも可能

※2 企業主導型保育事業

子ども・子育て支援法により、国が財政支援の対象として適当であることを確認した事業所内保育事業

※3 特定地域型保育事業

子ども・子育て支援法により、市町が財政支援（地域型保育給付）の対象として適当であることを確認した小規模保育事業等

◆ 利用できる教育・保育の場

幼稚園

3～5さい



小学校以降の教育の基礎をつくるための幼児期の教育を行う学校

- 利用時間** 昼過ぎごろまでの教育時間のほか、園により午後や園の休業中の預かり保育などを実施
- 利用できる保護者** 制限なし

保育所と幼稚園の機能や特長をあわせ持ち、地域の子育て支援も行う施設

3つのポイント

認定こども園

0～5さい



- 0～2さい**
 - 利用時間** 夕方までの保育のほか、園により延長保育を実施
 - 利用できる保護者** 共働き世帯、親族の介護などの事情で、家庭で保育のできない保護者
- 3～5さい**
 - 利用時間** 昼過ぎごろまでの教育時間に加え、保育を必要とする場合は夕方までの保育を実施園により延長保育も実施
 - 利用できる保護者** 制限なし

- 1 保護者の働いている状況に関わりなく、3～5歳のどのお子さんも、教育・保育を一緒に受けます。
- 2 保護者が働かなくなったなど、就労状況が変わった場合も、通い慣れた園を継続して利用できます。
- 3 子育て支援の場が用意されていて、園に通っていない子どものご家庭も、子育て相談や親子の交流の場などに参加できます。

保育所

0～5さい



就労などのため家庭で保育のできない保護者に代わって保育する施設

- 利用時間** 夕方までの保育のほか、園により延長保育を実施
- 利用できる保護者** 共働き世帯など、家庭で保育のできない保護者

地域型保育

0～2さい



保育所(原則20人以上)より少人数の単位で、0～2歳の子どもを保育する事業

4つのタイプ

- 利用時間** 夕方までの保育のほか、園により延長保育を実施
- 利用できる保護者** 共働き世帯、親族の介護などの事情で、家庭で保育のできない保護者

※地域型保育では、保育内容の支援や卒園後の受け皿の役割を担う連携施設(保育所、幼稚園、認定こども園)が設定されます。

- 1 **家庭的保育(保育ママ)**
家庭的な雰囲気のもとで、少人数(定員5人以下)を対象にきめ細かな保育を行います。
- 2 **小規模保育**
少人数(定員6～19人)を対象に、家庭的保育に近い雰囲気のもと、きめ細かな保育を行います。
- 3 **事業所内保育**
会社の事業所の保育施設などで、従業員の子とも地域の子ともと一緒に保育します。
- 4 **住宅訪問型保育**
障害・疾患などで個別のケアが必要な場合や、施設が無くなった地域で保育を維持する必要がある場合などに、保護者の自宅で1対1で保育を行います。

2 教育・保育の提供区域の設定

本計画において、教育・保育の「量の見込み」と「確保方策」を定める際の単位となる区域(以下「県設定区域」という。)を設定します。

県設定区域は、各区域内で教育・保育の「量の見込み」と「確保方策」のバランスをとるものであり、県が認定こども園や保育所の認可・認定を行う際の判断基準となるものです。

本県では、現在の教育・保育の利用状況が、概ね居住する市町内で収まっていることを勘案して、各市町を1つの区域として設定します。

なお、県設定区域を越える広域的な利用が制限されるわけではありません。



3 教育・保育の「量の見込み」と「確保方策」

県では、市町事業計画を集計したものを基本として、県全体及び県設定区域ごとの教育・保育の「量の見込み」と「確保方策」を設定します。

※一部の市町においては、令和6年能登半島地震の影響により第三期市町子ども・子育て支援事業計画の策定に遅れが生じているため、(3-1)県全域の「量の見込み」と「確保方策」については、暫定値となっています。

今後、当該市町において、第三期計画が策定された際には、県ホームページにおいて更新した「量の見込み」と「確保方策」を掲載します。

(3-1) 県全域の「量の見込み」と「確保方策」

(単位：人)

石川県		1号認定		2号認定		3号認定			教育	保育	合計	
		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦+⑧				⑨+⑩+⑪+⑫
R7年度	量の見込み	3,509	554	19,265	2,609	5,255	5,854	4,063	32,983	37,046		
	市町内の子ども	3,238	554	19,072	2,568	5,206	5,810	3,792	32,656	36,448		
	他市町の子ども	271	0	193	41	49	44	271	327	598		
	確保方策	5,595	1,038	21,528	3,551	6,027	6,902	6,633	38,008	44,641		
	特定教育・保育施設	4,498	1,021	21,359	3,412	5,870	6,755	5,519	37,396	42,915		
	特定地域型保育事業			7	27	46	33		113	113		
	企業主導型保育の地域枠			43	42	49	56		190	190		
	確認を受けない幼稚園	960						960		960		
	他市町の教育・保育施設	137	17	119	70	62	58	154	309	463		
確保方策－量の見込み		2,570	2,263	942	772	1,048	2,570	5,025	7,595			
R8年度	量の見込み	3,316	539	18,743	2,575	5,314	5,555	3,855	32,187	36,042		
	市町内の子ども	3,068	539	18,554	2,534	5,263	5,511	3,607	31,862	35,469		
	他市町の子ども	248	0	189	41	51	44	248	325	573		
	確保方策	5,415	1,038	21,390	3,577	6,056	6,925	6,453	37,948	44,401		
	特定教育・保育施設	4,463	1,021	21,216	3,440	5,894	6,792	5,484	37,342	42,826		
	特定地域型保育事業			7	27	46	33		113	113		
	企業主導型保育の地域枠			43	42	49	56		190	190		
	確認を受けない幼稚園	797						797		797		
	他市町の教育・保育施設	155	17	124	68	67	44	172	303	475		
確保方策－量の見込み		2,598	2,647	1,002	742	1,370	2,598	5,761	8,359			
R9年度	量の見込み	3,143	511	18,071	2,567	5,296	5,596	3,654	31,530	35,184		
	市町内の子ども	2,895	511	17,885	2,526	5,246	5,551	3,406	31,208	34,614		
	他市町の子ども	248	0	186	41	50	45	248	322	570		
	確保方策	5,439	1,038	21,164	3,591	6,087	6,894	6,477	37,736	44,213		
	特定教育・保育施設	4,493	1,021	20,990	3,450	5,920	6,755	5,514	37,115	42,629		
	特定地域型保育事業			7	33	53	39		132	132		
	企業主導型保育の地域枠			43	42	49	56		190	190		
	確認を受けない幼稚園	791						791		791		
	他市町の教育・保育施設	155	17	124	66	65	44	172	299	471		
確保方策－量の見込み		2,823	3,093	1,024	791	1,298	2,823	6,206	9,029			
R10年度	量の見込み	2,975	482	17,593	2,539	5,294	5,549	3,457	30,975	34,432		
	市町内の子ども	2,728	482	17,410	2,498	5,244	5,505	3,210	30,657	33,867		
	他市町の子ども	247	0	183	41	50	44	247	318	565		
	確保方策	5,406	1,038	20,872	3,606	6,103	6,896	6,444	37,477	43,921		
	特定教育・保育施設	4,460	1,021	20,698	3,468	5,939	6,757	5,481	36,862	42,343		
	特定地域型保育事業			7	33	53	39		132	132		
	企業主導型保育の地域枠			43	42	49	56		190	190		
	確認を受けない幼稚園	791						791		791		
	他市町の教育・保育施設	155	17	124	63	62	44	172	293	465		
確保方策－量の見込み		2,987	3,279	1,067	809	1,347	2,987	6,502	9,489			
R11年度	量の見込み	2,857	457	17,299	2,520	5,321	5,508	3,314	30,648	33,962		
	市町内の子ども	2,609	457	17,115	2,479	5,271	5,464	3,066	30,329	33,395		
	他市町の子ども	248	0	184	41	50	44	248	319	567		
	確保方策	5,408	1,037	20,579	3,605	6,109	6,889	6,445	37,182	43,627		
	特定教育・保育施設	4,462	1,021	20,405	3,468	5,947	6,750	5,483	36,570	42,053		
	特定地域型保育事業			7	33	53	39		132	132		
	企業主導型保育の地域枠			43	42	49	56		190	190		
	確認を受けない幼稚園	791						791		791		
	他市町の教育・保育施設	155	16	124	62	60	44	171	290	461		
確保方策－量の見込み		3,131	3,280	1,085	788	1,381	3,131	6,534	9,665			

※ 2号認定教育ニーズとは、各市町が実施したニーズ調査の結果により、保護者の就労状況などから客観的には保育が必要な状態であるが、実際は幼稚園を利用している児童数を基に算出。幼稚園または幼保連携型認定こども園で提供体制を確保することとなる。

(3-2) 県設定区域（市町）ごとの「量の見込み」と「確保方策」

金沢市

	1号認定	2号認定		3号認定			教育	保育	合計			
		①	②	③	④	⑤				⑥	①+②	③+④+⑤+⑥
R7年度	量の見込み	1,624	540	7,255	952	1,939	2,316	2,164	12,462	14,626		
	市町内の子ども	1,507	540	7,210	948	1,932	2,309	2,047	12,399	14,446		
	他市町の子ども	117	0	45	4	7	7	117	63	180		
	確保方策	2,634	1,021	8,010	1,162	2,172	2,494	3,655	13,838	17,493		
	特定教育・保育施設	1,870	1,021	7,983	1,129	2,129	2,445	2,891	13,686	16,577		
	特定地域型保育事業	/	/	0	0	0	0	/	0	0		
	企業主導型保育の地域枠	/	/	27	33	43	49	/	152	152		
	確認を受けない幼稚園	764	/	/	/	/	/	764	/	764		
	他市町の教育・保育施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	確保方策－量の見込み		1,491	755	210	233	178	1,491	1,376	2,867		
R8年度	量の見込み	1,579	525	7,048	935	1,954	2,090	2,104	12,027	14,131		
	市町内の子ども	1,462	525	7,003	931	1,947	2,083	1,987	11,964	13,951		
	他市町の子ども	117	0	45	4	7	7	117	63	180		
	確保方策	2,634	1,021	7,790	1,162	2,172	2,494	3,655	13,618	17,273		
	特定教育・保育施設	1,870	1,021	7,763	1,129	2,129	2,445	2,891	13,466	16,357		
	特定地域型保育事業	/	/	0	0	0	0	/	0	0		
	企業主導型保育の地域枠	/	/	27	33	43	49	/	152	152		
	確認を受けない幼稚園	764	/	/	/	/	/	764	/	764		
	他市町の教育・保育施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	確保方策－量の見込み		1,551	742	227	218	404	1,551	1,591	3,142		
R9年度	量の見込み	1,503	497	6,669	925	1,960	2,073	2,000	11,627	13,627		
	市町内の子ども	1,386	497	6,624	921	1,953	2,066	1,883	11,564	13,447		
	他市町の子ども	117	0	45	4	7	7	117	63	180		
	確保方策	2,634	1,021	7,570	1,162	2,172	2,494	3,655	13,398	17,053		
	特定教育・保育施設	1,870	1,021	7,543	1,129	2,129	2,445	2,891	13,246	16,137		
	特定地域型保育事業	/	/	0	0	0	0	/	0	0		
	企業主導型保育の地域枠	/	/	27	33	43	49	/	152	152		
	確認を受けない幼稚園	764	/	/	/	/	/	764	/	764		
	他市町の教育・保育施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	確保方策－量の見込み		1,655	901	237	212	421	1,655	1,771	3,426		
R10年度	量の見込み	1,421	468	6,363	918	1,969	2,041	1,889	11,291	13,180		
	市町内の子ども	1,304	468	6,318	914	1,962	2,034	1,772	11,228	13,000		
	他市町の子ども	117	0	45	4	7	7	117	63	180		
	確保方策	2,634	1,021	7,300	1,162	2,172	2,494	3,655	13,128	16,783		
	特定教育・保育施設	1,870	1,021	7,273	1,129	2,129	2,445	2,891	12,976	15,867		
	特定地域型保育事業	/	/	0	0	0	0	/	0	0		
	企業主導型保育の地域枠	/	/	27	33	43	49	/	152	152		
	確認を受けない幼稚園	764	/	/	/	/	/	764	/	764		
	他市町の教育・保育施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	確保方策－量の見込み		1,766	937	244	203	453	1,766	1,837	3,603		
R11年度	量の見込み	1,353	444	6,096	905	1,989	2,016	1,797	11,006	12,803		
	市町内の子ども	1,236	444	6,051	901	1,982	2,009	1,680	10,943	12,623		
	他市町の子ども	117	0	45	4	7	7	117	63	180		
	確保方策	2,634	1,021	7,030	1,162	2,172	2,494	3,655	12,858	16,513		
	特定教育・保育施設	1,870	1,021	7,003	1,129	2,129	2,445	2,891	12,706	15,597		
	特定地域型保育事業	/	/	0	0	0	0	/	0	0		
	企業主導型保育の地域枠	/	/	27	33	43	49	/	152	152		
	確認を受けない幼稚園	764	/	/	/	/	/	764	/	764		
	他市町の教育・保育施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	確保方策－量の見込み		1,858	934	257	183	478	1,858	1,852	3,710		



七尾市

	1号認定 ①	2号認定		3号認定			教育 ①+②	保育 ③+④+⑤+⑥	合計	
		教育二一ス ②	保育二一ス ③	0歳児 ④	1歳児 ⑤	2歳児 ⑥				
R7年度	量の見込み	101	0	539	160	172	155	101	1,026	1,127
	市町内の子ども	97	0	521	150	161	151	97	983	1,080
	他市町の子ども	4	0	18	10	11	4	4	43	47
	確保方策	143	0	666	160	190	196	143	1,212	1,355
	特定教育・保育施設	133	0	646	150	180	192	133	1,168	1,301
	特定地域型保育事業	/	/	0	0	0	0	/	0	0
	企業主導型保育の地域枠	/	/	0	0	0	0	/	0	0
	確認を受けない幼稚園	0	/	/	/	/	/	0	/	0
	他市町の教育・保育施設	10	0	20	10	10	4	10	44	54
確保方策－量の見込み		42	127	0	18	41	42	186	228	
R8年度	量の見込み	92	0	487	155	165	163	92	970	1,062
	市町内の子ども	88	0	471	145	155	159	88	930	1,018
	他市町の子ども	4	0	16	10	10	4	4	40	44
	確保方策	141	0	659	155	184	188	141	1,186	1,327
	特定教育・保育施設	131	0	639	145	174	184	131	1,142	1,273
	特定地域型保育事業	/	/	0	0	0	0	/	0	0
	企業主導型保育の地域枠	/	/	0	0	0	0	/	0	0
	確認を受けない幼稚園	0	/	/	/	/	/	0	/	0
	他市町の教育・保育施設	10	0	20	10	10	4	10	44	54
確保方策－量の見込み		49	172	0	19	25	49	216	265	
R9年度	量の見込み	86	0	457	151	159	157	86	924	1,010
	市町内の子ども	82	0	442	141	150	153	82	886	968
	他市町の子ども	4	0	15	10	9	4	4	38	42
	確保方策	141	0	644	151	178	177	141	1,150	1,291
	特定教育・保育施設	131	0	624	141	168	173	131	1,106	1,237
	特定地域型保育事業	/	/	0	0	0	0	/	0	0
	企業主導型保育の地域枠	/	/	0	0	0	0	/	0	0
	確認を受けない幼稚園	0	/	/	/	/	/	0	/	0
	他市町の教育・保育施設	10	0	20	10	10	4	10	44	54
確保方策－量の見込み		55	187	0	19	20	55	226	281	
R10年度	量の見込み	81	0	432	146	154	152	81	884	965
	市町内の子ども	78	0	418	136	145	148	78	847	925
	他市町の子ども	3	0	14	10	9	4	3	37	40
	確保方策	141	0	635	146	174	176	141	1,131	1,272
	特定教育・保育施設	131	0	615	136	164	172	131	1,087	1,218
	特定地域型保育事業	/	/	0	0	0	0	/	0	0
	企業主導型保育の地域枠	/	/	0	0	0	0	/	0	0
	確認を受けない幼稚園	0	/	/	/	/	/	0	/	0
	他市町の教育・保育施設	10	0	20	10	10	4	10	44	54
確保方策－量の見込み		60	203	0	20	24	60	247	307	
R11年度	量の見込み	81	0	429	142	150	147	81	868	949
	市町内の子ども	77	0	415	132	141	143	77	831	908
	他市町の子ども	4	0	14	10	9	4	4	37	41
	確保方策	141	0	625	142	169	175	141	1,111	1,252
	特定教育・保育施設	131	0	605	132	159	171	131	1,067	1,198
	特定地域型保育事業	/	/	0	0	0	0	/	0	0
	企業主導型保育の地域枠	/	/	0	0	0	0	/	0	0
	確認を受けない幼稚園	0	/	/	/	/	/	0	/	0
	他市町の教育・保育施設	10	0	20	10	10	4	10	44	54
確保方策－量の見込み		60	196	0	19	28	60	243	303	

小松市

1号認定	2号認定		3号認定		
	教育ニーズ	保育ニーズ	0歳児	1歳児	2歳児
①	②	③	④	⑤	⑥

教育	保育	合計
①+②	③+④+⑤+⑥	

R7年度	量の見込み	300	0	2,127	295	523	487
	市町内の子ども	291	0	2,065	286	508	473
	他市町の子ども	9	0	62	9	15	14
	確保方策	553	0	2,266	478	710	790
	特定教育・保育施設	535	0	2,263	473	707	787
	特定地域型保育事業			0	0	0	0
	企業主導型保育の地域枠			3	5	3	3
	確認を受けない幼稚園	18					
	他市町の教育・保育施設	0	0	0	0	0	0
	確保方策－量の見込み		253	139	183	187	303

300	3,432	3,732
291	3,332	3,623
9	100	109
553	4,244	4,797
535	4,230	4,765
	0	0
	14	14
18		18
0	0	0
253	812	1,065

R8年度	量の見込み	287	0	2,025	293	537	484
	市町内の子ども	279	0	1,966	284	521	470
	他市町の子ども	8	0	59	9	16	14
	確保方策	515	0	2,157	474	728	784
	特定教育・保育施設	509	0	2,154	469	725	781
	特定地域型保育事業			0	0	0	0
	企業主導型保育の地域枠			3	5	3	3
	確認を受けない幼稚園	6					
	他市町の教育・保育施設	0	0	0	0	0	0
	確保方策－量の見込み		228	132	181	191	300

287	3,339	3,626
279	3,241	3,520
8	98	106
515	4,143	4,658
509	4,129	4,638
	0	0
	14	14
6		6
0	0	0
228	804	1,032

R9年度	量の見込み	275	0	1,938	292	532	498
	市町内の子ども	267	0	1,881	283	516	483
	他市町の子ども	8	0	57	9	16	15
	確保方策	487	0	2,065	471	722	804
	特定教育・保育施設	487	0	2,062	466	719	801
	特定地域型保育事業			0	0	0	0
	企業主導型保育の地域枠			3	5	3	3
	確認を受けない幼稚園	0					
	他市町の教育・保育施設	0	0	0	0	0	0
	確保方策－量の見込み		212	127	179	190	306

275	3,260	3,535
267	3,163	3,430
8	97	105
487	4,062	4,549
487	4,048	4,535
	0	0
	14	14
0		0
0	0	0
212	802	1,014

R10年度	量の見込み	267	0	1,885	291	530	492
	市町内の子ども	259	0	1,830	282	514	478
	他市町の子ども	8	0	55	9	16	14
	確保方策	474	0	2,008	470	718	797
	特定教育・保育施設	474	0	2,005	465	715	794
	特定地域型保育事業			0	0	0	0
	企業主導型保育の地域枠			3	5	3	3
	確認を受けない幼稚園	0					
	他市町の教育・保育施設	0	0	0	0	0	0
	確保方策－量の見込み		207	123	179	188	305

267	3,198	3,465
259	3,104	3,363
8	94	102
474	3,993	4,467
474	3,979	4,453
	0	0
	14	14
0		0
0	0	0
207	795	1,002

R11年度	量の見込み	268	0	1,891	292	528	489
	市町内の子ども	260	0	1,835	283	512	475
	他市町の子ども	8	0	56	9	16	14
	確保方策	476	0	2,015	471	717	793
	特定教育・保育施設	476	0	2,012	466	714	790
	特定地域型保育事業			0	0	0	0
	企業主導型保育の地域枠			3	5	3	3
	確認を受けない幼稚園	0					
	他市町の教育・保育施設	0	0	0	0	0	0
	確保方策－量の見込み		208	124	179	189	304

268	3,200	3,468
260	3,105	3,365
8	95	103
476	3,996	4,472
476	3,982	4,458
	0	0
	14	14
0		0
0	0	0
208	796	1,004



輪島市

	1号認定 ①	2号認定		3号認定			教育 ①+②	保育 ③+④+⑤+⑥	合計	
		教育二一ス ②	保育二一ス ③	0歳児 ④	1歳児 ⑤	2歳児 ⑥				
R7年度	量の見込み	20	0	188	29	46	54	20	317	337
	市町内の子ども	20	0	188	29	46	54	20	317	337
	他市町の子ども	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	確保方策	30	0	209	34	46	55	30	344	374
	特定教育・保育施設	30	0	209	34	46	55	30	344	374
	特定地域型保育事業			0	0	0	0		0	0
	企業主導型保育の地域枠			0	0	0	0		0	0
	確認を受けない幼稚園	0						0		0
	他市町の教育・保育施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0
確保方策－量の見込み		10	21	5	0	1	10	27	37	
R8年度	量の見込み	19	0	171	25	45	51	19	292	311
	市町内の子ども	19	0	171	25	45	51	19	292	311
	他市町の子ども	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	確保方策	30	0	209	34	46	55	30	344	374
	特定教育・保育施設	30	0	209	34	46	55	30	344	374
	特定地域型保育事業			0	0	0	0		0	0
	企業主導型保育の地域枠			0	0	0	0		0	0
	確認を受けない幼稚園	0						0		0
	他市町の教育・保育施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0
確保方策－量の見込み		11	38	9	1	4	11	52	63	
R9年度	量の見込み	18	0	156	22	42	51	18	271	289
	市町内の子ども	18	0	156	22	42	51	18	271	289
	他市町の子ども	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	確保方策	30	0	209	34	46	55	30	344	374
	特定教育・保育施設	30	0	209	34	46	55	30	344	374
	特定地域型保育事業			0	0	0	0		0	0
	企業主導型保育の地域枠			0	0	0	0		0	0
	確認を受けない幼稚園	0						0		0
	他市町の教育・保育施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0
確保方策－量の見込み		12	53	12	4	4	12	73	85	
R10年度	量の見込み	17	0	145	20	38	46	17	249	266
	市町内の子ども	17	0	145	20	38	46	17	249	266
	他市町の子ども	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	確保方策	30	0	209	34	46	55	30	344	374
	特定教育・保育施設	30	0	209	34	46	55	30	344	374
	特定地域型保育事業			0	0	0	0		0	0
	企業主導型保育の地域枠			0	0	0	0		0	0
	確認を受けない幼稚園	0						0		0
	他市町の教育・保育施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0
確保方策－量の見込み		13	64	14	8	9	13	95	108	
R11年度	量の見込み	17	0	137	17	36	44	17	234	251
	市町内の子ども	17	0	137	17	36	44	17	234	251
	他市町の子ども	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	確保方策	30	0	209	34	46	55	30	344	374
	特定教育・保育施設	30	0	209	34	46	55	30	344	374
	特定地域型保育事業			0	0	0	0		0	0
	企業主導型保育の地域枠			0	0	0	0		0	0
	確認を受けない幼稚園	0						0		0
	他市町の教育・保育施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0
確保方策－量の見込み		13	72	17	10	11	13	110	123	

珠洲市

1号認定	2号認定		3号認定		
	教育コース	保育コース	0歳児	1歳児	2歳児
①	②	③	④	⑤	⑥

教育	保育	合計
①+②	③+④+⑤+⑥	

R7年度	量の見込み						
	市町内の子ども	5	0	104	16	21	32
	他市町の子ども	0	0	0	0	0	0
	確保方策						
	特定教育・保育施設	21	0	179	37	58	55
	特定地域型保育事業	/	/	0	0	0	0
	企業主導型保育の地域枠	/	/	0	0	0	0
	確認を受けない幼稚園	0	/	/	/	/	/
	他市町の教育・保育施設	0	0	0	0	0	0
	確保方策－量の見込み		16	75	21	37	23

5	173	178
5	173	178
0	0	0
21	329	350
21	329	350
/	0	0
/	0	0
0	/	/
0	0	0
16	156	172

R8年度	量の見込み						
	市町内の子ども	5	0	115	13	24	24
	他市町の子ども	0	0	0	0	0	0
	確保方策						
	特定教育・保育施設	21	0	179	37	58	55
	特定地域型保育事業	/	/	0	0	0	0
	企業主導型保育の地域枠	/	/	0	0	0	0
	確認を受けない幼稚園	0	/	/	/	/	/
	他市町の教育・保育施設	0	0	0	0	0	0
	確保方策－量の見込み		16	64	24	34	31

5	176	181
5	176	181
0	0	0
21	329	350
21	329	350
/	0	0
/	0	0
0	/	/
0	0	0
16	153	169

R9年度	量の見込み						
	市町内の子ども	5	0	104	13	20	28
	他市町の子ども	0	0	0	0	0	0
	確保方策						
	特定教育・保育施設	21	0	179	37	58	55
	特定地域型保育事業	/	/	0	0	0	0
	企業主導型保育の地域枠	/	/	0	0	0	0
	確認を受けない幼稚園	0	/	/	/	/	/
	他市町の教育・保育施設	0	0	0	0	0	0
	確保方策－量の見込み		16	75	24	38	27

5	165	170
5	165	170
0	0	0
21	329	350
21	329	350
/	0	0
/	0	0
0	/	/
0	0	0
16	164	180

R10年度	量の見込み						
	市町内の子ども	5	0	102	13	20	24
	他市町の子ども	0	0	0	0	0	0
	確保方策						
	特定教育・保育施設	21	0	179	37	58	55
	特定地域型保育事業	/	/	0	0	0	0
	企業主導型保育の地域枠	/	/	0	0	0	0
	確認を受けない幼稚園	0	/	/	/	/	/
	他市町の教育・保育施設	0	0	0	0	0	0
	確保方策－量の見込み		16	77	24	38	31

5	159	164
5	159	164
0	0	0
21	329	350
21	329	350
/	0	0
/	0	0
0	/	/
0	0	0
16	170	186

R11年度	量の見込み						
	市町内の子ども	5	0	92	13	20	24
	他市町の子ども	0	0	0	0	0	0
	確保方策						
	特定教育・保育施設	21	0	179	37	58	55
	特定地域型保育事業	/	/	0	0	0	0
	企業主導型保育の地域枠	/	/	0	0	0	0
	確認を受けない幼稚園	0	/	/	/	/	/
	他市町の教育・保育施設	0	0	0	0	0	0
	確保方策－量の見込み		16	87	24	38	31

5	149	154
5	149	154
0	0	0
21	329	350
21	329	350
/	0	0
/	0	0
0	/	/
0	0	0
16	180	196

※ 令和6年能登半島地震の影響により、利用希望調査の実施・集計に遅れが生じているため、本表は人口動態等から推計した暫定値



加賀市

	1号認定	2号認定		3号認定			教育	保育	合計	
		教育二一ス	保育二一ス	0歳児	1歳児	2歳児				
	①	②	③	④	⑤	⑥	①+②	③+④+⑤+⑥		
R7年度	量の見込み	73	0	940	58	231	299	73	1,528	1,601
	市町内の子ども	73	0	940	58	231	299	73	1,528	1,601
	他市町の子ども	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	確保方策	80	0	1,341	192	298	404	80	2,235	2,315
	特定教育・保育施設	80	0	1,341	192	298	404	80	2,235	2,315
	特定地域型保育事業	/	/	0	0	0	0	/	0	0
	企業主導型保育の地域枠	/	/	0	0	0	0	/	0	0
	確認を受けない幼稚園	0	/	/	/	/	/	0	/	0
	他市町の教育・保育施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	確保方策－量の見込み		7	401	134	67	105	7	707	714
R8年度	量の見込み	69	0	903	55	248	262	69	1,468	1,537
	市町内の子ども	69	0	903	55	248	262	69	1,468	1,537
	他市町の子ども	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	確保方策	80	0	1,341	192	298	404	80	2,235	2,315
	特定教育・保育施設	80	0	1,341	192	298	404	80	2,235	2,315
	特定地域型保育事業	/	/	0	0	0	0	/	0	0
	企業主導型保育の地域枠	/	/	0	0	0	0	/	0	0
	確認を受けない幼稚園	0	/	/	/	/	/	0	/	0
	他市町の教育・保育施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	確保方策－量の見込み		11	438	137	50	142	11	767	778
R9年度	量の見込み	65	0	846	55	238	279	65	1,418	1,483
	市町内の子ども	65	0	846	55	238	279	65	1,418	1,483
	他市町の子ども	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	確保方策	80	0	1,341	192	298	404	80	2,235	2,315
	特定教育・保育施設	80	0	1,341	192	298	404	80	2,235	2,315
	特定地域型保育事業	/	/	0	0	0	0	/	0	0
	企業主導型保育の地域枠	/	/	0	0	0	0	/	0	0
	確認を受けない幼稚園	0	/	/	/	/	/	0	/	0
	他市町の教育・保育施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	確保方策－量の見込み		15	495	137	60	125	15	817	832
R10年度	量の見込み	61	0	807	55	233	270	61	1,365	1,426
	市町内の子ども	61	0	807	55	233	270	61	1,365	1,426
	他市町の子ども	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	確保方策	80	0	1,341	192	298	404	80	2,235	2,315
	特定教育・保育施設	80	0	1,341	192	298	404	80	2,235	2,315
	特定地域型保育事業	/	/	0	0	0	0	/	0	0
	企業主導型保育の地域枠	/	/	0	0	0	0	/	0	0
	確認を受けない幼稚園	0	/	/	/	/	/	0	/	0
	他市町の教育・保育施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	確保方策－量の見込み		19	534	137	65	134	19	870	889
R11年度	量の見込み	60	0	781	52	227	264	60	1,324	1,384
	市町内の子ども	60	0	781	52	227	264	60	1,324	1,384
	他市町の子ども	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	確保方策	80	0	1,341	192	298	404	80	2,235	2,315
	特定教育・保育施設	80	0	1,341	192	298	404	80	2,235	2,315
	特定地域型保育事業	/	/	0	0	0	0	/	0	0
	企業主導型保育の地域枠	/	/	0	0	0	0	/	0	0
	確認を受けない幼稚園	0	/	/	/	/	/	0	/	0
	他市町の教育・保育施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	確保方策－量の見込み		20	560	140	71	140	20	911	931

第5章

幼児期の教育・保育の量の見込みと確保方策

羽咋市

1号認定	2号認定		3号認定		
	教育ニーズ	保育ニーズ	0歳児	1歳児	2歳児
①	②	③	④	⑤	⑥

教育	保育	合計
①+②	③+④+⑤+⑥	

R7年度	量の見込み	31	0	252	32	62	68
	市町内の子ども	31	0	252	32	62	68
	他市町の子ども	0	0	0	0	0	0
	確保方策	45	0	285	37	79	74
	特定教育・保育施設	45	0	285	37	79	74
	特定地域型保育事業			0	0	0	0
	企業主導型保育の地域枠			0	0	0	0
	確認を受けない幼稚園	0					
	他市町の教育・保育施設	0	0	0	0	0	0
	確保方策－量の見込み		14	33	5	17	6

31	414	445
31	414	445
0	0	0
45	475	520
45	475	520
	0	0
	0	0
0		
0	0	0
14	61	75

R8年度	量の見込み	30	0	242	31	60	65
	市町内の子ども	30	0	242	31	60	65
	他市町の子ども	0	0	0	0	0	0
	確保方策	45	0	285	37	79	74
	特定教育・保育施設	45	0	285	37	79	74
	特定地域型保育事業			0	0	0	0
	企業主導型保育の地域枠			0	0	0	0
	確認を受けない幼稚園	0					
	他市町の教育・保育施設	0	0	0	0	0	0
	確保方策－量の見込み		15	43	6	19	9

30	398	428
30	398	428
0	0	0
45	475	520
45	475	520
	0	0
	0	0
0		
0	0	0
15	77	92

R9年度	量の見込み	28	0	224	30	58	62
	市町内の子ども	28	0	224	30	58	62
	他市町の子ども	0	0	0	0	0	0
	確保方策	45	0	285	37	79	74
	特定教育・保育施設	45	0	285	37	79	74
	特定地域型保育事業			0	0	0	0
	企業主導型保育の地域枠			0	0	0	0
	確認を受けない幼稚園	0					
	他市町の教育・保育施設	0	0	0	0	0	0
	確保方策－量の見込み		17	61	7	21	12

28	374	402
28	374	402
0	0	0
45	475	520
45	475	520
	0	0
	0	0
0		
0	0	0
17	101	118

R10年度	量の見込み	28	0	227	28	55	60
	市町内の子ども	28	0	227	28	55	60
	他市町の子ども	0	0	0	0	0	0
	確保方策	45	0	285	37	79	74
	特定教育・保育施設	45	0	285	37	79	74
	特定地域型保育事業			0	0	0	0
	企業主導型保育の地域枠			0	0	0	0
	確認を受けない幼稚園	0					
	他市町の教育・保育施設	0	0	0	0	0	0
	確保方策－量の見込み		17	58	9	24	14

28	370	398
28	370	398
0	0	0
45	475	520
45	475	520
	0	0
	0	0
0		
0	0	0
17	105	122

R11年度	量の見込み	27	0	215	27	53	58
	市町内の子ども	27	0	215	27	53	58
	他市町の子ども	0	0	0	0	0	0
	確保方策	45	0	285	37	79	74
	特定教育・保育施設	45	0	285	37	79	74
	特定地域型保育事業			0	0	0	0
	企業主導型保育の地域枠			0	0	0	0
	確認を受けない幼稚園	0					
	他市町の教育・保育施設	0	0	0	0	0	0
	確保方策－量の見込み		18	70	10	26	16

27	353	380
27	353	380
0	0	0
45	475	520
45	475	520
	0	0
	0	0
0		
0	0	0
18	122	140



かほく市

	1号認定 ①	2号認定		3号認定			教育 ①+②	保育 ③+④+⑤+⑥	合計	
		教育二コース ②	保育二コース ③	0歳児 ④	1歳児 ⑤	2歳児 ⑥				
R7年度	量の見込み	172	0	968	160	273	323	172	1,724	1,896
	市町内の子ども	144	0	952	157	267	316	144	1,692	1,836
	他市町の子ども	28	0	16	3	6	7	28	32	60
	確保方策	201	0	975	191	284	354	201	1,804	2,005
	特定教育・保育施設	197	0	942	153	243	322	197	1,660	1,857
	特定地域型保育事業			0	18	24	15		57	57
	企業主導型保育の地域枠			13	2	2	2		19	19
	確認を受けない幼稚園	0						0		0
	他市町の教育・保育施設	4	0	20	18	15	15	4	68	72
	確保方策－量の見込み		29	7	31	11	31	29	80	109
R8年度	量の見込み	159	0	997	167	275	320	159	1,759	1,918
	市町内の子ども	131	0	981	164	269	313	131	1,727	1,858
	他市町の子ども	28	0	16	3	6	7	28	32	60
	確保方策	174	0	1,002	191	284	354	174	1,831	2,005
	特定教育・保育施設	170	0	969	153	243	322	170	1,687	1,857
	特定地域型保育事業			0	18	24	15		57	57
	企業主導型保育の地域枠			13	2	2	2		19	19
	確認を受けない幼稚園	0						0		0
	他市町の教育・保育施設	4	0	20	18	15	15	4	68	72
	確保方策－量の見込み		15	5	24	9	34	15	72	87
R9年度	量の見込み	144	0	1,017	174	274	343	144	1,808	1,952
	市町内の子ども	116	0	1,001	171	268	336	116	1,776	1,892
	他市町の子ども	28	0	16	3	6	7	28	32	60
	確保方策	226	0	1,050	217	311	380	226	1,958	2,184
	特定教育・保育施設	222	0	1,017	173	263	342	222	1,795	2,017
	特定地域型保育事業			0	24	31	21		76	76
	企業主導型保育の地域枠			13	2	2	2		19	19
	確認を受けない幼稚園	0						0		0
	他市町の教育・保育施設	4	0	20	18	15	15	4	68	72
	確保方策－量の見込み		82	33	43	37	37	82	150	232
R10年度	量の見込み	127	0	1,015	181	270	359	127	1,825	1,952
	市町内の子ども	99	0	999	178	264	352	99	1,793	1,892
	他市町の子ども	28	0	16	3	6	7	28	32	60
	確保方策	226	0	1,050	217	311	380	226	1,958	2,184
	特定教育・保育施設	222	0	1,017	173	263	342	222	1,795	2,017
	特定地域型保育事業			0	24	31	21		76	76
	企業主導型保育の地域枠			13	2	2	2		19	19
	確認を受けない幼稚園	0						0		0
	他市町の教育・保育施設	4	0	20	18	15	15	4	68	72
	確保方策－量の見込み		99	35	36	41	21	99	133	232
R11年度	量の見込み	127	0	1,019	189	278	365	127	1,851	1,978
	市町内の子ども	99	0	1,003	186	272	358	99	1,819	1,918
	他市町の子ども	28	0	16	3	6	7	28	32	60
	確保方策	226	0	1,050	217	311	380	226	1,958	2,184
	特定教育・保育施設	222	0	1,017	173	263	342	222	1,795	2,017
	特定地域型保育事業			0	24	31	21		76	76
	企業主導型保育の地域枠			13	2	2	2		19	19
	確認を受けない幼稚園	0						0		0
	他市町の教育・保育施設	4	0	20	18	15	15	4	68	72
	確保方策－量の見込み		99	31	28	33	15	99	107	206

白山市

1号認定	2号認定		3号認定		
	教育コース	保育コース	0歳児	1歳児	2歳児
①	②	③	④	⑤	⑥

教育	保育	合計
①+②	③+④+⑤+⑥	

R7年度	量の見込み	605	0	2,296	251	681	698
	市町内の子ども	525	0	2,288	248	681	698
	他市町の子ども	80	0	8	3	0	0
	確保方策	1,048	0	2,459	368	754	806
	特定教育・保育施設	1,026	0	2,452	363	736	792
	特定地域型保育事業			7	5	18	14
	企業主導型保育の地域枠			0	0	0	0
	確認を受けない幼稚園	22					
	他市町の教育・保育施設	0	0	0	0	0	0
	確保方策－量の見込み		443	163	117	73	108

605	3,926	4,531
525	3,915	4,440
80	11	91
1,048	4,387	5,435
1,026	4,343	5,369
	44	44
	0	0
22		22
0	0	0
443	461	904

R8年度	量の見込み	603	0	2,221	255	674	698
	市町内の子ども	523	0	2,213	252	674	698
	他市町の子ども	80	0	8	3	0	0
	確保方策	1,063	0	2,549	384	774	830
	特定教育・保育施設	1,041	0	2,542	379	756	816
	特定地域型保育事業			7	5	18	14
	企業主導型保育の地域枠			0	0	0	0
	確認を受けない幼稚園	22					
	他市町の教育・保育施設	0	0	0	0	0	0
	確保方策－量の見込み		460	328	129	100	132

603	3,848	4,451
523	3,837	4,360
80	11	91
1,063	4,537	5,600
1,041	4,493	5,534
	44	44
	0	0
22		22
0	0	0
460	689	1,149

R9年度	量の見込み	595	0	2,172	259	674	692
	市町内の子ども	515	0	2,164	256	674	692
	他市町の子ども	80	0	8	3	0	0
	確保方策	1,063	0	2,549	384	774	830
	特定教育・保育施設	1,041	0	2,542	379	756	816
	特定地域型保育事業			7	5	18	14
	企業主導型保育の地域枠			0	0	0	0
	確認を受けない幼稚園	22					
	他市町の教育・保育施設	0	0	0	0	0	0
	確保方策－量の見込み		468	377	125	100	138

595	3,797	4,392
515	3,786	4,301
80	11	91
1,063	4,537	5,600
1,041	4,493	5,534
	44	44
	0	0
22		22
0	0	0
468	740	1,208

R10年度	量の見込み	592	0	2,160	261	676	695
	市町内の子ども	512	0	2,152	258	676	695
	他市町の子ども	80	0	8	3	0	0
	確保方策	1,063	0	2,549	384	774	830
	特定教育・保育施設	1,041	0	2,542	379	756	816
	特定地域型保育事業			7	5	18	14
	企業主導型保育の地域枠			0	0	0	0
	確認を受けない幼稚園	22					
	他市町の教育・保育施設	0	0	0	0	0	0
	確保方策－量の見込み		471	389	123	98	135

592	3,792	4,384
512	3,781	4,293
80	11	91
1,063	4,537	5,600
1,041	4,493	5,534
	44	44
	0	0
22		22
0	0	0
471	745	1,216

R11年度	量の見込み	591	0	2,154	265	678	696
	市町内の子ども	511	0	2,146	262	678	696
	他市町の子ども	80	0	8	3	0	0
	確保方策	1,063	0	2,549	384	774	830
	特定教育・保育施設	1,041	0	2,542	379	756	816
	特定地域型保育事業			7	5	18	14
	企業主導型保育の地域枠			0	0	0	0
	確認を受けない幼稚園	22					
	他市町の教育・保育施設	0	0	0	0	0	0
	確保方策－量の見込み		472	395	119	96	134

591	3,793	4,384
511	3,782	4,293
80	11	91
1,063	4,537	5,600
1,041	4,493	5,534
	44	44
	0	0
22		22
0	0	0
472	744	1,216



能美市

	1号認定 ①	2号認定		3号認定			教育 ①+②	保育 ③+④+⑤+⑥	合計	
		教育二一ス ②	保育二一ス ③	0歳児 ④	1歳児 ⑤	2歳児 ⑥				
R7年度	量の見込み	141	12	1,039	259	330	353	153	1,981	2,134
	市町内の子ども	141	12	1,037	259	330	353	153	1,979	2,132
	他市町の子ども	0	0	2	0	0	0	0	2	2
	確保方策	171	15	1,122	281	349	366	186	2,118	2,304
	特定教育・保育施設	130	0	1,080	262	322	346	130	2,010	2,140
	特定地域型保育事業			0	0	0	0		0	0
	企業主導型保育の地域枠			0	2	1	2		5	5
	確認を受けない幼稚園	6						6		6
	他市町の教育・保育施設	35	15	42	17	26	18	50	103	153
	確保方策－量の見込み		33	83	22	19	13	33	137	170
R8年度	量の見込み	140	12	1,037	251	332	349	152	1,969	2,121
	市町内の子ども	140	12	1,035	251	332	349	152	1,967	2,119
	他市町の子ども	0	0	2	0	0	0	0	2	2
	確保方策	171	15	1,127	291	349	366	186	2,133	2,319
	特定教育・保育施設	130	0	1,085	272	322	346	130	2,025	2,155
	特定地域型保育事業			0	0	0	0		0	0
	企業主導型保育の地域枠			0	2	1	2		5	5
	確認を受けない幼稚園	5						5		5
	他市町の教育・保育施設	36	15	42	17	26	18	51	103	154
	確保方策－量の見込み		34	90	40	17	17	34	164	198
R9年度	量の見込み	140	12	1,035	243	332	347	152	1,957	2,109
	市町内の子ども	140	12	1,033	243	332	347	152	1,955	2,107
	他市町の子ども	0	0	2	0	0	0	0	2	2
	確保方策	171	15	1,127	291	349	366	186	2,133	2,319
	特定教育・保育施設	130	0	1,085	272	322	346	130	2,025	2,155
	特定地域型保育事業			0	0	0	0		0	0
	企業主導型保育の地域枠			0	2	1	2		5	5
	確認を受けない幼稚園	5						5		5
	他市町の教育・保育施設	36	15	42	17	26	18	51	103	154
	確保方策－量の見込み		34	92	48	17	19	34	176	210
R10年度	量の見込み	140	12	1,040	234	330	344	152	1,948	2,100
	市町内の子ども	140	12	1,038	234	330	344	152	1,946	2,098
	他市町の子ども	0	0	2	0	0	0	0	2	2
	確保方策	171	15	1,137	301	359	376	186	2,173	2,359
	特定教育・保育施設	130	0	1,095	282	332	356	130	2,065	2,195
	特定地域型保育事業			0	0	0	0		0	0
	企業主導型保育の地域枠			0	2	1	2		5	5
	確認を受けない幼稚園	5						5		5
	他市町の教育・保育施設	36	15	42	17	26	18	51	103	154
	確保方策－量の見込み		34	97	67	29	32	34	225	259
R11年度	量の見込み	140	12	1,039	227	331	341	152	1,938	2,090
	市町内の子ども	140	12	1,037	227	331	341	152	1,936	2,088
	他市町の子ども	0	0	2	0	0	0	0	2	2
	確保方策	171	15	1,137	301	359	376	186	2,173	2,359
	特定教育・保育施設	130	0	1,095	282	332	356	130	2,065	2,195
	特定地域型保育事業			0	0	0	0		0	0
	企業主導型保育の地域枠			0	2	1	2		5	5
	確認を受けない幼稚園	5						5		5
	他市町の教育・保育施設	36	15	42	17	26	18	51	103	154
	確保方策－量の見込み		34	98	74	28	35	34	235	269

野々市市

1号認定	2号認定		3号認定		
	教育ニース	保育ニース	0歳児	1歳児	2歳児
①	②	③	④	⑤	⑥

教育	保育	合計
①+②	③+④+⑤+⑥	

R7年度	量の見込み						
	市町内の子ども	248	0	1,226	74	362	352
	他市町の子ども	220	0	1,219	74	359	349
	他市町の子ども	28	0	7	0	3	3
	確保方策						
	特定教育・保育施設	399	0	1,362	186	399	447
	特定地域型保育事業	163	0	1,335	185	393	443
	企業主導型保育の地域枠			0	0	0	0
	確認を受けない幼稚園			0	0	0	0
	他市町の教育・保育施設	150					
他市町の教育・保育施設	86	0	27	1	6	4	
確保方策－量の見込み			151	136	112	37	95

248	2,014	2,262
220	2,001	2,221
28	13	41
399	2,394	2,793
163	2,356	2,519
	0	0
	0	0
150		150
86	38	124
151	380	531

R8年度	量の見込み						
	市町内の子ども	150	0	1,161	73	396	383
	他市町の子ども	144	0	1,151	73	391	378
	他市町の子ども	6	0	10	0	5	5
	確保方策						
	特定教育・保育施設	291	0	1,445	194	410	463
	特定地域型保育事業	188	0	1,413	193	403	458
	企業主導型保育の地域枠			0	0	0	0
	確認を受けない幼稚園			0	0	0	0
	他市町の教育・保育施設	0					
他市町の教育・保育施設	103	0	32	1	7	5	
確保方策－量の見込み			141	284	121	14	80

150	2,013	2,163
144	1,993	2,137
6	20	26
291	2,512	2,803
188	2,467	2,655
	0	0
	0	0
0		0
103	45	148
141	499	640

R9年度	量の見込み						
	市町内の子ども	115	0	1,179	74	407	416
	他市町の子ども	109	0	1,169	74	402	411
	他市町の子ども	6	0	10	0	5	5
	確保方策						
	特定教育・保育施設	291	0	1,458	188	430	431
	特定地域型保育事業	188	0	1,426	187	423	426
	企業主導型保育の地域枠			0	0	0	0
	確認を受けない幼稚園			0	0	0	0
	他市町の教育・保育施設	0					
他市町の教育・保育施設	103	0	32	1	7	5	
確保方策－量の見込み			176	279	114	23	15

115	2,076	2,191
109	2,056	2,165
6	20	26
291	2,507	2,798
188	2,462	2,650
	0	0
	0	0
0		0
103	45	148
176	431	607

R10年度	量の見込み						
	市町内の子ども	81	0	1,196	74	421	427
	他市町の子ども	75	0	1,186	74	416	422
	他市町の子ども	6	0	10	0	5	5
	確保方策						
	特定教育・保育施設	291	0	1,492	196	441	437
	特定地域型保育事業	188	0	1,460	195	434	432
	企業主導型保育の地域枠			0	0	0	0
	確認を受けない幼稚園			0	0	0	0
	他市町の教育・保育施設	0					
他市町の教育・保育施設	103	0	32	1	7	5	
確保方策－量の見込み			210	296	122	20	10

81	2,118	2,199
75	2,098	2,173
6	20	26
291	2,566	2,857
188	2,521	2,709
	0	0
	0	0
0		0
103	45	148
210	448	658

R11年度	量の見込み						
	市町内の子ども	49	0	1,267	75	438	440
	他市町の子ども	43	0	1,257	75	433	435
	他市町の子ども	6	0	10	0	5	5
	確保方策						
	特定教育・保育施設	291	0	1,492	196	455	447
	特定地域型保育事業	188	0	1,460	195	448	442
	企業主導型保育の地域枠			0	0	0	0
	確認を受けない幼稚園			0	0	0	0
	他市町の教育・保育施設	0					
他市町の教育・保育施設	103	0	32	1	7	5	
確保方策－量の見込み			242	225	121	17	7

49	2,220	2,269
43	2,200	2,243
6	20	26
291	2,590	2,881
188	2,545	2,733
	0	0
	0	0
0		0
103	45	148
242	370	612



川北町

	1号認定	2号認定		3号認定			教育	保育	合計	
		教育二一ス	保育二一ス	0歳児	1歳児	2歳児				
	①	②	③	④	⑤	⑥	①+②	③+④+⑤+⑥		
R7年度	量の見込み	0	2	148	16	44	50	2	258	260
	市町内の子ども	0	2	148	16	44	50	2	258	260
	他市町の子ども	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	確保方策	0	2	301	48	48	151	2	548	550
	特定教育・保育施設	0	0	301	48	48	151	0	548	548
	特定地域型保育事業	/	/	0	0	0	0	/	0	0
	企業主導型保育の地域枠	/	/	0	0	0	0	/	0	0
	確認を受けない幼稚園	/	/	0	0	0	0	/	0	0
	他市町の教育・保育施設	0	2	0	0	0	0	0	0	0
	確保方策－量の見込み		0	153	32	4	101	2	290	290
R8年度	量の見込み	0	2	151	17	40	46	2	254	256
	市町内の子ども	0	2	151	17	40	46	2	254	256
	他市町の子ども	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	確保方策	0	2	301	48	48	151	2	548	550
	特定教育・保育施設	0	0	301	48	48	151	0	548	548
	特定地域型保育事業	/	/	0	0	0	0	/	0	0
	企業主導型保育の地域枠	/	/	0	0	0	0	/	0	0
	確認を受けない幼稚園	/	/	0	0	0	0	/	0	0
	他市町の教育・保育施設	0	2	0	0	0	0	0	0	0
	確保方策－量の見込み		0	150	31	8	105	2	294	294
R9年度	量の見込み	0	2	149	17	41	45	2	252	254
	市町内の子ども	0	2	149	17	41	45	2	252	254
	他市町の子ども	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	確保方策	0	2	301	48	48	151	2	548	550
	特定教育・保育施設	0	0	301	48	48	151	0	548	548
	特定地域型保育事業	/	/	0	0	0	0	/	0	0
	企業主導型保育の地域枠	/	/	0	0	0	0	/	0	0
	確認を受けない幼稚園	/	/	0	0	0	0	/	0	0
	他市町の教育・保育施設	0	2	0	0	0	0	0	0	0
	確保方策－量の見込み		0	152	31	7	106	2	296	296
R10年度	量の見込み	0	2	149	17	41	47	2	254	256
	市町内の子ども	0	2	149	17	41	47	2	254	256
	他市町の子ども	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	確保方策	0	2	301	48	48	151	2	548	550
	特定教育・保育施設	0	0	301	48	48	151	0	548	548
	特定地域型保育事業	/	/	0	0	0	0	/	0	0
	企業主導型保育の地域枠	/	/	0	0	0	0	/	0	0
	確認を受けない幼稚園	/	/	0	0	0	0	/	0	0
	他市町の教育・保育施設	0	2	0	0	0	0	0	0	0
	確保方策－量の見込み		0	152	31	7	104	2	294	294
R11年度	量の見込み	0	1	149	16	40	46	1	251	252
	市町内の子ども	0	1	149	16	40	46	1	251	252
	他市町の子ども	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	確保方策	0	1	301	48	48	151	1	548	549
	特定教育・保育施設	0	0	301	48	48	151	0	548	548
	特定地域型保育事業	/	/	0	0	0	0	/	0	0
	企業主導型保育の地域枠	/	/	0	0	0	0	/	0	0
	確認を受けない幼稚園	/	/	0	0	0	0	/	0	0
	他市町の教育・保育施設	0	1	0	0	0	0	0	0	0
	確保方策－量の見込み		0	152	32	8	105	1	297	297

第5章

幼児期の教育・保育の量の見込みと確保方策

津幡町

1号認定	2号認定		3号認定		
	教育ニーズ	保育ニーズ	0歳児	1歳児	2歳児
①	②	③	④	⑤	⑥

教育	保育	合計
①+②	③+④+⑤+⑥	

R7年度	量の見込み	86	0	808	63	238	250
	市町内の子ども	86	0	808	63	238	250
	他市町の子ども	0	0	0	0	0	0
	確保方策	100	0	820	67	244	256
	特定教育・保育施設	100	0	820	63	240	252
	特定地域型保育事業			0	4	4	4
	企業主導型保育の地域枠			0	0	0	0
	確認を受けない幼稚園	0					
	他市町の教育・保育施設	0	0	0	0	0	0
	確保方策－量の見込み		14	12	4	6	6

86	1,359	1,445
86	1,359	1,445
0	0	0
100	1,387	1,487
100	1,375	1,475
	12	12
	0	0
0		0
0	0	0
14	28	42

R8年度	量の見込み	80	0	834	66	219	260
	市町内の子ども	80	0	834	66	219	260
	他市町の子ども	0	0	0	0	0	0
	確保方策	80	0	840	70	226	268
	特定教育・保育施設	80	0	840	66	222	264
	特定地域型保育事業			0	4	4	4
	企業主導型保育の地域枠			0	0	0	0
	確認を受けない幼稚園	0					
	他市町の教育・保育施設	0	0	0	0	0	0
	確保方策－量の見込み		0	6	4	7	8

80	1,379	1,459
80	1,379	1,459
0	0	0
80	1,404	1,484
80	1,392	1,472
	12	12
	0	0
0		0
0	0	0
0	25	25

R9年度	量の見込み	70	0	863	69	222	227
	市町内の子ども	70	0	863	69	222	227
	他市町の子ども	0	0	0	0	0	0
	確保方策	80	0	880	73	226	232
	特定教育・保育施設	80	0	880	69	222	228
	特定地域型保育事業			0	4	4	4
	企業主導型保育の地域枠			0	0	0	0
	確認を受けない幼稚園	0					
	他市町の教育・保育施設	0	0	0	0	0	0
	確保方策－量の見込み		10	17	4	4	5

70	1,381	1,451
70	1,381	1,451
0	0	0
80	1,411	1,491
80	1,399	1,479
	12	12
	0	0
0		0
0	0	0
10	30	40

R10年度	量の見込み	59	0	861	72	225	217
	市町内の子ども	59	0	861	72	225	217
	他市町の子ども	0	0	0	0	0	0
	確保方策	60	0	880	76	232	226
	特定教育・保育施設	60	0	880	72	228	222
	特定地域型保育事業			0	4	4	4
	企業主導型保育の地域枠			0	0	0	0
	確認を受けない幼稚園	0					
	他市町の教育・保育施設	0	0	0	0	0	0
	確保方策－量の見込み		1	19	4	7	9

59	1,375	1,434
59	1,375	1,434
0	0	0
60	1,414	1,474
60	1,402	1,462
	12	12
	0	0
0		0
0	0	0
1	39	40

R11年度	量の見込み	47	0	857	75	227	210
	市町内の子ども	47	0	857	75	227	210
	他市町の子ども	0	0	0	0	0	0
	確保方策	60	0	860	79	232	214
	特定教育・保育施設	60	0	860	75	228	210
	特定地域型保育事業			0	4	4	4
	企業主導型保育の地域枠			0	0	0	0
	確認を受けない幼稚園	0					
	他市町の教育・保育施設	0	0	0	0	0	0
	確保方策－量の見込み		13	3	4	5	4

47	1,369	1,416
47	1,369	1,416
0	0	0
60	1,385	1,445
60	1,373	1,433
	12	12
	0	0
0		0
0	0	0
13	16	29



内灘町

		1号認定		2号認定		3号認定			教育	保育	合計	
		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦				⑧
R7年度	量の見込み	65	0	511	113	127	158	65	909	974		
	市町内の子ども	62	0	488	103	122	153	62	866	928		
	他市町の子ども	3	0	23	10	5	5	3	43	46		
	確保方策	66	0	542	113	127	158	66	940	1,006		
	特定教育・保育施設	66	0	542	91	124	143	66	900	966		
	特定地域型保育事業			0	0	0	0		0	0		
	企業主導型保育の地域枠			0	0	0	0		0	0		
	確認を受けない幼稚園	0						0		0		
	他市町の教育・保育施設	0	0	0	22	3	15	0	40	40		
	確保方策－量の見込み		1	31	0	0	0	1	31	32		
R8年度	量の見込み	66	0	518	111	131	135	66	895	961		
	市町内の子ども	63	0	495	101	126	130	63	852	915		
	他市町の子ども	3	0	23	10	5	5	3	43	46		
	確保方策	66	0	542	111	131	143	66	927	993		
	特定教育・保育施設	66	0	542	91	124	143	66	900	966		
	特定地域型保育事業			0	0	0	0		0	0		
	企業主導型保育の地域枠			0	0	0	0		0	0		
	確認を受けない幼稚園	0						0		0		
	他市町の教育・保育施設	0	0	0	20	7	0	0	27	27		
	確保方策－量の見込み		0	24	0	0	8	0	32	32		
R9年度	量の見込み	63	0	494	109	129	140	63	872	935		
	市町内の子ども	60	0	471	99	124	135	60	829	889		
	他市町の子ども	3	0	23	10	5	5	3	43	46		
	確保方策	66	0	542	109	129	143	66	923	989		
	特定教育・保育施設	66	0	542	91	124	143	66	900	966		
	特定地域型保育事業			0	0	0	0		0	0		
	企業主導型保育の地域枠			0	0	0	0		0	0		
	確認を受けない幼稚園	0						0		0		
	他市町の教育・保育施設	0	0	0	18	5	0	0	23	23		
	確保方策－量の見込み		3	48	0	0	3	3	51	54		
R10年度	量の見込み	60	0	472	106	126	137	60	841	901		
	市町内の子ども	57	0	449	96	121	132	57	798	855		
	他市町の子ども	3	0	23	10	5	5	3	43	46		
	確保方策	66	0	542	106	126	143	66	917	983		
	特定教育・保育施設	66	0	542	91	124	143	66	900	966		
	特定地域型保育事業			0	0	0	0		0	0		
	企業主導型保育の地域枠			0	0	0	0		0	0		
	確認を受けない幼稚園	0						0		0		
	他市町の教育・保育施設	0	0	0	15	2	0	0	17	17		
	確保方策－量の見込み		6	70	0	0	6	6	76	82		
R11年度	量の見込み	57	0	448	105	123	133	57	809	866		
	市町内の子ども	54	0	425	95	118	128	54	766	820		
	他市町の子ども	3	0	23	10	5	5	3	43	46		
	確保方策	66	0	542	105	124	143	66	914	980		
	特定教育・保育施設	66	0	542	91	124	143	66	900	966		
	特定地域型保育事業			0	0	0	0		0	0		
	企業主導型保育の地域枠			0	0	0	0		0	0		
	確認を受けない幼稚園	0						0		0		
	他市町の教育・保育施設	0	0	0	14	0	0	0	14	14		
	確保方策－量の見込み		9	94	0	1	10	9	105	114		

志賀町

1号認定	2号認定		3号認定		
	教育ニーズ	保育ニーズ	0歳児	1歳児	2歳児
①	②	③	④	⑤	⑥

教育	保育	合計
①+②	③+④+⑤+⑥	

R7年度	量の見込み	15	0	152	4	37	53
	市町内の子ども	15	0	150	4	37	51
	他市町の子ども	0	0	2	0	0	2
	確保方策	15	0	220	50	60	75
	特定教育・保育施設	15	0	220	50	60	75
	特定地域型保育事業			0	0	0	0
	企業主導型保育の地域枠			0	0	0	0
	確認を受けない幼稚園	0					
	他市町の教育・保育施設	0	0	0	0	0	0
	確保方策－量の見込み		0	68	46	23	22

15	246	261
15	242	257
0	4	4
15	405	420
15	405	420
	0	0
	0	0
0		0
0	0	0
0	159	159

R8年度	量の見込み	15	0	145	4	31	45
	市町内の子ども	15	0	145	4	31	45
	他市町の子ども	0	0	0	0	0	0
	確保方策	15	0	220	50	60	75
	特定教育・保育施設	15	0	220	50	60	75
	特定地域型保育事業			0	0	0	0
	企業主導型保育の地域枠			0	0	0	0
	確認を受けない幼稚園	0					
	他市町の教育・保育施設	0	0	0	0	0	0
	確保方策－量の見込み		0	75	46	29	30

15	225	240
15	225	240
0	0	0
15	405	420
15	405	420
	0	0
	0	0
0		0
0	0	0
0	180	180

R9年度	量の見込み	15	0	119	4	29	41
	市町内の子ども	15	0	119	4	29	41
	他市町の子ども	0	0	0	0	0	0
	確保方策	15	0	220	50	60	75
	特定教育・保育施設	15	0	220	50	60	75
	特定地域型保育事業			0	0	0	0
	企業主導型保育の地域枠			0	0	0	0
	確認を受けない幼稚園	0					
	他市町の教育・保育施設	0	0	0	0	0	0
	確保方策－量の見込み		0	101	46	31	34

15	193	208
15	193	208
0	0	0
15	405	420
15	405	420
	0	0
	0	0
0		0
0	0	0
0	212	212

R10年度	量の見込み	15	0	111	4	32	46
	市町内の子ども	15	0	111	4	32	46
	他市町の子ども	0	0	0	0	0	0
	確保方策	15	0	220	50	60	75
	特定教育・保育施設	15	0	220	50	60	75
	特定地域型保育事業			0	0	0	0
	企業主導型保育の地域枠			0	0	0	0
	確認を受けない幼稚園	0					
	他市町の教育・保育施設	0	0	0	0	0	0
	確保方策－量の見込み		0	109	46	28	29

15	193	208
15	193	208
0	0	0
15	405	420
15	405	420
	0	0
	0	0
0		0
0	0	0
0	212	212

R11年度	量の見込み	15	0	106	4	31	44
	市町内の子ども	15	0	106	4	31	44
	他市町の子ども	0	0	0	0	0	0
	確保方策	15	0	220	50	60	75
	特定教育・保育施設	15	0	220	50	60	75
	特定地域型保育事業			0	0	0	0
	企業主導型保育の地域枠			0	0	0	0
	確認を受けない幼稚園	0					
	他市町の教育・保育施設	0	0	0	0	0	0
	確保方策－量の見込み		0	114	46	29	31

15	185	200
15	185	200
0	0	0
15	405	420
15	405	420
	0	0
	0	0
0		0
0	0	0
0	220	220



宝達志水町

	1号認定 ①	2号認定		3号認定			教育 ①+②	保育 ③+④+⑤+⑥	合計	
		教育二一ス ②	保育二一ス ③	0歳児 ④	1歳児 ⑤	2歳児 ⑥				
R7年度	量の見込み	6	0	168	32	40	43	6	283	289
	市町内の子ども	4	0	158	30	38	41	4	267	271
	他市町の子ども	2	0	10	2	2	2	2	16	18
	確保方策	20	0	172	41	41	44	20	298	318
	特定教育・保育施設	18	0	162	39	39	42	18	282	300
	特定地域型保育事業	/	/	0	0	0	0	/	0	0
	企業主導型保育の地域枠	/	/	0	0	0	0	/	0	0
	確認を受けない幼稚園	0	/	/	/	/	/	0	/	0
	他市町の教育・保育施設	2	0	10	2	2	2	2	16	18
	確保方策－量の見込み		14	4	9	1	1	14	15	29
R8年度	量の見込み	5	0	157	31	40	42	5	270	275
	市町内の子ども	3	0	147	29	38	40	3	254	257
	他市町の子ども	2	0	10	2	2	2	2	16	18
	確保方策	20	0	172	41	41	44	20	298	318
	特定教育・保育施設	18	0	162	39	39	42	18	282	300
	特定地域型保育事業	/	/	0	0	0	0	/	0	0
	企業主導型保育の地域枠	/	/	0	0	0	0	/	0	0
	確認を受けない幼稚園	0	/	/	/	/	/	0	/	0
	他市町の教育・保育施設	2	0	10	2	2	2	2	16	18
	確保方策－量の見込み		15	15	10	1	2	15	28	43
R9年度	量の見込み	5	0	156	40	40	42	5	278	283
	市町内の子ども	3	0	146	38	38	40	3	262	265
	他市町の子ども	2	0	10	2	2	2	2	16	18
	確保方策	20	0	172	41	41	44	20	298	318
	特定教育・保育施設	18	0	162	39	39	42	18	282	300
	特定地域型保育事業	/	/	0	0	0	0	/	0	0
	企業主導型保育の地域枠	/	/	0	0	0	0	/	0	0
	確認を受けない幼稚園	0	/	/	/	/	/	0	/	0
	他市町の教育・保育施設	2	0	10	2	2	2	2	16	18
	確保方策－量の見込み		15	16	1	1	2	15	20	35
R10年度	量の見込み	5	0	145	29	40	42	5	256	261
	市町内の子ども	3	0	135	27	38	40	3	240	243
	他市町の子ども	2	0	10	2	2	2	2	16	18
	確保方策	20	0	172	41	41	44	20	298	318
	特定教育・保育施設	18	0	162	39	39	42	18	282	300
	特定地域型保育事業	/	/	0	0	0	0	/	0	0
	企業主導型保育の地域枠	/	/	0	0	0	0	/	0	0
	確認を受けない幼稚園	0	/	/	/	/	/	0	/	0
	他市町の教育・保育施設	2	0	10	2	2	2	2	16	18
	確保方策－量の見込み		15	27	12	1	2	15	42	57
R11年度	量の見込み	5	0	151	28	40	43	5	262	267
	市町内の子ども	3	0	141	26	38	41	3	246	249
	他市町の子ども	2	0	10	2	2	2	2	16	18
	確保方策	20	0	172	41	41	44	20	298	318
	特定教育・保育施設	18	0	162	39	39	42	18	282	300
	特定地域型保育事業	/	/	0	0	0	0	/	0	0
	企業主導型保育の地域枠	/	/	0	0	0	0	/	0	0
	確認を受けない幼稚園	0	/	/	/	/	/	0	/	0
	他市町の教育・保育施設	2	0	10	2	2	2	2	16	18
	確保方策－量の見込み		15	21	13	1	1	15	36	51

中能登町

1号認定	2号認定		3号認定		
	教育ニーズ	保育ニーズ	0歳児	1歳児	2歳児
①	②	③	④	⑤	⑥

教育	保育	合計
①+②	③+④+⑤+⑥	

R7年度	量の見込み						
	市町内の子ども	9	0	288	55	63	94
	他市町の子ども	9	0	288	55	63	94
	他市町の子ども	0	0	0	0	0	0
	確保方策						
	特定教育・保育施設	26	0	288	66	87	94
	特定地域型保育事業	26	0	288	66	87	94
	企業主導型保育の地域枠			0	0	0	0
	確認を受けない幼稚園			0	0	0	0
	他市町の教育・保育施設	0					
他市町の教育・保育施設	0	0	0	0	0	0	
確保方策－量の見込み		17	0	11	24	0	

9	500	509
9	500	509
0	0	0
26	535	561
26	535	561
	0	0
	0	0
0		
0	0	0
17	35	52

R8年度	量の見込み						
	市町内の子ども	9	0	280	53	77	68
	市町内の子ども	9	0	280	53	77	68
	他市町の子ども	0	0	0	0	0	0
	確保方策						
	特定教育・保育施設	26	0	288	66	87	94
	特定地域型保育事業	26	0	288	66	87	94
	企業主導型保育の地域枠			0	0	0	0
	確認を受けない幼稚園			0	0	0	0
	他市町の教育・保育施設	0					
他市町の教育・保育施設	0	0	0	0	0	0	
確保方策－量の見込み		17	8	13	10	26	

9	478	487
9	478	487
0	0	0
26	535	561
26	535	561
	0	0
	0	0
0		
0	0	0
17	57	74

R9年度	量の見込み						
	市町内の子ども	8	0	250	50	74	83
	市町内の子ども	8	0	250	50	74	83
	他市町の子ども	0	0	0	0	0	0
	確保方策						
	特定教育・保育施設	26	0	288	66	87	94
	特定地域型保育事業	26	0	288	66	87	94
	企業主導型保育の地域枠			0	0	0	0
	確認を受けない幼稚園			0	0	0	0
	他市町の教育・保育施設	0					
他市町の教育・保育施設	0	0	0	0	0	0	
確保方策－量の見込み		18	38	16	13	11	

8	457	465
8	457	465
0	0	0
26	535	561
26	535	561
	0	0
	0	0
0		
0	0	0
18	78	96

R10年度	量の見込み						
	市町内の子ども	8	0	247	49	71	79
	市町内の子ども	8	0	247	49	71	79
	他市町の子ども	0	0	0	0	0	0
	確保方策						
	特定教育・保育施設	26	0	288	66	87	94
	特定地域型保育事業	26	0	288	66	87	94
	企業主導型保育の地域枠			0	0	0	0
	確認を受けない幼稚園			0	0	0	0
	他市町の教育・保育施設	0					
他市町の教育・保育施設	0	0	0	0	0	0	
確保方策－量の見込み		18	41	17	16	15	

8	446	454
8	446	454
0	0	0
26	535	561
26	535	561
	0	0
	0	0
0		
0	0	0
18	89	107

R11年度	量の見込み						
	市町内の子ども	7	0	232	47	69	77
	市町内の子ども	7	0	232	47	69	77
	他市町の子ども	0	0	0	0	0	0
	確保方策						
	特定教育・保育施設	26	0	288	66	87	94
	特定地域型保育事業	26	0	288	66	87	94
	企業主導型保育の地域枠			0	0	0	0
	確認を受けない幼稚園			0	0	0	0
	他市町の教育・保育施設	0					
他市町の教育・保育施設	0	0	0	0	0	0	
確保方策－量の見込み		19	56	19	18	17	

7	425	432
7	425	432
0	0	0
26	535	561
26	535	561
	0	0
	0	0
0		
0	0	0
19	110	129



穴水町

	1号認定 ①	2号認定 ② ③		3号認定 ④ ⑤ ⑥			教育 ①+②	保育 ③+④+⑤+⑥	合計	
		教育二一ス	保育二一ス	0歳児	1歳児	2歳児				
R7年度	量の見込み	1	0	85	9	19	21	1	134	135
	市町内の子ども	1	0	85	9	19	21	1	134	135
	他市町の子ども	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	確保方策	20	0	108	9	20	22	20	159	179
	特定教育・保育施設	20	0	108	9	20	22	20	159	179
	特定地域型保育事業	/	/	0	0	0	0	/	0	0
	企業主導型保育の地域枠	/	/	0	0	0	0	/	0	0
	確認を受けない幼稚園	0	/	/	/	/	/	0	/	0
	他市町の教育・保育施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	確保方策－量の見込み		19	23	0	1	1	19	25	44
R8年度	量の見込み	1	0	80	9	19	22	1	130	131
	市町内の子ども	1	0	80	9	19	22	1	130	131
	他市町の子ども	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	確保方策	20	0	81	9	20	22	20	132	152
	特定教育・保育施設	20	0	81	9	20	22	20	132	152
	特定地域型保育事業	/	/	0	0	0	0	/	0	0
	企業主導型保育の地域枠	/	/	0	0	0	0	/	0	0
	確認を受けない幼稚園	0	/	/	/	/	/	0	/	0
	他市町の教育・保育施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	確保方策－量の見込み		19	1	0	1	0	19	2	21
R9年度	量の見込み	1	0	72	9	18	24	1	123	124
	市町内の子ども	1	0	72	9	18	24	1	123	124
	他市町の子ども	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	確保方策	20	0	81	9	18	24	20	132	152
	特定教育・保育施設	20	0	81	9	18	24	20	132	152
	特定地域型保育事業	/	/	0	0	0	0	/	0	0
	企業主導型保育の地域枠	/	/	0	0	0	0	/	0	0
	確認を受けない幼稚園	0	/	/	/	/	/	0	/	0
	他市町の教育・保育施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	確保方策－量の見込み		19	9	0	0	0	19	9	28
R10年度	量の見込み	1	0	65	10	16	23	1	114	115
	市町内の子ども	1	0	65	10	16	23	1	114	115
	他市町の子ども	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	確保方策	20	0	81	12	18	24	20	135	155
	特定教育・保育施設	20	0	81	12	18	24	20	135	155
	特定地域型保育事業	/	/	0	0	0	0	/	0	0
	企業主導型保育の地域枠	/	/	0	0	0	0	/	0	0
	確認を受けない幼稚園	0	/	/	/	/	/	0	/	0
	他市町の教育・保育施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	確保方策－量の見込み		19	16	2	2	1	19	21	40
R11年度	量の見込み	1	0	65	10	16	23	1	114	115
	市町内の子ども	1	0	65	10	16	23	1	114	115
	他市町の子ども	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	確保方策	20	0	81	12	18	24	20	135	155
	特定教育・保育施設	20	0	81	12	18	24	20	135	155
	特定地域型保育事業	/	/	0	0	0	0	/	0	0
	企業主導型保育の地域枠	/	/	0	0	0	0	/	0	0
	確認を受けない幼稚園	0	/	/	/	/	/	0	/	0
	他市町の教育・保育施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	確保方策－量の見込み		19	16	2	2	1	19	21	40

能登町

1号認定	2号認定		3号認定		
	教育ニーズ	保育ニーズ	0歳児	1歳児	2歳児
①	②	③	④	⑤	⑥

教育	保育	合計
①+②	③+④+⑤+⑥	

R7年度	量の見込み	7	0	171	31	47	48
	市町内の子ども	7	0	171	31	47	48
	他市町の子ども	0	0	0	0	0	0
	確保方策	23	0	203	31	61	61
	特定教育・保育施設	23	0	203	31	61	61
	特定地域型保育事業			0	0	0	0
	企業主導型保育の地域枠			0	0	0	0
	確認を受けない幼稚園						
	他市町の教育・保育施設	0					
	他市町の教育・保育施設	0	0	0	0	0	0
確保方策－量の見込み		16	32	0	14	13	

7	297	304
7	297	304
0	0	0
23	356	379
23	356	379
	0	0
	0	0
0		0
0	0	0
16	59	75

R8年度	量の見込み	7	0	171	31	47	48
	市町内の子ども	7	0	171	31	47	48
	他市町の子ども	0	0	0	0	0	0
	確保方策	23	0	203	31	61	61
	特定教育・保育施設	23	0	203	31	61	61
	特定地域型保育事業			0	0	0	0
	企業主導型保育の地域枠			0	0	0	0
	確認を受けない幼稚園						
	他市町の教育・保育施設	0					
	他市町の教育・保育施設	0	0	0	0	0	0
確保方策－量の見込み		16	32	0	14	13	

7	297	304
7	297	304
0	0	0
23	356	379
23	356	379
	0	0
	0	0
0		0
0	0	0
16	59	75

R9年度	量の見込み	7	0	171	31	47	48
	市町内の子ども	7	0	171	31	47	48
	他市町の子ども	0	0	0	0	0	0
	確保方策	23	0	203	31	61	61
	特定教育・保育施設	23	0	203	31	61	61
	特定地域型保育事業			0	0	0	0
	企業主導型保育の地域枠			0	0	0	0
	確認を受けない幼稚園						
	他市町の教育・保育施設	0					
	他市町の教育・保育施設	0	0	0	0	0	0
確保方策－量の見込み		16	32	0	14	13	

7	297	304
7	297	304
0	0	0
23	356	379
23	356	379
	0	0
	0	0
0		0
0	0	0
16	59	75

R10年度	量の見込み	7	0	171	31	47	48
	市町内の子ども	7	0	171	31	47	48
	他市町の子ども	0	0	0	0	0	0
	確保方策	23	0	203	31	61	61
	特定教育・保育施設	23	0	203	31	61	61
	特定地域型保育事業			0	0	0	0
	企業主導型保育の地域枠			0	0	0	0
	確認を受けない幼稚園						
	他市町の教育・保育施設	0					
	他市町の教育・保育施設	0	0	0	0	0	0
確保方策－量の見込み		16	32	0	14	13	

7	297	304
7	297	304
0	0	0
23	356	379
23	356	379
	0	0
	0	0
0		0
0	0	0
16	59	75

R11年度	量の見込み	7	0	171	31	47	48
	市町内の子ども	7	0	171	31	47	48
	他市町の子ども	0	0	0	0	0	0
	確保方策	23	0	203	31	61	61
	特定教育・保育施設	23	0	203	31	61	61
	特定地域型保育事業			0	0	0	0
	企業主導型保育の地域枠			0	0	0	0
	確認を受けない幼稚園						
	他市町の教育・保育施設	0					
	他市町の教育・保育施設	0	0	0	0	0	0
確保方策－量の見込み		16	32	0	14	13	

7	297	304
7	297	304
0	0	0
23	356	379
23	356	379
	0	0
	0	0
0		0
0	0	0
16	59	75

※ 令和6年能登半島地震の影響により、利用希望調査の実施・集計に遅れが生じているため、本表は第二期計画に基づく暫定値



4 認定こども園及び保育所の認可・認定に係る需給調整の考え方

(4-1) 需給調整の基本的な考え方

県では、県設定区域ごとの「量の見込み」と「確保方策」を踏まえ、認定こども園や保育所の認可・認定を行います。

認定こども園や保育所の認可・認定の申請があった場合、申請のあった施設が認可・認定に必要な基準を満たしており、申請者が法令に規定する欠格事由に該当しないときは、認可・認定を行うことが原則です。

ただし、県設定区域において「量の見込み」を上回る「確保方策」が既に整っている場合や、その申請を認可・認定することで、「確保方策」が「量の見込み」を超えることになる場合などは、認可・認定を行わないことができます。これを、「需給調整」と言います。

● 認定こども園・保育所の認可・認定の基本的考え方（適格性・認可基準を満たす申請者の場合）

- 量の見込み > 確保方策 ⇒ 原則認可
- 量の見込み < 確保方策 ⇒ 認可・認定を行わないことができる…「需給調整」

(4-2) 県支援計画及び市町事業計画の「確保方策」の内容に含まれない施設から認可・認定の申請があった場合の需給調整について

県支援計画及び市町事業計画で、今後の施設の新設や定員の拡大等を見込んで確保方策を設定し、事業計画に基づき基盤整備を行っているときに、事業計画に定められていない事業者から認定こども園や保育所の認可・認定申請があった場合においては、事業計画に基づいて基盤整備を行っている施設も「確保方策」に含めて需給調整を行うことができることとします。

● 県支援計画及び市町事業計画の「確保方策」の内容に含まれない施設から認可・認定の申請があった場合の需給調整イメージ

- 量の見込み < 確保方策※ ⇒ 認可・認定を行わないことができる

※申請があった時点で既に存在する施設の利用定員の総数と事業計画において今後整備する予定の施設の利用定員の総数の合計

(4-3) 保育所・幼稚園が認定こども園へ移行する場合の 需給調整について

認定こども園は、保育所と幼稚園の機能を併せ持ち、保護者の就労状況の変化等によらず柔軟に子どもを受け入れられる施設であることから、国の基本指針においてその普及に取り組むことが望ましいとされており、保育所や幼稚園が認定こども園に移行する際の需給調整についての特例が設けられています。

特例では、認定こども園へ移行を希望する保育所・幼稚園があれば、認可・認定基準を満たす限り、認可・認定することができるよう、「量の見込み」を上回って認可・認定を行う『数』を県支援計画に定めることとされています。県支援計画で定める『数』は既存施設の認定こども園への移行に関する意向等を踏まえて設定することとされていますが、本県では、認定こども園への移行について未定としている施設もあることから、具体的な数は定めず、供給量が需要量を上回る場合においても、認可・認定基準を満たす限り、原則、認可・認定を行うこととします。



5 教育・保育の一体的提供及び教育・保育の推進に関する体制の確保

(5-1) 教育・保育の一体的提供について（認定こども園の普及について）

保育所や幼稚園からの認定こども園への移行は任意であり、移行するかどうかは、各施設の判断によります。

県では、認定こども園への移行を希望する保育所や幼稚園が円滑に移行することができるよう、市町とも連携しながら情報提供や相談への対応など、必要な支援を行います。

○ 認定こども園の設置見込み数

（単位：か所）

市町名	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
金沢市	114	114	114	115	115
七尾市	18	18	18	18	18
小松市	36	36	36	36	36
輪島市	2	2	2	2	2
珠洲市	3	3	3	3	3
加賀市	6	6	7	7	7
羽咋市	3	3	3	3	3
かほく市	12	12	12	12	12
白山市	25	26	26	26	26
能美市	15	15	15	15	15
野々市市	13	14	14	14	14
川北町	0	0	0	0	0
津幡町	10	10	10	10	10
内灘町	7	7	7	7	7
志賀町	1	1	1	1	1
宝達志水町	3	3	3	3	3
中能登町	6	6	6	6	6
穴水町	2	2	2	2	2
能登町	5	5	5	5	5
合計	281	283	284	285	285

注) 認定こども園への移行時期を未定としている施設については含めていない。

(5-2) 乳児等に係る教育・保育の一体的提供について

乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）については、令和7年度においては地域子ども・子育て支援事業の1つに位置づけられ、また令和8年度以降は、「子ども・子育て支援法」に基づく新たな給付（乳児等のための支援給付）として本格実施されることとなっています。

実施に向けては、市町において行う条例の制定・認可・確認の手続き等が円滑に進むよう、必要な支援を行います。

また、本事業の利用を希望する子どもと保護者が、安全・安心に利用できるよう市町と連携しながら、制度の周知や職員の研修等の施策を検討・展開していきます。

(5-3) 教育・保育の推進に関する体制の確保について

① 教育・保育の役割とその提供の必要性

子どもの育ちにおいて、乳幼児期は、心情、意欲、態度、基本的な生活習慣等、生涯にわたる人格形成の基礎が培われる重要な時期です。

乳児期から幼児期までの発達には、連続性を有するものであるとともに一人ひとりの個人差が大きいものであることに留意しつつ、発達に応じた適切な保護者の関わりや、質の高い教育・保育及び子育て支援の安定的な提供を通じ、子どもの健やかな発達を保障することが必要です。

県では、このような子どもの育ちに関する意義や、子どもや子育て家庭における個別の状況、地域の実情等を踏まえた上で、質の高い教育・保育や子ども・子育て支援が提供されるよう、市町と連携して取り組んでいきます。

② 教育・保育施設と地域型保育事業を行う者の相互連携

地域型保育事業は、原則として満3歳未満の子どもを対象とした市町認可の保育事業であり、認可保育所より小さい規模で行われる小規模保育などがあります。

地域型保育事業は、保育内容の支援や卒園後（満3歳以降）の受け皿として、認定こども園や保育所、幼稚園などの連携施設を設定することが必要であり、子どもが適切に教育・保育を利用できるよう、地域型保育事業者と教育・保育施設との連携が必要です。

本県でも、一部の市町で地域型保育による保育の確保が計画に盛り込まれていることから、県としては、市町の積極的な関与を促進し、事業者同士の円滑な連携が図られるよう支援します。

③ 幼児期と児童期をつなぐ社会性の育成を進めます。（再掲）

幼児期から児童期への生活や学びの連続性を図るため、認定こども園・保育所・幼稚園と小学校とが連携し、関係者の交流活動等を行い、発達段階に応じた社会性や道徳性の育成を進めます。

(5-4) 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施について

市町における子育てのための施設等利用給付の円滑な実施のため、施設の運営状況や監査状況の情報共有を図るなど、市町と連携して取り組んでいきます。



6 教育・保育に従事する者の確保及び資質の向上

質の高い教育・保育及び子ども・子育て支援事業の提供に当たって基本となるのは人材であり、県は、国や市町、教育・保育等を提供する事業者と連携し、人材の確保及び養成を総合的に推進します。

(6-1) 教育・保育を行う者の必要見込み数

(3-1)及び(3-2)でとりまとめた教育・保育の「量の見込み」と「確保方策」から、保育・教育等に従事する人材の必要見込み数を試算すると、6,148人～6,689人となりました。

もっとも、この必要見込み数は、国が示した算出式により機械的に算出したものであり、令和8年度から本格実施される乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）や、教育・保育施設における職員配置の改善等、教育・保育を取り巻く環境の変化及び保育現場の実態を注視しながら、具体的な施策を検討・展開していきます。

(6-2) 保育教諭・保育士・幼稚園教諭の新規養成・就業促進のための取組

① 幼児教育・保育サービスの質の向上に努めます。(再掲)

幼児教育・保育サービスの質の向上を図るため、保育教諭・保育士・幼稚園教諭に対する研修を実施するとともに、現場へのアドバイザー派遣により、課題解決に向けた助言を行うなど、認定こども園・保育所・幼稚園における職員の資質・専門性の向上や、不適切保育の防止に努めます。

また、本県は認定こども園への移行が進んでいることなどを踏まえ、東京大学等と連携し、0歳からの教育・保育にも着目した幼児教育・保育の質の向上に取り組めます。

② 幼児教育・保育人材の確保のための取組を進めます。(再掲)

幼児教育・保育サービスの安定的な提供のため、中高生向けの保育の魅力発信をはじめとした新規資格取得者の確保や、「福サポいしかわ」でのマッチング支援による離職者の現場復帰促進に取り組むとともに、保育施設等のICT化の推進や、補助者の配置支援、子育て支援員の養成による業務負担軽減を図ります。

なお、特に奥能登地域では保育教諭等の高齢化が進んでいることから、市町と連携して人材の確保・定着に取り組めます。

③ 認定こども園・保育所・幼稚園の連携を深めるとともに、関係機関全体で幼児教育の推進に取り組みます。(再掲)

人間形成の基礎となる就学前の子どもに質の高い幼児教育・保育サービスを提供するために、保育教諭・保育士・幼稚園教諭の資質の向上に努めるとともに、3歳以上児の教育カリキュラムを共通化する等の工夫や、認定こども園・保育所・幼稚園の職員の相互交流を進めるなど一層の連携を図ります。

また、幼保小接続の推進をはじめ、幼児教育全体の施策について教育委員会や関係機関と連携して取り組みます。

④ 教育・保育従事者の労働環境の整備を支援します。

幼児教育・保育人材の確保と質の向上のため、教育・保育従事者の処遇改善をはじめ、職場におけるワークライフバランスの推進やICT化による業務負担の軽減等、労働環境の整備を支援します。

7 市町を越えた広域的な調整

教育・保育施設等の利用については、市町の区域を越えて行われている実態もあることから、県支援計画及び市町事業計画においても広域的な利用を勧奨する必要があります。

市町では必要に応じて関係市町との調整を行った上で事業計画を策定しますが、当該市町間の調整が整わない場合等は県が助言等の調整を行うこととなっています。

そのため、市町が事業計画の策定や変更を行うときは、県との協議が必要であり、県では本計画に定める教育・保育の「量の見込み」と「確保方策」を踏まえ、必要に応じて調整を行います。

8 教育・保育情報の公表

教育・保育施設等が提供する教育・保育の透明性を確保することで質の向上を促し、保護者が適切かつ円滑に施設等を選択できるようにするため、また保育士等の求職者の意思決定の支援等のために、子ども・子育て支援法第58条の規定により施設等から報告を受けた教育・保育に関する情報及び特定教育・保育施設設置者等の経営状況を公表します。

第6章

プランの推進方策

1 プランに基づく施策の目標と成果指標

本プランに基づく施策を着実に推進するため、数値目標を設定し、毎年度、その状況を把握・検証することで、計画の進捗状況を評価するとともに、結婚と子育てに関する成果指標を設定し、取組の効果を検証します。

本プランに基づく施策の目標は、次の34項目とプラン全体の成果指標の2項目とします。目標年度は令和11年度を基本としていますが、既存の他の計画と整合性を図る等の理由から、異なる目標年度を用いている数値目標もあります。これらの数値目標については、今後、他の計画の策定状況や社会情勢の変化等に併せて、必要に応じて整合性を図ります。

また、「石川県成長戦略」で掲げる目標等も合わせて、施策の推進を図ります。

プランに基づく施策の目標と成果指標

体系	施策の柱					
	項目	単位	現状値	→	目標値	
結婚	1 結婚を希望する若者の希望をかなえ、安心して家庭を築くための支援の充実（5項目）					
	1	「あいきゅん」の会員登録者数	人	R5 4,002	→	R11 6,000
	2	縁結びイベント参加者数（累計）	人	R5 3,502	→	R11 13,000
	3	いしかわ婚活応援企業数	社	R5 314	→	R11 500
	4	高校生・大学生向けライフプランセミナーの受講者数（累計）	人	R5 10,249	→	R11 22,000
	5	学生の県内就職率	%	R5 41.1	→	R11 48.0
妊娠・出産	2 出産の希望がかない、安心して子どもを産み育てるための母子の健康の確保及び増進（5項目）					
	6	妊娠11週以下での妊娠の届出率	%	R5 96.6	→	R11 98.0
	7	産後ケア事業の利用率	%	R5 3.3	→	R11 増加
	8	乳幼児健診受診率	%	R5 98.6	→	R11 99.0
	9	乳幼児健診未受診者把握率	%	R5 95.7	→	R11 100.0
子育て	3 全ての子育て家庭が安心して子どもを育てることのできる環境の整備（7項目）					
	11	マイ保育園利用登録率	%	R5 64.3	→	R11 80.0
	12	父親の育児・家事の頻度（週3日以上）の割合 ※県民意識調査	%	R6 46.4	→	R11 70.0
	13	いしかわ保育・教育アドバイザー派遣施設数（累計）	施設	R5 14	→	R11 200
	14	放課後児童クラブ登録児童数	人	R5 15,934	→	R11 18,500
	15	放課後児童クラブ職員向け研修受講者数（5年間の累計）	人	R5 5,434	→	R11 6,100
	16	プレミアム・パスポート事業協賛店舗数	店舗	R5 3,063	→	R11 3,300
	17	奨学金募集定員	人	R5 417	→	R11 必要枠の確保

体系	施策の柱						
	項目	単位	現状値	→	目標値		
子育て	4 子どもの生きる力を育む教育の充実と環境の整備（6項目）						
	18	乳幼児との触れ合い育児体験参加生徒数（累計）	人	R5 17,466	→	R11 33,000	
	19	いしかわ子ども自然学校参加者数	人	R5 3,848	→	R7 8,000	
	20	スポチャレいしかわ登録クラス数の割合	%	R5 91.5	→	R11 95.0	
	21	保護者向け親学び講座を実施する小中学校数	校	R5 257	→	R11 全校	
	22	子どものインターネット等の適正利用の推進に取り組む小中学校数	校	R5 全校	→	R11 全校	
	23	地域版食育推進計画の認定件数（累計）	件	R5 137	→	R11 160	
	5 社会的な支援の必要性が高い子どもや家庭に対するきめ細かな支援の充実（5項目）						
	24	こども家庭センター設置市町数	市町	R5 -	→	R11 全市町	
	25	一時保護児童への意見表明等支援員の派遣率	%	R5 -	→	R11 100.0	
	26	里親等（里親、ファミリーホーム）委託率	3歳未満	%	R5 9.1	→	R11 75.0
			3歳以上就学前	%	R5 17.8	→	R11 75.0
			学童期以降	%	R5 21.4	→	R11 50.0
27	社会的養護児童の18歳到達時進路決定率	%	R5 100.0	→	R11 維持		
28	母子家庭の母の常用雇用率 ※ひとり親家庭等実態調査	%	R5 65.3	→	R11 66.8		
働き方	6 仕事と生活の調和（ワークライフバランス）の推進（3項目）						
	29	一般事業主行動計画策定対象企業の策定率（従業員数21～49人）	%	R5 42.0	→	R11 100.0	
	30	男性の育児休業取得率 ※労働条件等実態調査	%	R6 42.6	→	R12 85.0	
	31	ワークライフバランス表彰企業数（累計）	社	R5 110	→	R11 180	
子どもの権利擁護	7 子ども・若者が権利の主体であることを社会全体で共有（3項目）						
	32	子どもの自己肯定感の高さ ※子どもの意識調査	%	R6 75.2	→	R11 増加	
	33	県の子ども関連施策への子どもの意見表明機会の件数	件	R6 -	→	R11 増加	
	34	子どもは権利の主体であると思う県民の割合 ※県民意識調査	%	R6 -	→	R11 100.0	
成果指標（2項目）		① 県の結婚支援事業による成婚数（累計） R5：1,360組 → R11：2,100組					
		② 合計特殊出生率 R5年：1.34 → R14年：1.8（国民希望出生率）					



2 推進体制

本プランを実効性のあるものとするため、「石川県子ども政策審議会」を、子ども・子育て支援法第72条第4項に規定する地方版子ども・子育て会議及びこども基本法第13条第3項に定める協議会として位置づけるとともに、「いしかわエンゼルプラン推進協議会」を、次世代育成支援対策推進法第21条第1項に規定する次世代育成支援対策地域協議会として位置づけ、地域の子ども・子育て支援関係者や幼児教育・保育関係者、事業主を代表する者、子育て中の親、子ども・子育てに関する学識経験者など様々な分野の関係者が集まり、本プランの実施状況等について定期的に審議を行い、本プランを着実に推進します。

3 進捗管理

「石川県子ども政策審議会」や「いしかわエンゼルプラン推進協議会」において、本プランの施策の進捗状況等に関する評価や検証を行うとともに、毎年度、本プランの実施状況を公表します。

また、「石川県成長戦略」や市町の子ども・子育て支援事業計画などの関連計画の見直し及び子ども・子育てに関する環境の変化等により、本プランの見直しの必要が生じた場合には、随時見直しを行います。



1 いしかわエンゼルプラン2025の策定過程

(1) いしかわエンゼルプラン2020 推進協議会、 石川県子ども政策審議会の開催

開催年月日	主な審議事項等
R6.7.30 (火)	<p>いしかわエンゼルプラン2020推進協議会</p> <p>議題 (1) 「いしかわエンゼルプラン2020」の改定について (2) 意見交換 「結婚、妊娠・出産」「子育て支援」「子どもの健全育成」 「保護を必要とする子どもへの支援」 「働き方（ワークライフバランス）」 「その他（子どもの意見聴取、石川県創造的復興プラン）」</p>
R6.10.15 (火)	<p>石川県子ども政策審議会 公聴会 （大学生・働いている若者からの意見聴取（6名））</p> <p>テーマ 「子育ての意識醸成」について</p>
R6.11.20 (水)	<p>石川県子ども政策審議会・いしかわエンゼルプラン2020 推進協議会合同会議</p> <p>議題 「いしかわエンゼルプラン2025（仮称）」の骨子案について</p>
R7.2.3 (月)	<p>石川県子ども政策審議会・いしかわエンゼルプラン2020 推進協議会合同会議</p> <p>議題 「いしかわエンゼルプラン2025（案）」について</p>

(2) その他

令和6年6月 「結婚・子育てに関する県民意識調査」の実施

令和6年7月 「子どもの意識調査（子どもの意見アンケート）」の実施

令和7年2月 パブリックコメントの実施



2 いしかわエンゼルプラン2020 推進協議会構成員名簿 (R7.3)

協議会役職	役 職 名	氏 名
	金沢市こども未来局 局長	安 宅 英 一
	石川県商工会議所連合会 会頭	安 宅 建 樹
	一般社団法人石川県私立幼稚園協会 理事長	荒 井 徹 成
	石川県PTA連合会 会長	宇 田 直 人
	石川県知的障害者福祉協会 会長	雄 谷 良 成
	石川県放課後児童クラブ団体連絡協議会 会長	釜 土 達 雄
	石川県青年団協議会 会長	河 崎 智 広
	NPO法人かもママ 理事長	河 原 廣 子
	一般社団法人石川県認定こども園協会 会長	木 村 昭 仁
	公益社団法人石川県看護協会 会長	小 藤 幹 恵
副 会 長	石川県小中学校長会 会長	才 鷹 浩 子
副 会 長	一般社団法人石川県経営者協会 会長	高 松 喜 与 志
会 長	金沢大学 名誉教授	田 邊 俊 治
	石川県青少年育成推進指導員連絡会 会長	中 黒 公 彦
	石川県社会福祉協議会保育部会保育士会 会長	中 田 実 千 世
	石川県商工会連合会 会長	長 基 健 司
	石川県子ども会連合会 会長	縄 寛 敏
	石川県婦人団体協議会 会長	能 木 場 由 紀 子
	日本労働組合総連合会石川県連合会 会長	福 田 佳 央
	公益財団法人いしかわ結婚・子育て支援財団 理事長	細 川 悦 子
副 会 長	石川県社会福祉協議会保育部会 部会長	前 田 武 司
	石川県民生委員児童委員協議会連合会 会長	三 国 外 喜 男
	子育て中の親	村 上 雅 子
	石川労働局 局長	八 木 健 一
	公益社団法人石川県医師会 会長	安 田 健 二
	公益財団法人石川県母子寡婦福祉連合会 会長	山 本 峰 子
	石川県健康福祉部 部長	柚 森 直 弘
	石川県児童養護協議会 会長	横 川 伸
	パパネットあさがお 代表	横 山 由 裕

(50音順、敬称略)

3 石川県子ども政策審議会委員名簿 (R7.3)

審議会役職	役 職 名	氏 名
	開業保健師	大 畑 友 紀
	みらい子育てネット石川県地域活動連絡協議会 会長	奥 野 美 彌 子
	石川県高等学校長協会 委員	桶 川 政 江
	石川県放課後児童クラブ団体連絡協議会 会長	釜 土 達 雄
	石川労働局職業安定部職業安定課 課長補佐	川 越 寛 子
	石川県小中学校長会 副会長	小 山 貴 子
	子ども夢フォーラム 代表	高 木 眞 理 子
会 長	金沢大学 名誉教授	田 邊 俊 治
青少年健全育成部会長	石川県青少年育成推進指導員連絡会 会長	中 黒 公 彦
	北陸学院大学健康科学部栄養学科 教授	新 澤 祥 恵
	石川県知的障害者福祉協会	新 田 久 代
	北國新聞社 論説委員	野 口 強
幼児教育・保育部会長	金沢星稜大学 教授	開 仁 志
	石川県社会福祉協議会保育部会 部会長	前 田 武 司
	一般社団法人石川県私立幼稚園協会 理事	源 恭 子
	子育て中の親	本 谷 瑠 璃
	石川県民生委員児童委員協議会連合会 副会長	守 世 志 子
	公益社団法人石川県医師会 会長	安 田 健 二
	石川県婦人団体協議会 副会長	柳 幸 枝
児童福祉部会長	石川県児童養護協議会 会長	横 川 伸
	石川県保護司会連合会 会長	米 澤 明 孝

(50音順、敬称略)



4 「結婚・子育てに関する県民意識調査」の概要

調査目的

県民の結婚・出産・子育てに関する意識を調査し、令和2年に策定した「いしかわエンゼルプラン2020」改定のための基礎資料とする。

調査対象

石川県内に在住する満18歳以上45歳以下の男女

抽出方法

層化二段無作為抽出法

○層化基準：19市町をそれぞれ1つの層にする

○抽出名簿：住民基本台帳

○抽出数：3,500人

調査方法

郵送またはインターネットにより回答

調査期間

令和6年6月7日～6月30日

回答者数

1,156人（回答率33.0%）
（郵送532通、Web624通）

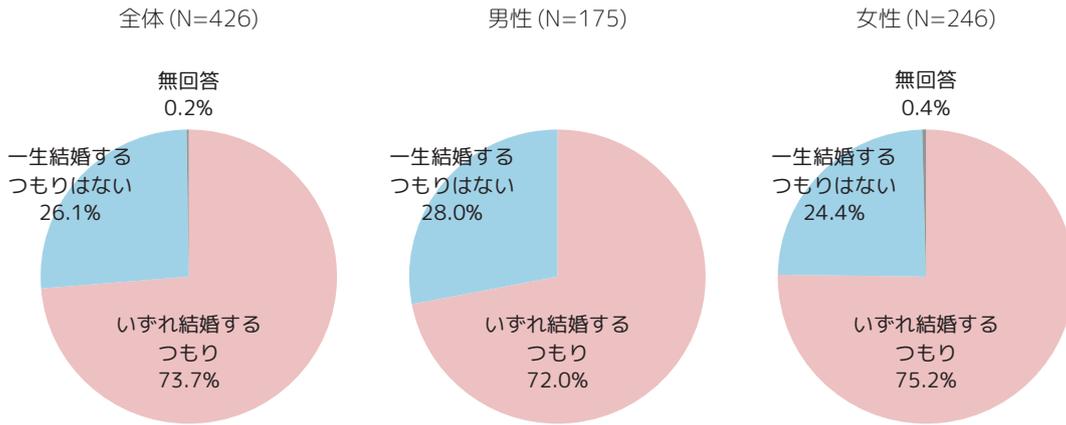
〈目次〉

1. 結婚に関する意識（未婚の方のみ聴取）…………… 113
2. 子どもを持つこと、育てることに対する意識
（子どもがいない方のみ聴取）…………… 116
3. 子育ての環境に関する状況・意識
（子どもがいる方のみ聴取）…………… 118
4. 結婚に対する意識…………… 128
5. ワークライフバランスに関する意識…………… 129

1 結婚に関する意識（未婚の方のみ聴取）

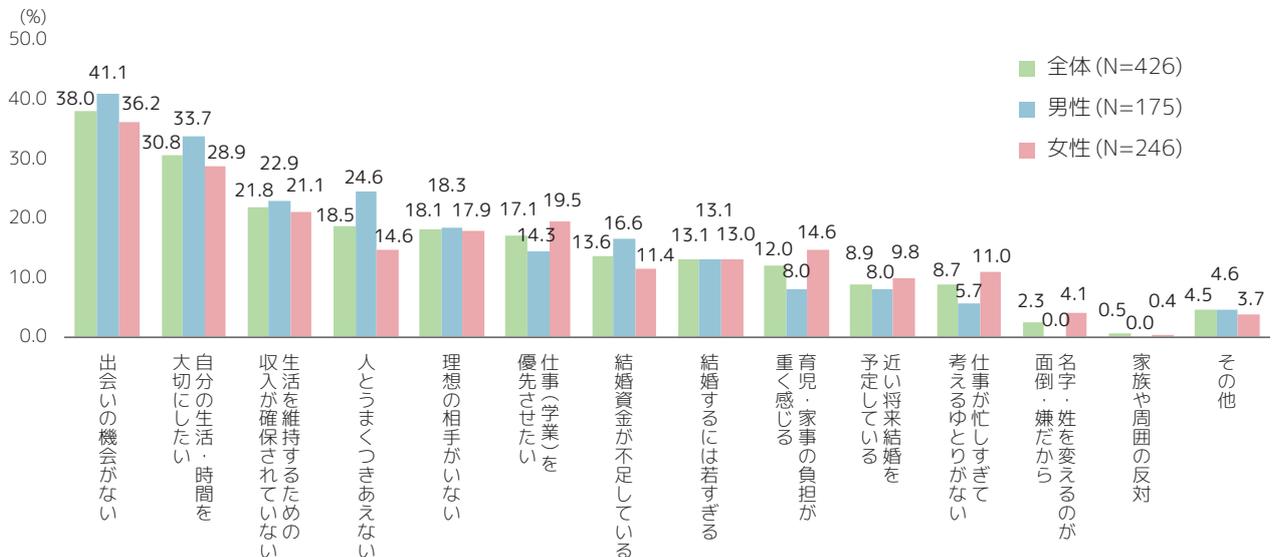
■ 将来的な結婚願望 - 将来結婚したいと思いますか -

- 未婚者のうち、全体で 73.7% (男性 72.0%、女性 75.2%) が結婚したいと考えている。前回調査から増加しているが、前は「わからない」の選択肢があり、単純比較はできない。〔前回調査（平成 31 年 3 月）：全体 62.8% (男性 59.3%、女性 64.3%)〕
- 性別では、女性の方が高い。



■ 結婚していない理由 - 結婚されていない理由として、あてはまるものを選んでください（3つ以内） -

- 一番多い理由は、「出会いの機会がない」が全体で 38.0% (男性 41.1%、女性 36.2%)〔前回調査：全体 29.3% (男性 28.8%、女性 29.5%)〕、次いで、「自分の生活・時間を大切にしたい」が全体で 30.8% (男性 33.7%、女性 28.9%)〔前回調査：全体 38.3% (男性 42.4%、女性 36.4%)〕となっており、前回と1位と2位の順位が入れ替わる結果となっている。
- 特に男性で「出会いの機会がない」が 41.1%〔前回調査：28.8%〕で最も多く、前回調査に比べ 12.3ポイント高くなっている。女性でも「出会いの機会がない」が 36.2%〔前回調査：29.5%〕で最も多く、前回調査に比べ、6.7ポイント高くなっている。

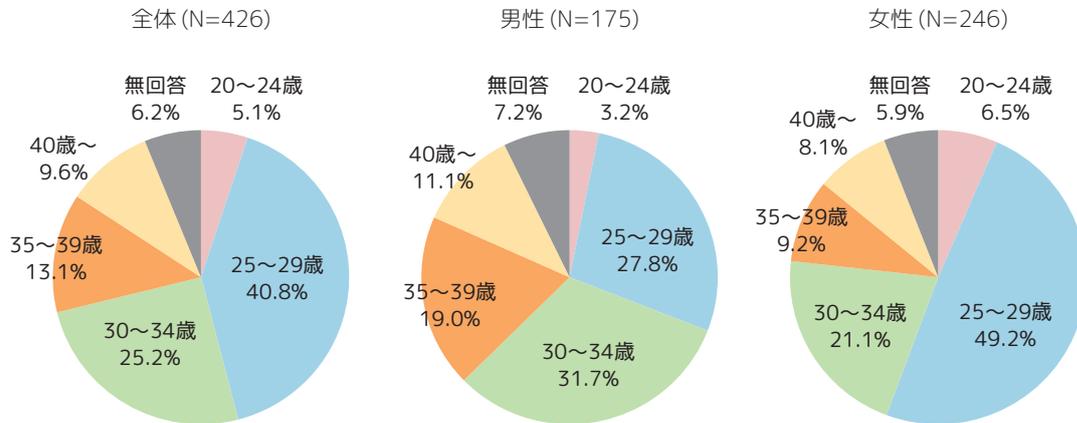


参考資料



■ 結婚したい年齢

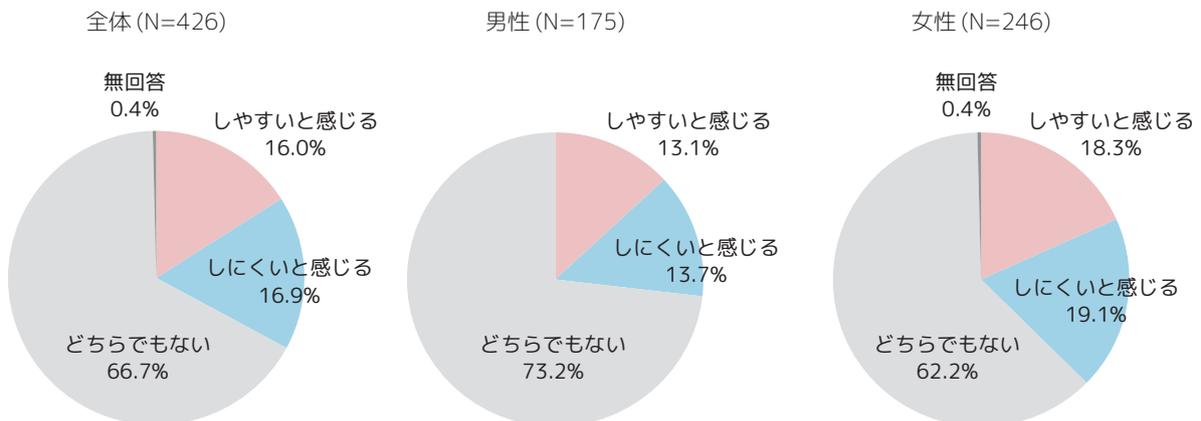
○男性の31.0%が20代のうちに結婚を望むのに対し、女性は55.7%と半数以上が20代のうちの結婚を望んでいる。男性の平均は31.9歳、女性は29.7歳となった。



■ 石川県は結婚しやすいか

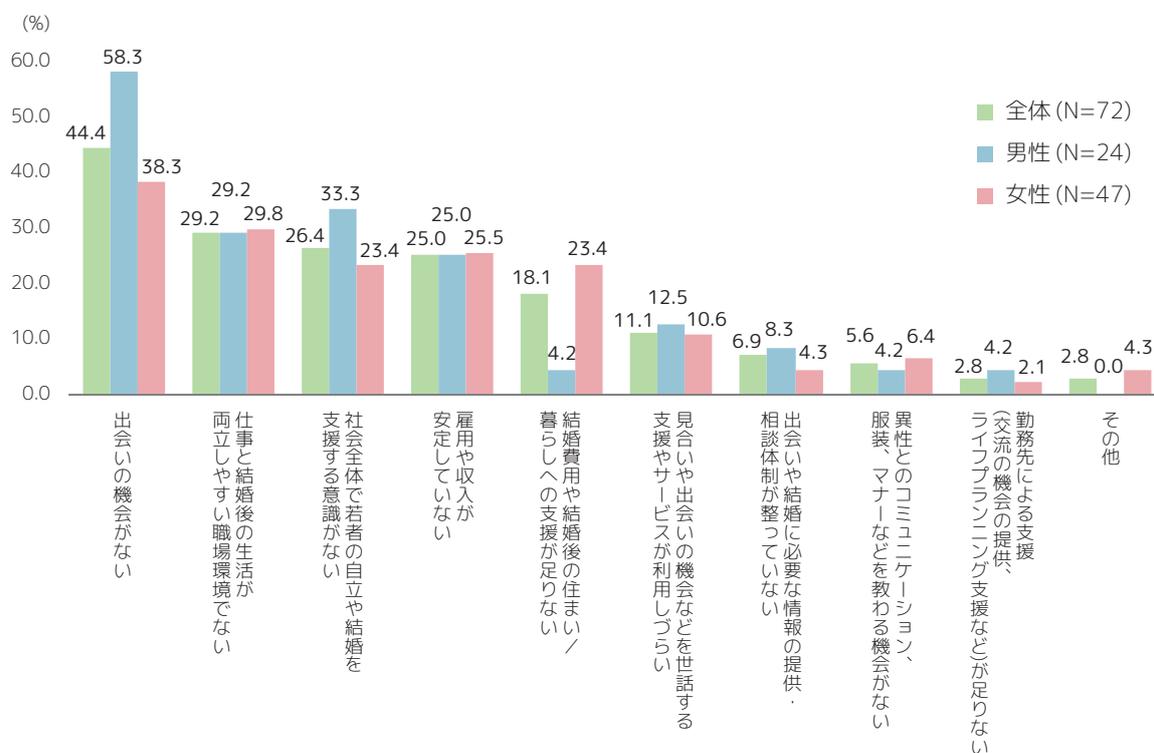
○一番多い回答は「どちらでもない」が全体で66.7%（男性73.2%、女性62.2%）となっている。

○男性より女性のほうが、結婚しやすいと感じる割合が高い結果となった。「どちらでもない」は男性のほうが女性より11.0ポイント高くなっている。



■ 結婚しにくい理由

- 結婚しにくい理由は、「出会いの機会がない」が最も多く、全体で44.4%（男性58.3%、女性38.3%）と男女共に最も多い理由となっている。
- 次いで多い理由は、「仕事と結婚後の生活が両立しやすい職場環境でない」が全体で29.2%（男性29.2%、女性29.8%）となっている。
- 男女差の大きい項目では「出会いの機会がない」で男性のほうが女性より、20.0ポイント高くなっている。

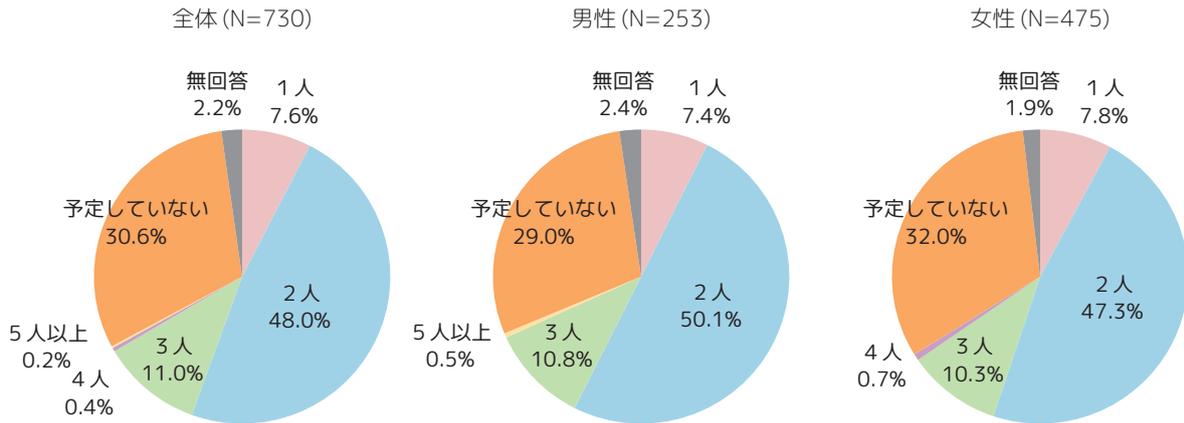




2 子どもを持つこと、育てることに対する意識（子どもがいない方のみ聴取）

■ 理想の子ども人数 -（お子さんがいない方）子どもの数は何人が理想ですか-

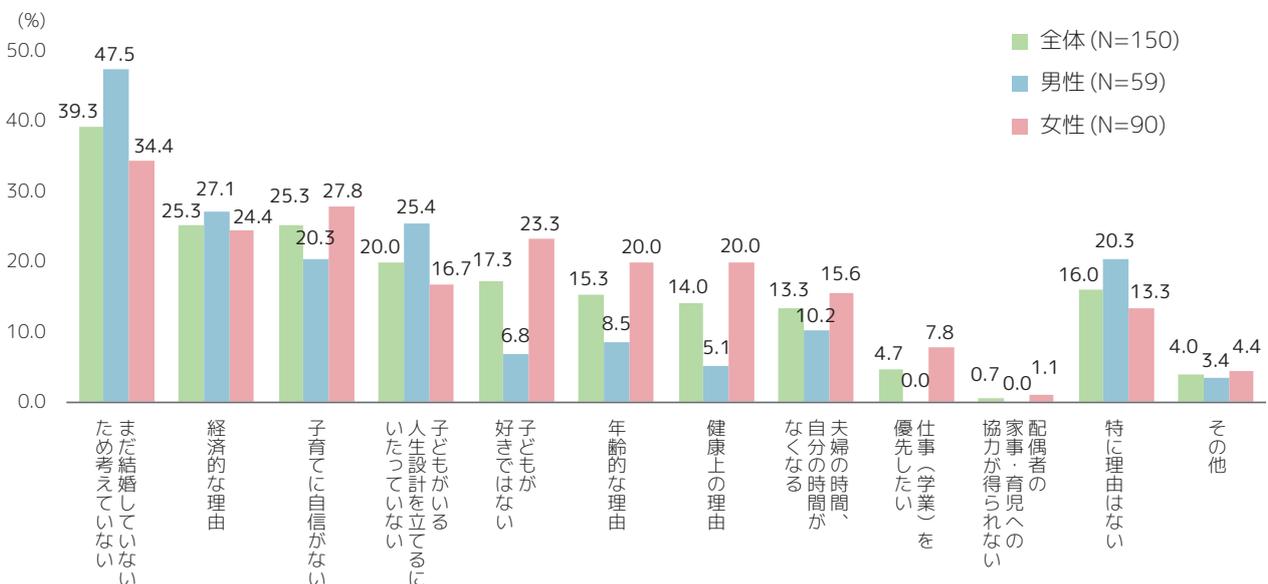
- 子どもがいない方や未婚者の理想の子ども人数は、「2人」が全体で48.0%と最も多く、次いで、子どもを「予定していない」が30.6%〔前回全体20.5%〕と前回より10.1ポイント高くなっている。
- 性別では、子どもを「予定していない」人は、男性28.9%、女性32.0%となっており、〔前回：男性13.5%、女性24.4%〕男性が前回にくらべ約15ポイント高くなっている。



■ 子どもを予定しない理由

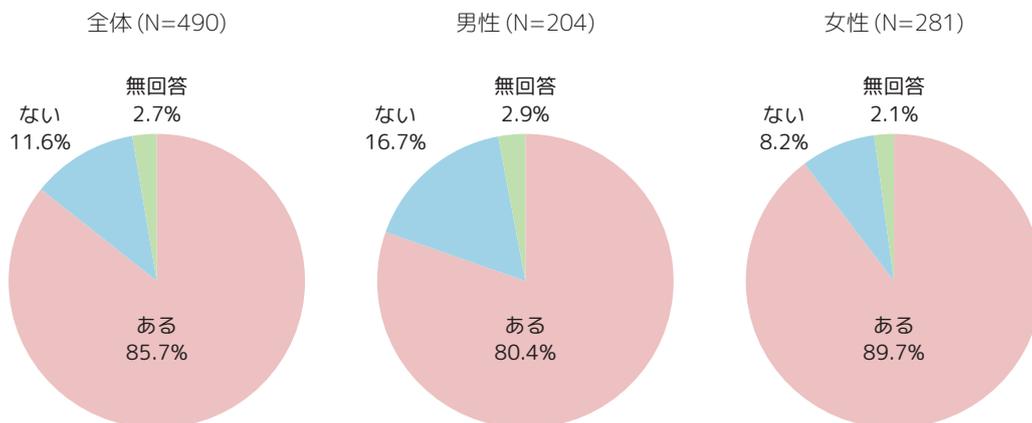
-（子どもを予定していない方に）その主な理由として、あてはまるものを選んでください（3つ以内）-

- 子どもがいない方が、子どもを「予定していない」理由は、全体で「まだ結婚していないため考えていない」が、全体39.3%（男性47.5%、女性34.4%）〔前回調査：全体34.5%（男性38.5%、女性33.3%）〕と最も多くなっており、次いで「経済的な問題」で全体25.3%（男性27.1%、女性24.4%）〔前回調査：全体21.8%（男性53.8%、女性11.9%）〕、「子育てに自信がない」全体25.3%（男性20.3%、女性27.8%）〔前回調査：全体21.8%（男性23.1%、女性21.4%）〕となっている。
- 「まだ結婚していないため考えていない」を除くと、男性では「経済的な理由」、女性では「子育てに自信がない」が最も多い理由となっている。



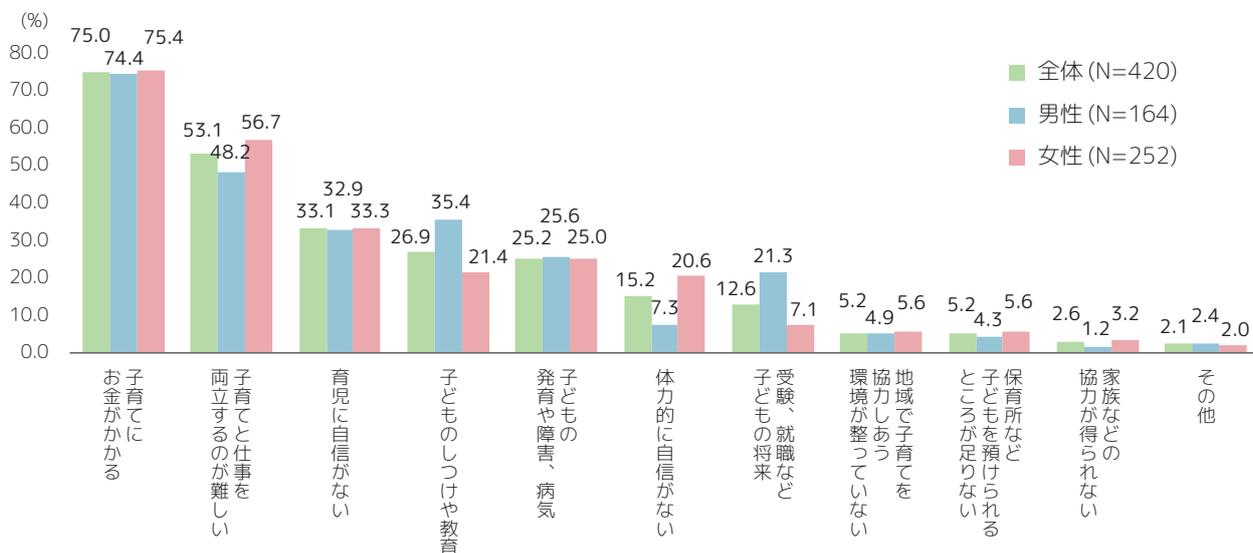
■ 子どもを育てることに対する不安 - 子どもを育てることに対して不安はありますか -

- 子どもがいない方や未婚者のうち、子どもを育てることに「不安がある」と回答した人は、全体で85.7% (男性80.4%、女性89.7%)と、前回調査より、約10ポイント多くなっている。〔前回調査：全体75.7% (男性78.1%、女性74.4%)、前々回調査：全体63.2% (男性56.5%、女性68.3%)〕
- 性別では、女性が男性より高くなっており、前回調査と逆になっている。



■ 子どもを育てることに対する不安 - (不安がある方に) どのような不安ですか (3つ以内) -

- 子どもがいない方や未婚者が子どもを育てることについて「不安」を感じる理由で、一番多いものは、「子育てにお金がかかる」が全体で75.0% (男性74.4%、女性75.4%)となっており、前回調査の全体65.5% (男性73.3%、女性60.9%)と変わっていないが、10ポイント増加している。男女とも一番目に挙げている。
- 二番目に多い理由は、「子育てと仕事を両立するのが難しい」が全体で53.1% (男性48.2%、女性56.7%)〔前回：47.3% (男性36.0%、女性53.9%)〕となっており、男性のポイントが12.2ポイント増加した。
- そのほかの理由として、「育児に自信がない」「子どものしつけや教育」などが続いている。

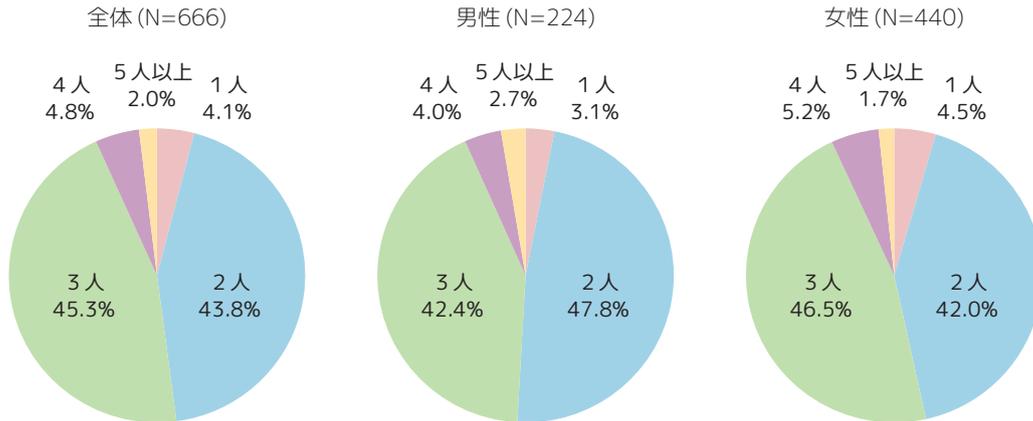




3 子育ての環境に関する状況・意識（子どもがいる方のみ聴取）

■ 理想の子ども人数 –（お父さんがいる方に）子供の数は何人が理想ですか–

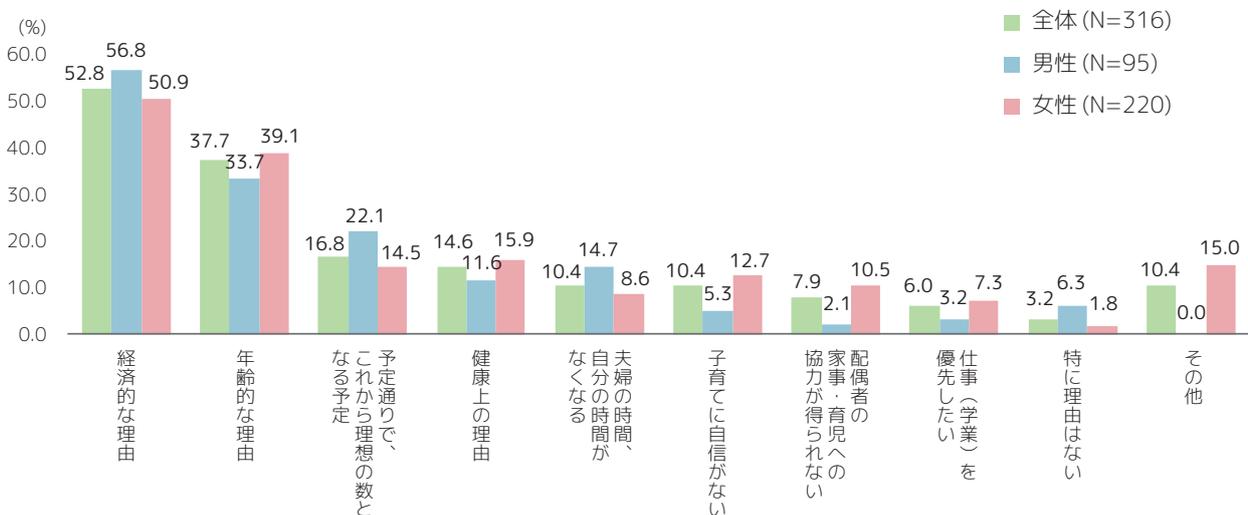
- お父さんがいる方の理想の子ども人数は、「3人」が45.3%と最も多く、次いで「2人」が全体で43.8%となっており、この2項目で全体の約9割を占める。
- 男女別で見ると、男性では「2人」と回答した人が47.8%、「3人」と回答した人が42.4%に対し、女性では「3人」と回答した人が46.6%となっており「2人」と回答した人の42.0%を上回っている。



■ 理想より子どもの数が少ない理由

–（お父さんがいる方に）理想より子どもの数が少ない理由として、あてはまるものを選んでください（3つ以内）–

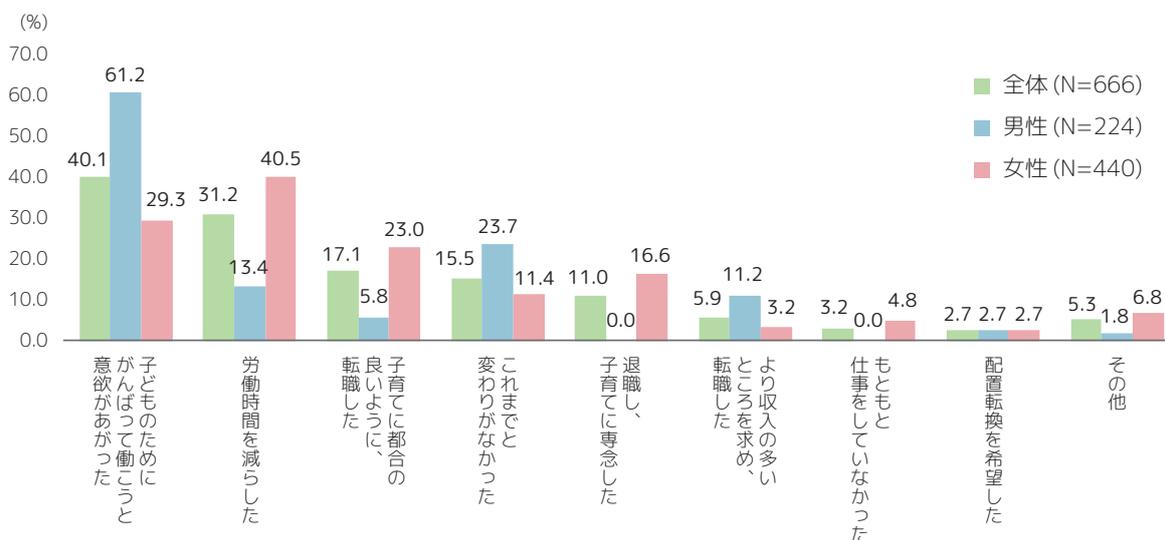
- お父さんのいる方で、「経済的な理由」が最も多く、全体で52.8%（男性56.8%、女性50.9%）〔前回調査：全体47.1%（男性47.4%、女性47.5%）〕と男女共に最も多い理由となっている。
- 次いで多い理由は、「年齢的な理由」全体で37.7%（男性33.7%、女性39.1%）〔前回調査：全体24.1%（男性24.8%、女性23.8%）〕と前回よりも増加している。



■ 子どもが生まれた後の働き方の変化

－お子さんが生まれたことによって、あなたの働き方に変化がありましたか（2つ以内）－

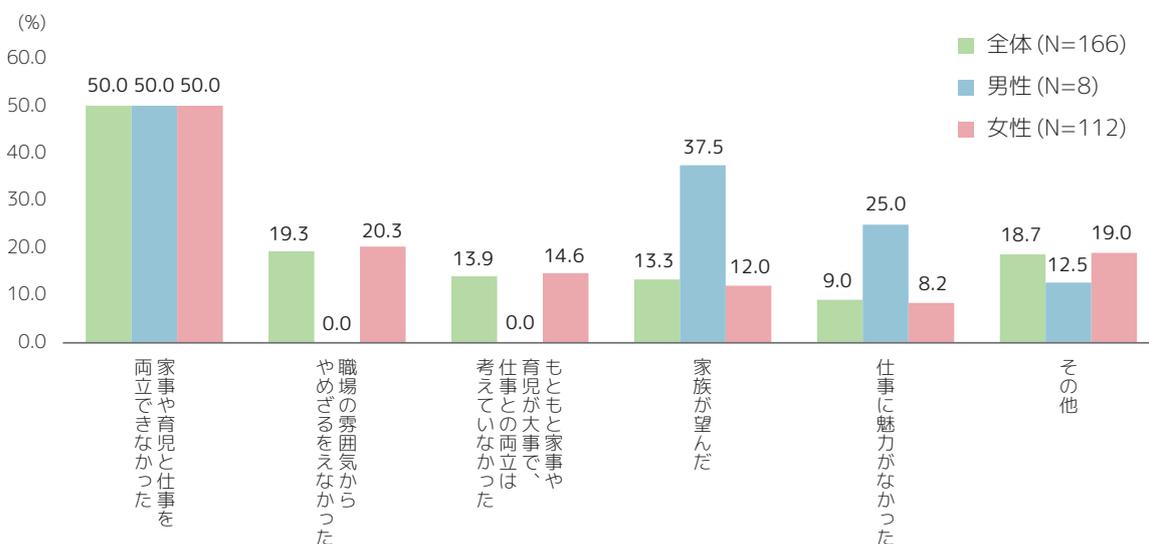
- 「子どものためにがんばって働こうと意欲があがった」が全体で40.1%（男性61.2%、女性29.3%）と一番多く、特に男性の数値が高い。前回調査と傾向は同じである。
- このほか、男性では「これまでと変わりがなかった」(23.7%)が、女性では「労働時間を減らした」(40.5%)が多くなっている。



■ 仕事を辞めた理由

－（出産、育児を機に仕事を辞めた方に）仕事を辞めた主な理由としてあてはまるものを選んでください（3つ以内）－

- 仕事を辞めた理由としては、「家事や育児と仕事を両立できなかった」が50.0%〔前回調査：全体40.3%〕と最も多く、次いで「職場の雰囲気からやめざるをえなかった」が19.3%〔前回調査：全体19.5%〕で続いている。

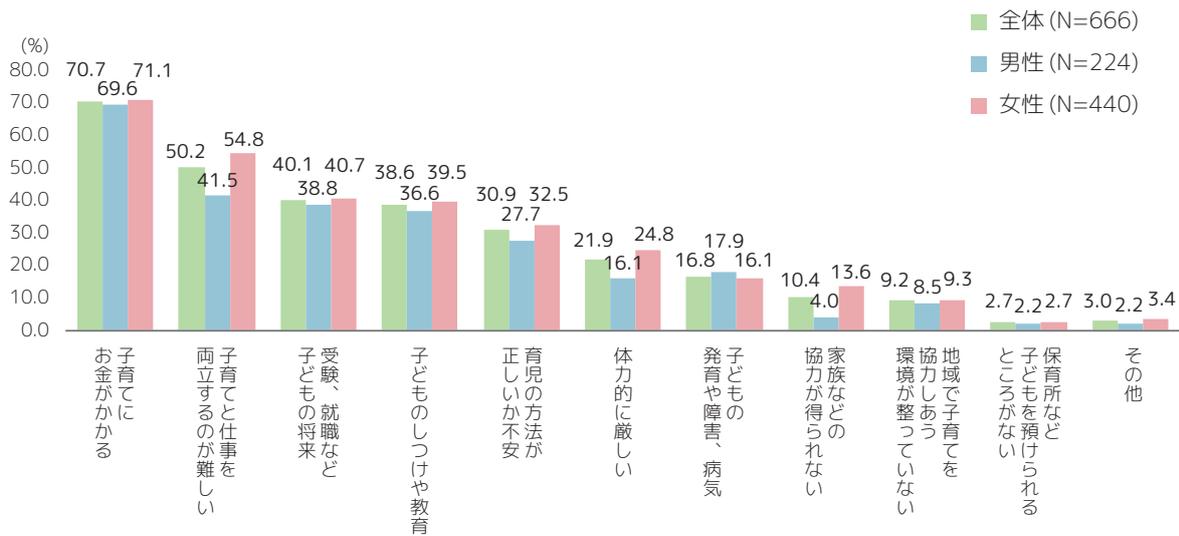




■ 子育てに関する悩み

－（お子さんがいる方に）子育てに関して悩んでいることはありますか（あてはまるものをすべて選択）－

- 子育てに関する悩みとして、一番多いのは「子育てにお金がかかる」が全体で 70.7%（男性 69.6%、女性 71.1%）と、男女とも最も多く挙がっており、前回調査と傾向は変わらない。
- 二番目に多い理由は、「子育てと仕事を両立するのが難しい」が全体で 50.2%（男性 41.5%、女性 54.8%）となっており、三番目に多い理由は、「受験、就職など子どもの将来」が全体で 40.1%（男性 38.8%、女性 40.7%）となっている。
- 前回調査で「子どものしつけや教育」が 44.4% と二番目だったが、今回調査では 38.6% と四番目になっている。

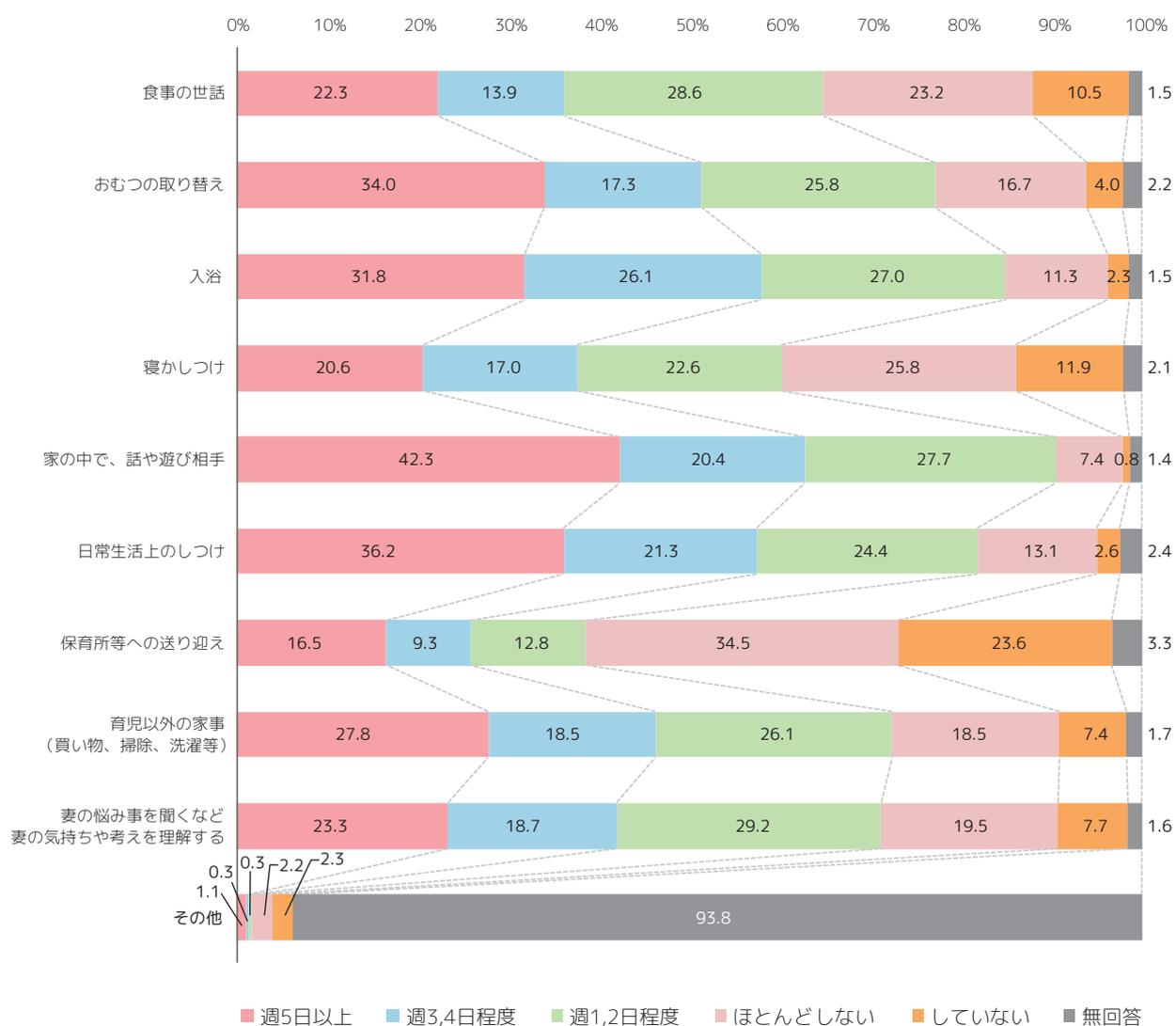


■ 父親の育児・家事の頻度

－（配偶者がいる方に）小学校入学前の育児や家事について父親が行っている（行っていた）頻度はどのくらいですか－
 ※父親は自身の、母親は父親の状況を回答

「父親が行っている育児・家事の頻度」は、

- 「週5日以上の頻度」では「家の中で、話や遊び相手」が42.3%と最も多く「保育所等への送り迎え」が16.5%と最も少ない。
- 「週3、4日程度の頻度」では「日常生活上のしつけ」が21.3%と最も多く「保育所等への送り迎え」が9.3%と最も少ない。
- 「週1、2日程度の頻度」では「妻の悩み事を聞くなど妻の気持ちや考えを理解する」が29.2%と最も多く「保育所等への送り迎え」が12.8%と最も少ない。
- 「ほとんどしない」では「保育所等への送り迎え」が34.5%と最も多く「家の中で、話や遊び相手」が7.4%と最も少ない。
- 同様に「していない」でも、「保育所等への送り迎え」が23.6%と最も多く「家の中で、話や遊び相手」が0.8%と最も少ない。



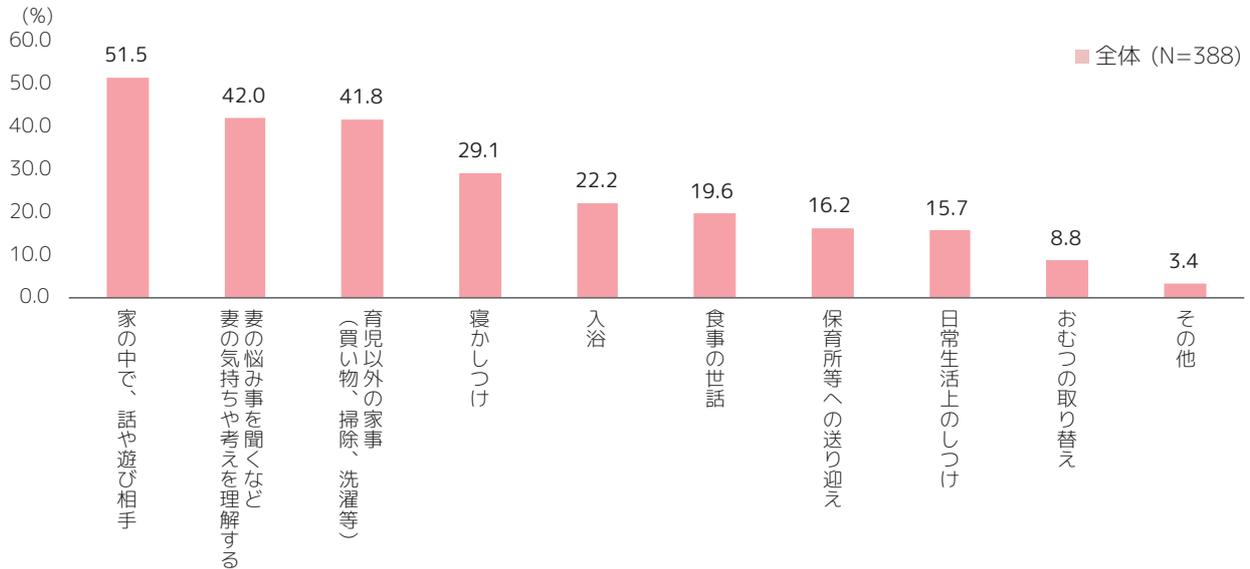
参考資料



■ 父親に行って欲しい育児・家事の内容

－（母親の方に）父親に行ってほしい（ほしかった）ことは何ですか（3つ以内）－

○全体では、「家の中で、話や遊び相手」が51.5%〔前回調査では二番目：35.9%〕と最も多くなっており、次いで「妻の悩み事を聞くなど妻の気持ちや考えを理解する」が42.0%〔前回調査では三番目：31.0%〕、「育児以外の家事（買い物、掃除、洗濯等）」が41.8%〔前回調査では一番目：37.7%〕となっている。



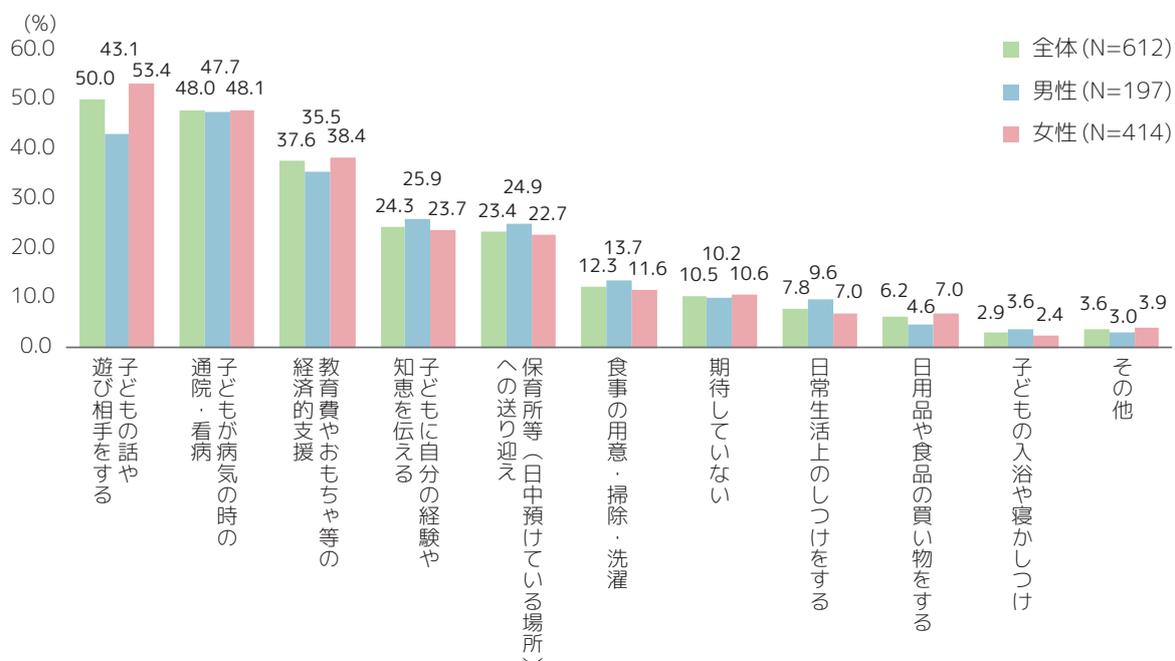
■ 祖父母に期待する支援

－（お子さんの祖父・祖母いる方に）祖父・祖母に期待する支援は何ですか（3つ以内）－

○全体では「子どもとの話や遊び相手をする」が最も多く 50.0%となっている。

○次いで「子どもが病気の時の通院・看病」が 48.0%となっている。

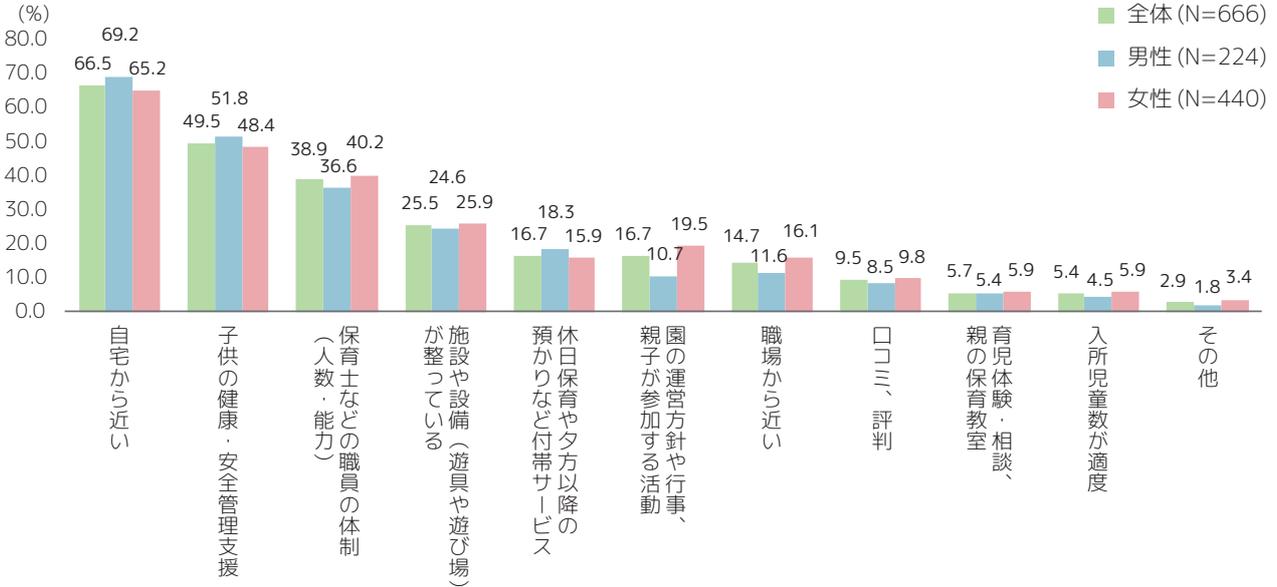
ともに女性の方が多く回答している。





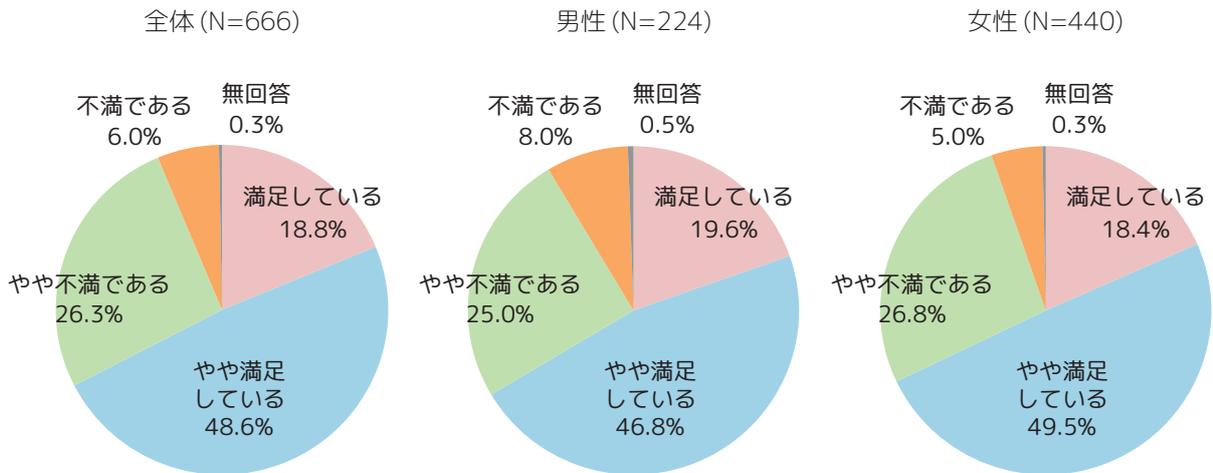
■ 保育所・幼稚園で重視すること

- 保育所・幼稚園を利用するにあたって重視することとして、一番多いのは「自宅から近い」が全体で66.5%（男性69.2%、女性65.2%）と、男女とも特に多く挙がっている。
- 二番目は、「子どもの健康・安全管理支援」が全体で49.5%（男性51.8%、女性48.4%）となっている。男女とも上位2項目の順位は同じである。
- その他「保育士などの職員の体制」全体で38.9%（男性36.6%、女性40.2%）と続く。



■ 石川県での子育てのしやすさ

- 「満足している」「やや満足している」の合計は全体で67.4%（男性66.5%、女性67.9%）、「やや不満である」「不満である」全体で32.3%（男性33.0%、女性31.8%）と満足の割合が高くなっている。



参考資料

■ 前問で「満足している」「やや満足している」と回答した人が、 子どもの成長段階に応じて子育てがしやすいと感じる理由

- 「妊娠・出産時期」では、「母子保健サービス」25.6%、「祖父母など家族の支援」25.2%が主な理由として挙げられている。
- 「新生児・乳児期」では、「祖父母など家族の支援」29.8%、「母子保健サービス」25.6%が主な理由として挙げられている。
- 「幼児期」では、「子どもが日常的に利用するサービス」46.1%、「祖父母など家族の支援」26.7%が主な理由として挙げられている。
- 「小学校（低・中学年）期」では「祖父母など家族の支援」19.4%、「子どもが日常的に利用するサービス」18.9%が主な理由として挙げられている。
- 「小学校（高学年）期」では、「医療支援」13.4%、「配偶者の支援」10.9%が主な理由として挙げられている。
- 「中・高校生期」では、「医療支援」10.9%、「経済的な支援」10.7%が主な理由として挙げられている。
- 「高校卒業以降」では、「経済的な支援」8.2%、「配偶者の支援」「祖父母など家族の支援」5.8%が主な理由として挙げられている。

全体(N=449)		子育てしやすい理由											
		専門機関による相談支援	母子保健サービス	子どもが日常的に利用するサービス	多様な子育て支援サービス	配偶者の支援	祖父母など家族の支援	近隣地域・住民による支援	職場の支援	経済的な支援	就労支援	医療支援	その他
子どもの成長段階	妊娠・出産時期	③24.9	①25.6	7.3	5.6	23.4	②25.2	4.2	14.9	13.6	3.1	17.6	0.4
	新生児・乳児期	15.1	②25.6	21.4	16.0	③22.7	①29.8	6.7	13.1	12.5	3.8	21.8	0.4
	幼児期	6.7	5.3	①46.1	17.8	22.0	②26.7	6.0	15.4	12.7	3.6	③24.3	1.1
	小学校（低・中学年）期	1.6	0.4	②18.9	6.2	15.6	①19.4	7.8	10.5	11.8	2.0	③17.6	0.4
	小学校（高学年）期	1.3	0.2	3.3	3.1	②10.9	③10.7	5.1	5.1	8.7	2.0	①13.4	0.2
	中・高校生期	0.7	0.2	0.2	0.4	③8.2	7.3	3.1	3.1	②10.7	2.0	①10.9	0.2
	高校卒業以後	0.2	0.0	0.2	0.0	②5.8	②5.8	0.7	1.8	①8.2	2.7	③5.6	0.2



■ 前問で「やや不満である」「不満である」と回答した人が、 子どもの成長段階に応じて子育てがしにくく感じる理由

- 「妊娠・出産時期」では、「経済的な支援」38.6%「専門機関による相談支援」「職場の支援」21.4%が主な理由として挙げられている。
- 「新生児・乳児期」では、「経済的な支援」42.8%、「多様な子育て支援サービス」24.7%が主な理由として挙げられている。
- 「幼児期」では、「経済的な支援」40.9%、「多様な子育て支援サービス」30.7%が主な理由として挙げられている。
- 「小学校（低・中学年）期」では「経済的な支援」41.4%、「職場の支援」19.1%、が主な理由として挙げられている。
- 「小学校（高学年）期」では、「経済的な支援」36.7%、「医療支援」13.5%が主な理由として挙げられている。
- 「中・高校生期」では、「経済的な支援」42.3%、「医療支援」14.9%が主な理由として挙げられている。
- 「高校卒業以降」では、「経済的な支援」37.2%、「医療支援」12.6%が主な理由として挙げられている。

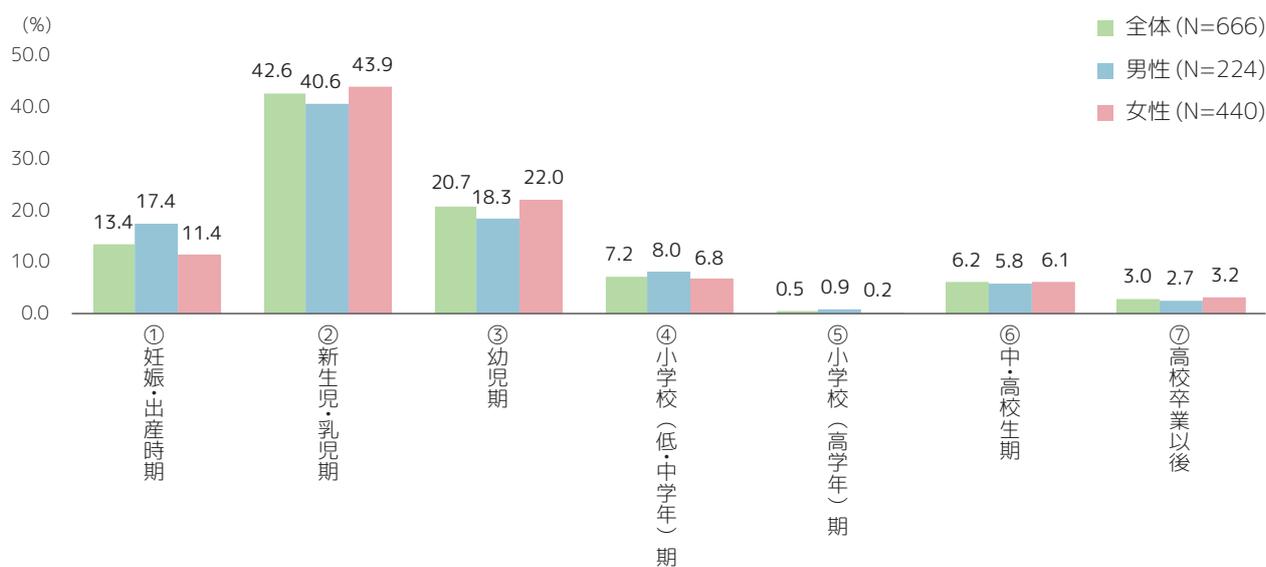
全体(N=215)		必要な支援											
		専門機関による相談支援	母子保健サービス	子どもが日常的に利用するサービス	多様な子育て支援サービス	配偶者の支援	祖父母など家族の支援	近隣地域・住民による支援	職場の支援	経済的な支援	就労支援	医療支援	その他
子どもの成長段階	妊娠・出産時期	②21.4	③20.0	7.0	10.7	15.8	8.8	6.0	②21.4	①38.6	7.9	16.7	3.7
	新生児・乳児期	16.3	③20.5	15.8	②24.7	15.8	11.2	8.4	19.1	①42.8	11.2	18.6	6.0
	幼児期	10.2	5.1	③29.8	②30.7	14.0	12.6	7.9	22.3	①40.9	11.6	18.1	5.6
	小学校（低・中学年）期	4.7	0.9	③18.1	15.8	9.3	8.8	5.6	②19.1	①41.4	8.4	③18.1	2.8
	小学校（高学年）期	1.9	0.5	6.0	5.1	7.0	5.1	4.7	③10.2	①36.7	4.2	②13.5	1.4
	中・高校生期	1.9	0.5	0.9	2.8	5.1	4.2	3.7	③7.9	①42.3	4.2	②14.9	1.4
	高校卒業以後	0.9	0.5	0.5	1.9	4.7	2.8	2.8	5.6	①37.2	③8.4	②12.6	0.9

■ 子育て支援が必要な時期

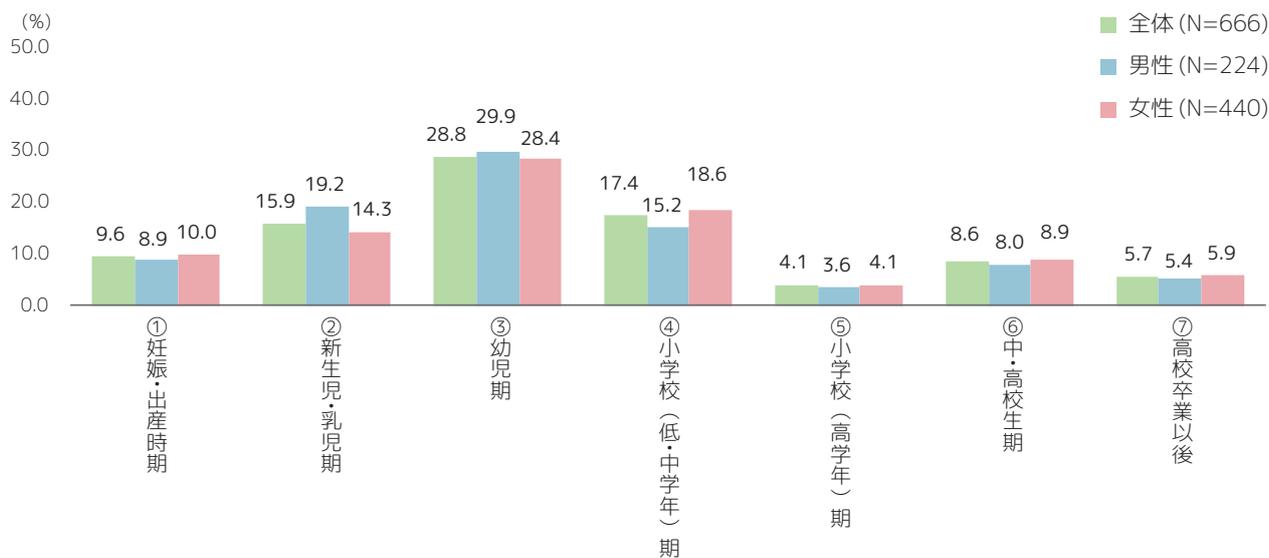
－それぞれの成長段階で子育て支援が必要だと思う時期は、いつですか－

- 最も必要な時期は「新生児・乳児期」が全体で 42.6% (男性 40.6%、女性 43.9%) [前回調査：全体 40.4% (男性 35.5%、女性 44.3%)] となっており、前回調査と傾向は変わらない。
- 次に必要な時期は「幼児期」が全体で 28.8% (男性 29.9%、女性 28.4%) [前回調査：全体 28.6% (男性 24.4%、女性 31.7%)] となっており、前回調査と傾向は変わらない。

【最も必要な時期】



【次に必要な時期】

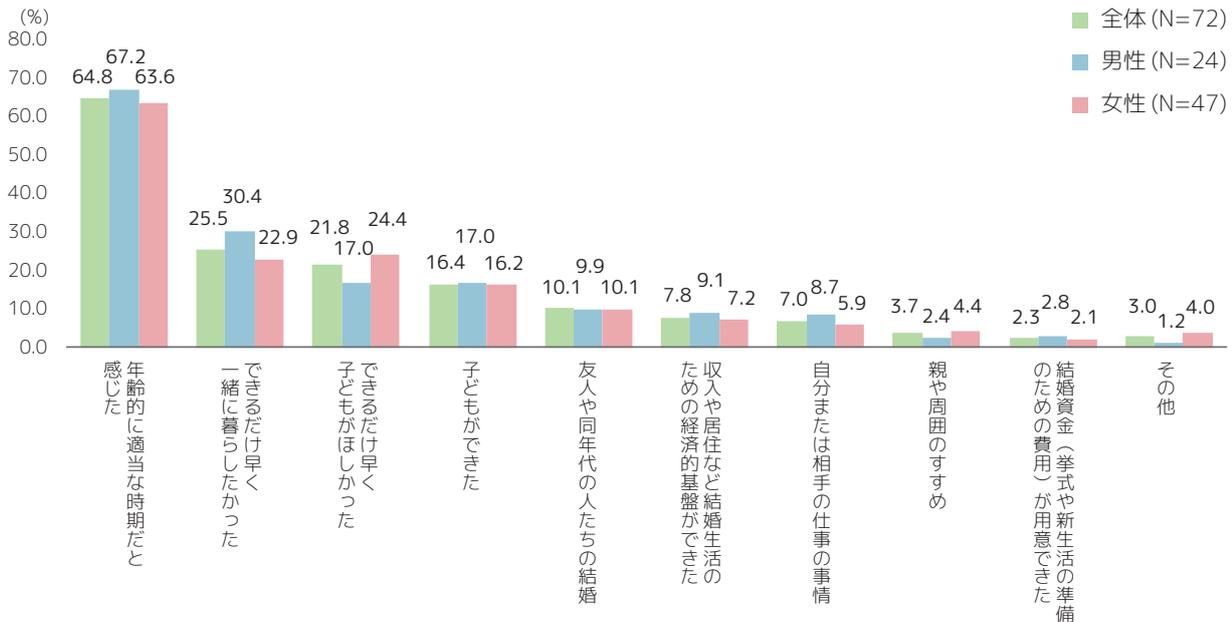




4 結婚に対する意識

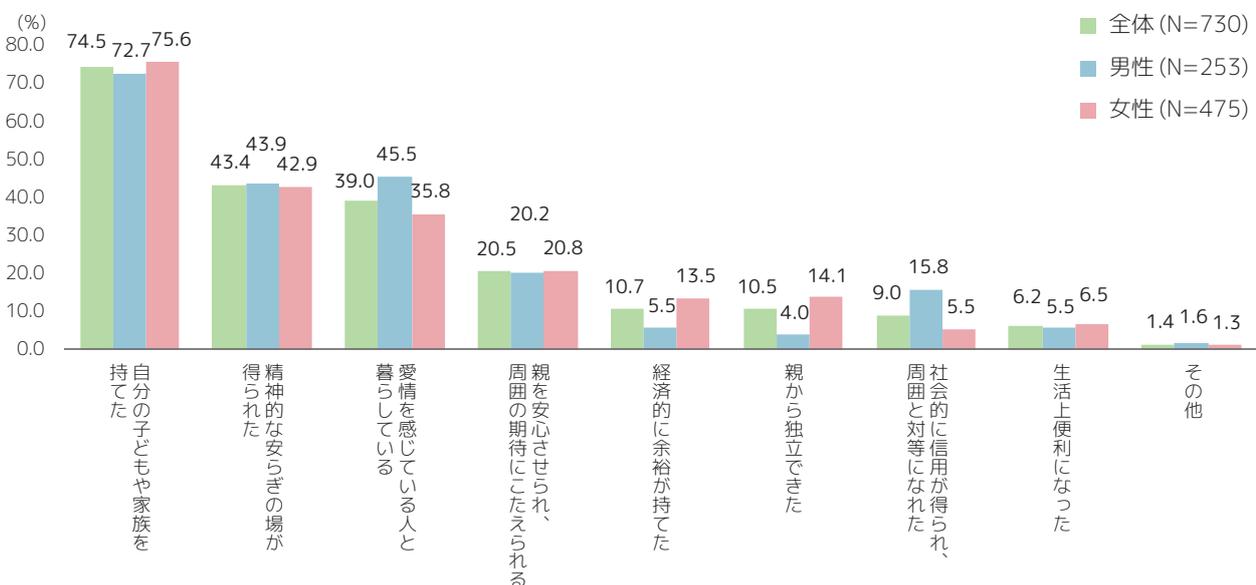
■ 結婚を決めた直接のきっかけ

- 一番多いものは、「年齢的に適当な時期だと感じた」が全体で 64.8% (男性 67.2%、女性 63.6%) となっている。
- 二番目に多い理由は、「できるだけ早く一緒に暮らしたかった」が全体で 25.5% (男性 30.4%、女性 22.9%)、三番目は「できるだけ早く子どもがほしかった」が全体で 21.8% (男性 17.0%、女性 24.4%) となっており、一番目以降の理由とは大きく差が開いている。



■ 結婚したことによって感じたこと

- 一番多いものは、「自分の子どもや家族を持てた」が全体で 74.5% (男性 72.7%、女性 75.6%) となっている。
- 二番目に多い理由は、「精神的な安らぎの場が得られた」が全体で 43.4% (男性 43.9%、女性 42.9%) となっている。



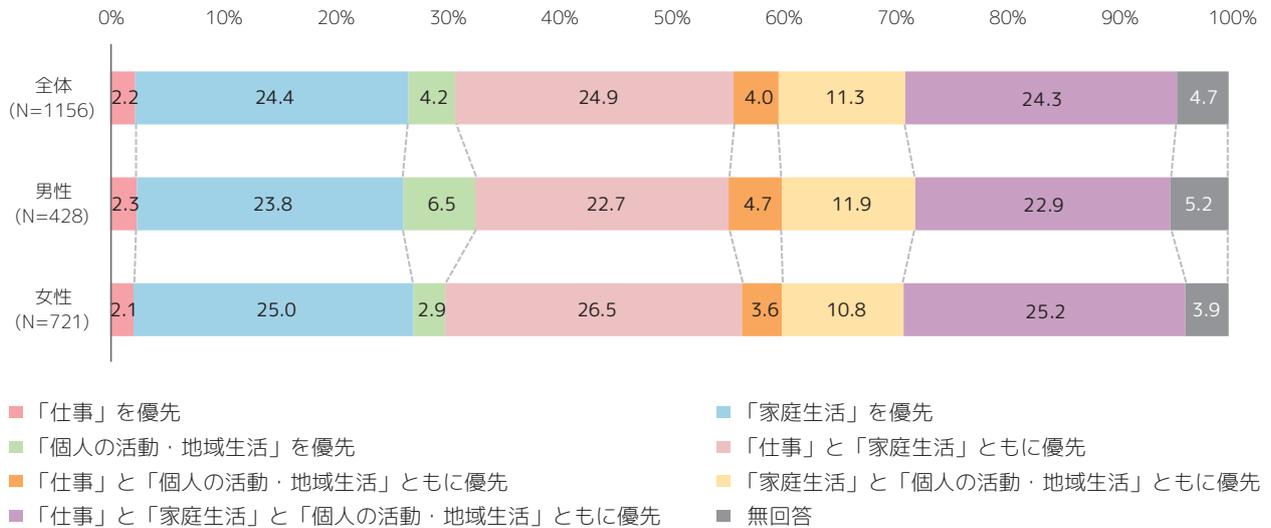
5 ワークライフバランスに関する意識

■「仕事」「家庭生活」「個人の活動・地域生活」の優先度

ー生活の中で「仕事」「家庭生活」「個人の活動・地域生活」の優先度について、【希望】と【現実】それぞれ最も近いものを選んでくださいー

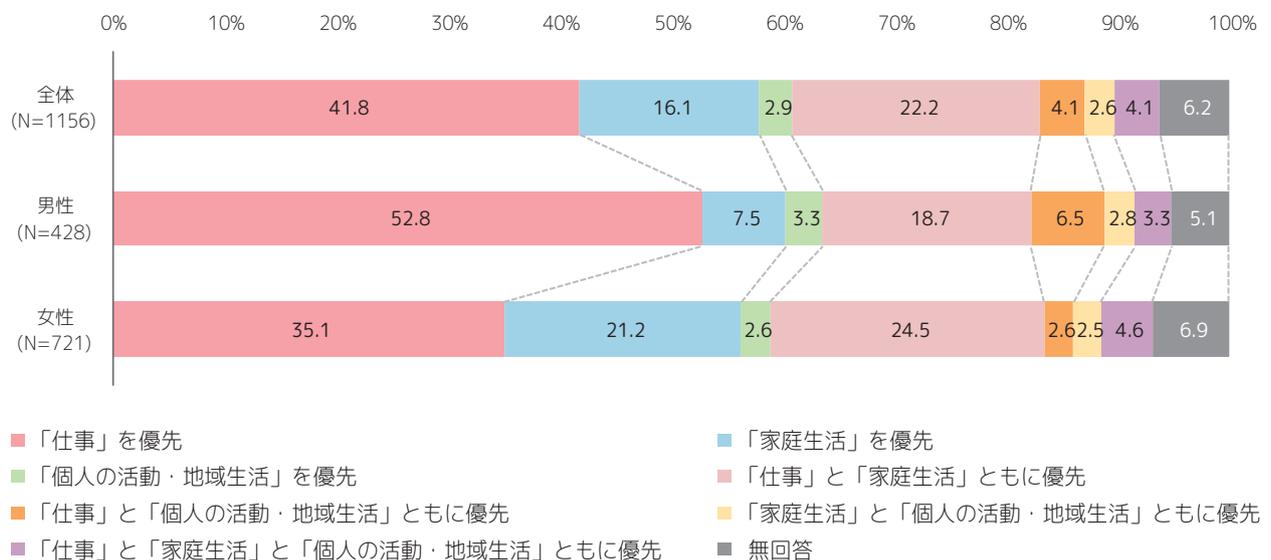
【希望】

- 「仕事と家庭生活ともに優先」が全体 24.9%（男性 22.7%、女性 26.5%）と、全体で最も多い。2位以下は「家庭生活を優先」が全体 24.4%（男性 23.8%、女性 25.0%）、「仕事と家庭生活と個人の活動・地域生活」が全体 24.3%（男性 22.9%、女性 25.2%）と大きな差は見られない。
〔前回調査では、「仕事と家庭生活と地域生活ともに優先」（29.8%）、「仕事と家庭生活を優先」（24.3%）、「家庭生活を優先」（19.6%）の順となっており、今回調査と順番が変わっている。〕



【現実】

- 「仕事を優先」が全体 41.8%（男性 52.8%、女性 35.1%）と、全体で最も多い。2位以下は「仕事と家庭生活ともに優先」が全体 22.2%（男性 18.7%、女性 24.5%）と、「家庭生活を優先」が全体 16.1%（男性 7.5%、女性 21.2%）となっており、大きな差は見られない。
○ 前回調査と傾向は変わらない（「仕事を優先」（40.5%）、「仕事と家庭生活を優先」（28.6%）、「家庭生活を優先」（14.1%））

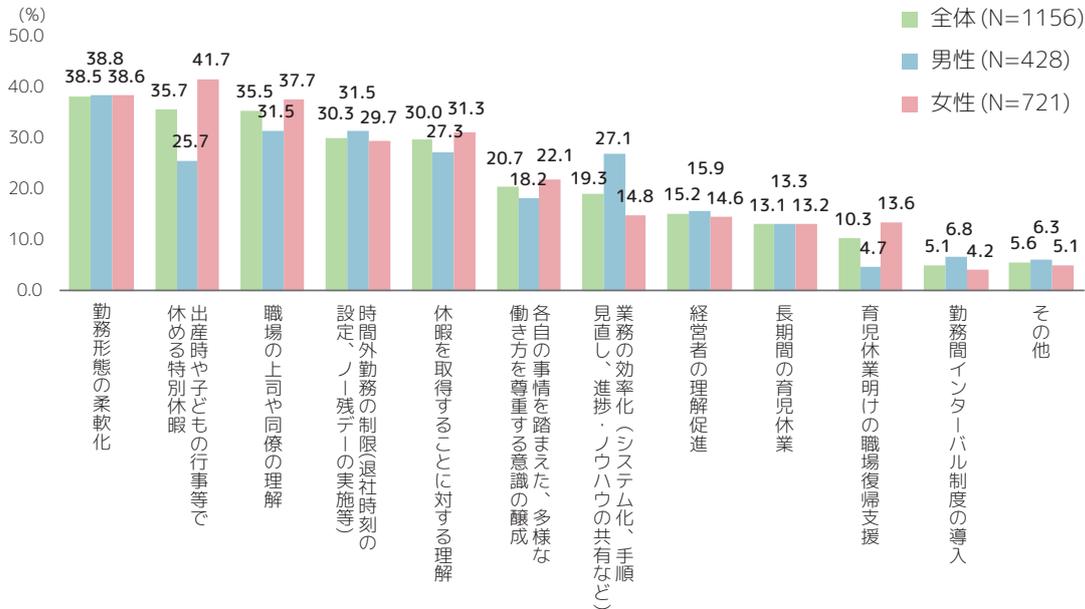




■ ワークライフバランス実現に職場に必要なこと

－ワークライフバランスを実現するために、職場において何が必要だと思いますか（3つ以内）－

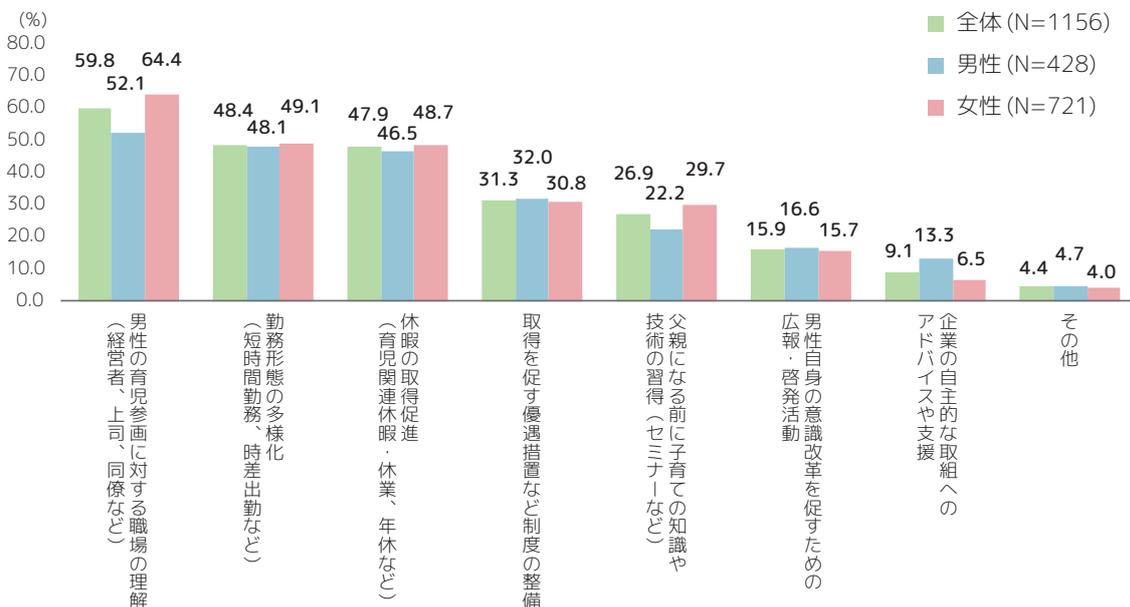
- 「勤務形態の柔軟化」が全体で38.5%（男性38.8%、女性38.6%）と最も多く、次いで「出産時や子どもの行事等で休める特別休暇」が全体で35.7%（男性25.7%、女性41.7%）となっている。
- 性別でも、男性では「勤務形態の柔軟化」が38.8%で一番多く、女性では「出産時や子どもの行事等で休める特別休暇」が41.7%と最も多くなっている。



■ 男性の育児参画を促すために必要なもの

－男性の育児参画を促すために何が必要だと思いますか（3つ以内）－

- 「男性の育児参画に対する職場の理解（経営者、上司、同僚など）」が全体59.8%（男性52.1%、女性64.4%）と最も多い。2位以下は「勤務形態の多様化（短時間勤務、時差出勤など）」が全体で48.4%（男性48.1%、女性49.1%）、「休暇の取得促進（育児関連休暇・休業、年休など）」が全体で47.9%（男性46.5%、女性48.7%）と大きな差は見られない。

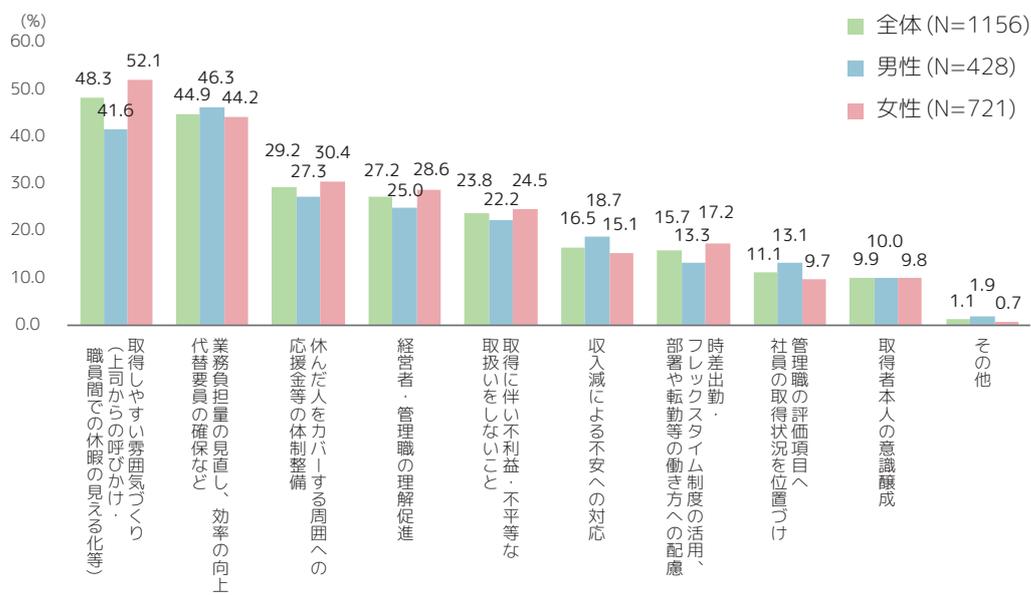


■ 年次有給休暇を取得しやすい環境整備に必要な行政の支援

～年次有給休暇や男性の育児休業を取得しやすい環境の整備のために必要な行政の支援は何だと思えますか（2つ以内）～

(a) 年次有給休暇

○「取得しやすい雰囲気づくり（上司からの呼びかけ・職員間での休暇の見える化等）」が全体で48.3%（男性41.6%、女性52.1%）と最も多く、次いで「業務負担量の見直し、効率の向上、代替要員の確保など」が全体で44.9%（男性46.3%、女性44.2%）となっている。

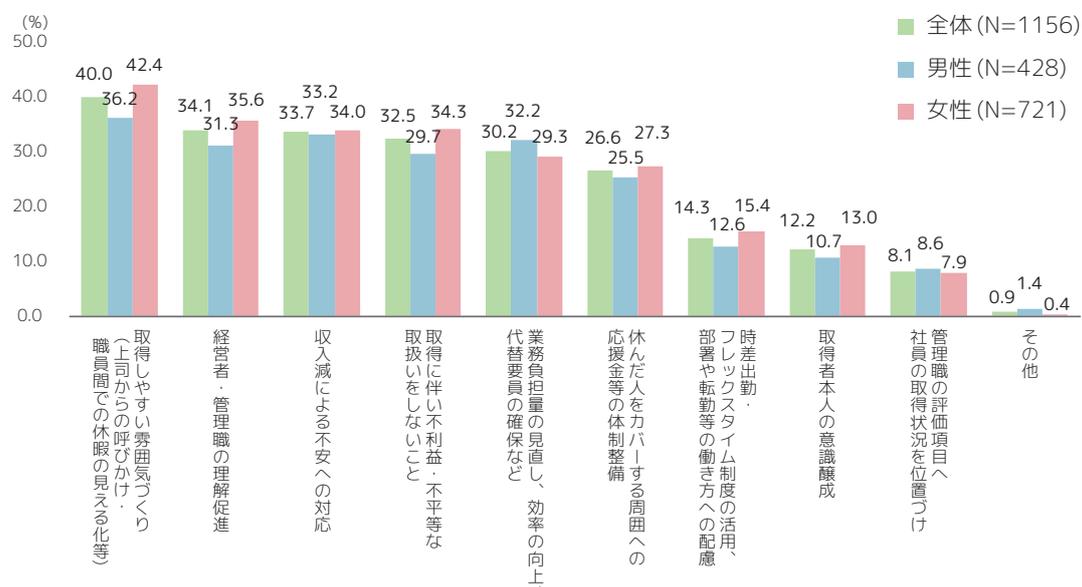


■ 男性の育児休業を取得しやすい環境整備に必要な行政の支援

～年次有給休暇や男性の育児休業を取得しやすい環境の整備のために必要な行政の支援は何だと思えますか（2つ以内）～

(b) 男性の育児休業

○「取得しやすい雰囲気づくり」が全体で40.0%（男性36.2%、女性42.4%）と最も多い。
 ○2位以下は「経営者・管理職の理解促進」「収入源による不安への対応」「取得に伴い不利益・不平等な取扱いをしないこと」と大きな差は見られない。





5 「子どもの意識調査（子どもの意見アンケート）」の概要

調査目的

「いしかわエンゼルプラン 2020」の改定に当たり、子どもたちの生活実態や考えを把握し、今後の子ども施策等に反映することを目的とする。

調査対象

石川県内全ての小学6年生、中学2年生、高校2年生
計 28,851 人

〔小学6年生：9,400人〕
〔中学2年生：9,530人〕
〔高校2年生：9,921人〕

調査方法

インターネットにより回答

調査期間

令和6年7月16日～7月31日
(追加依頼：令和6年9月12日～9月30日)

回答者数

8,920人（回答率 30.9%）

回答人数

全体	8,920
小学6年生	3,791
中学2年生	2,696
高校2年生	2,433

平日の1日あたり、家族と過ごす時間はどれだけありますか？

	全くない	30分程度	1時間程度	2時間程度	3時間程度	4時間程度	4時間以上	“無回答”
全体	0.8%	2.3%	7.0%	11.9%	15.5%	13.0%	48.7%	0.8%
小学6年生	0.4%	1.6%	4.2%	7.3%	12.4%	14.4%	58.6%	1.1%
中学2年生	0.5%	1.3%	5.4%	11.7%	16.3%	13.8%	50.3%	0.8%
高校2年生	1.6%	4.6%	13.1%	19.4%	19.3%	10.0%	31.6%	0.3%

家族とどのように過ごしていますか？

	同じ空間で別のことをして過ごす	一緒にご飯を食べる	一緒にテレビや動画を見る	一緒に買い物に行く	一緒にゲームをする	一緒に体を動かして遊ぶ	一緒に本を読む	親や兄弟姉妹に勉強を教えてもらう・勉強を教える
全体	74.4%	89.3%	63.7%	59.4%	9.7%	20.3%	4.9%	29.7%
小学6年生	75.7%	91.4%	68.5%	65.5%	0.1%	29.7%	8.0%	40.2%
中学2年生	76.6%	91.2%	66.7%	61.1%	22.8%	19.0%	4.2%	31.0%
高校2年生	70.1%	83.8%	52.9%	47.9%	10.0%	7.1%	1.1%	11.9%

	学校・塾などの送り迎えをしてもらう	世間話や身近な出来事について会話する	料理や掃除などの家事を手伝う	家業を手伝う	家族の世話、病気等の家族の看病をする	自室等で過ごすため、家族とはほとんど関わっていない	一人暮らしや下宿、寮のため家族とはほとんど関わっていない	“無回答”
全体	56.2%	63.6%	40.6%	13.9%	7.1%	4.6%	0.4%	1.4%
小学6年生	61.9%	69.7%	48.5%	11.7%	11.3%	5.5%	0.0%	1.7%
中学2年生	53.1%	63.2%	40.2%	17.1%	5.2%	3.0%	0.3%	1.3%
高校2年生	50.7%	54.4%	28.8%	13.9%	2.8%	4.9%	1.1%	1.0%

家族とどのような関係を築きたいですか？

	仲良く暮らしたい	今の関係を維持したい	距離を置きたい	その他	“無回答”
全体	39.8%	55.4%	2.6%	0.8%	1.4%
小学6年生	37.9%	57.2%	2.2%	1.1%	1.7%
中学2年生	42.6%	52.8%	2.6%	0.7%	1.3%
高校2年生	39.6%	55.5%	3.4%	0.5%	1.0%

友達とどのような関係を築きたいですか？

	もっと親密になりたい	今の距離感を維持したい	距離を置きたい	その他	“無回答”
全体	46.2%	50.6%	1.3%	0.7%	1.2%
小学6年生	55.6%	40.6%	1.6%	1.0%	1.2%
中学2年生	39.7%	57.0%	1.1%	0.6%	1.5%
高校2年生	38.8%	59.1%	1.0%	0.5%	0.7%

平日の1日あたり、勉強以外でインターネット（動画視聴やオンラインゲームなど）をする時間はどれだけありますか？

	全くない	30分程度	1時間程度	2時間程度	3時間程度	4時間程度	4時間以上	“無回答”
全体	2.7%	6.4%	18.4%	30.4%	20.7%	7.4%	13.3%	0.7%
小学6年生	4.5%	8.3%	19.9%	28.2%	18.1%	7.4%	12.7%	0.9%
中学2年生	1.8%	5.9%	17.7%	31.0%	23.2%	7.0%	12.6%	0.8%
高校2年生	0.9%	4.1%	16.8%	33.0%	22.0%	7.7%	15.2%	0.2%



家での過ごし方に希望はありますか？

	もっと家族と過ごしたい	もっと友達と遊びたい	もっと一人でテレビや動画が見たい、ゲームがしたい	もっと寝たい、のんびりしたい	もっと勉強する時間が欲しい	もっとスポーツや楽器等の練習時間が欲しい
全体	28.1%	45.6%	35.0%	55.3%	14.7%	18.4%
小学6年生	40.1%	55.6%	38.5%	46.7%	10.6%	18.9%
中学2年生	23.3%	45.2%	37.1%	57.6%	15.8%	23.0%
高校2年生	14.7%	30.4%	27.4%	66.2%	19.6%	12.6%
	もっと一人の時間が欲しい	家事手伝いを増やしたい	家事手伝いを減らしたい	習い事を増やしたい	習い事を減らしたい	“無回答”
全体	25.8%	12.9%	3.3%	6.6%	6.7%	6.3%
小学6年生	25.5%	17.1%	4.3%	10.9%	11.5%	2.8%
中学2年生	28.8%	11.5%	3.2%	5.1%	5.1%	8.7%
高校2年生	22.9%	7.9%	1.8%	1.6%	0.9%	9.0%

安心できる・落ち着く場所はどこですか？

	自宅	下宿先、寮	祖父母の家	友達の家	学校(部活動を含む)	塾・習い事の教室	放課後クラブ・こども会	児童館・公民館	図書館	こども食堂
全体	92.4%	0.3%	30.4%	17.9%	24.9%	9.1%	4.7%	3.5%	17.0%	0.6%
小学6年生	92.1%	-	40.7%	23.1%	30.8%	13.0%	8.9%	6.8%	23.8%	1.2%
中学2年生	92.0%	0.5%	28.6%	19.1%	25.4%	8.8%	2.5%	1.8%	14.7%	0.3%
高校2年生	93.3%	0.7%	16.2%	8.7%	15.1%	3.4%	0.7%	0.2%	9.0%	0.1%
	公園・プレーパーク	LINEなどのグループチャット	SNSやインターネット掲示板	商業施設(ショッピングモール)	カフェなどの飲食店	ゲームセンター・カラオケ	ボーイスカウト・ガールスカウト	スポーツクラブ・ジム	アルバイト先	“無回答”
全体	7.4%	9.6%	4.4%	3.4%	6.9%	8.6%	0.3%	0.3%	0.1%	1.2%
小学6年生	11.7%	10.9%	3.1%	3.9%	7.6%	9.0%	0.5%	-	-	0.9%
中学2年生	5.5%	10.9%	5.6%	4.2%	7.0%	8.6%	0.1%	0.0%	-	1.4%
高校2年生	2.7%	5.9%	5.1%	1.8%	5.5%	7.9%	0.2%	1.2%	0.5%	1.4%

幸せを感じる時がありますか？

	よくある	ある	あまりない	ない	“無回答”
高校2年生	34.5%	56.2%	7.4%	1.1%	0.8%

自分は愛されていると感じますか？

	非常に感じる	やや感じる	どちらともいえない	あまり感じない	全く感じない	“無回答”
全体	42.9%	36.7%	14.6%	2.8%	1.4%	1.7%
小学6年生	45.9%	34.4%	13.2%	2.8%	1.6%	2.1%
中学2年生	43.2%	36.1%	14.7%	2.7%	1.5%	1.7%
高校2年生	37.9%	40.9%	16.5%	2.8%	0.9%	1.0%

孤独を感じる時がありますか？

	非常に感じる	やや感じる	どちらともいえない	あまり感じない	全く感じない	“無回答”
全体	3.3%	15.0%	22.6%	32.3%	25.1%	1.6%
小学6年生	2.9%	12.5%	20.0%	31.4%	31.3%	1.9%
中学2年生	2.8%	13.4%	23.9%	33.5%	24.9%	1.6%
高校2年生	4.6%	20.8%	25.3%	32.6%	15.7%	1.2%

自分には良いところがあると思いますか？

	思う	どちらかといえば思う	どちらかといえば思わない	思わない	“無回答”
高校2年生	34.0%	46.7%	13.3%	4.7%	1.2%

自分は価値のある人間だと思いますか？

	思う	どちらかといえば思う	どちらかといえば思わない	思わない	“無回答”
全体	31.5%	43.7%	16.1%	6.2%	2.5%
小学6年生	34.5%	42.0%	14.4%	6.3%	2.8%
中学2年生	29.8%	44.6%	16.4%	6.2%	3.0%
高校2年生	28.6%	45.4%	18.6%	6.0%	1.4%

※「幸せを感じる時がありますか？」「自分には良いところがあると思いますか？」の設問については、全国学力・学習状況調査で同様の設問があり、調査結果の重複を避けるため、今回は高校生のみを対象として実施した。

<参考：R5 全国学力・学習状況調査のアンケート結果>

①自分には、よいところがあると思う
 小学校6年生 82.5%
 中学校3年生 79.8%

②普段の生活の中で、幸せな気持ちになる
 小学校6年生 91.2%
 中学校3年生 88.4%

参考資料

自分は役にたたない人間だと感じることはありませんか？

	思う	どちらかといえば そう思う	どちらかといえば そう思わない	思わない	“無回答”
全体	10.4%	27.3%	34.2%	25.8%	2.3%
小学6年生	9.3%	22.9%	33.6%	31.6%	2.6%
中学2年生	9.9%	28.3%	34.3%	24.9%	2.6%
高校2年生	12.7%	33.1%	35.1%	17.6%	1.5%

困ったときや不安や悩み、心配事を誰に（どこに）相談していますか？

	母親	父親	兄弟姉妹	祖父母	学校の先生	友達	先輩・後輩	インターネット上（SNSや匿名 掲示板、動画 配信者など） の面識のない人	「24時間子供 SOS相談 テレホン」 などの電話・ SNS相談窓口	“無回答”
全体	64.0%	29.7%	18.0%	10.2%	16.4%	57.8%	7.7%	2.7%	0.5%	5.2%
小学6年生	70.0%	33.2%	17.9%	13.0%	19.5%	52.9%	3.9%	2.1%	0.8%	4.5%
中学2年生	63.3%	30.7%	20.3%	10.8%	17.5%	61.0%	11.8%	3.0%	0.3%	4.7%
高校2年生	55.5%	23.2%	15.8%	5.1%	10.3%	61.9%	9.2%	3.4%	0.3%	6.9%

「24時間子供SOS相談テレホン」などの相談機関の連絡先を知っていますか？

	知っている	知らない	必要があれば インターネット で調べる	“無回答”
全体	13.4%	50.0%	29.2%	7.3%
小学6年生	11.3%	54.9%	27.8%	6.0%
中学2年生	14.2%	49.0%	28.3%	8.6%
高校2年生	15.9%	43.6%	32.4%	8.1%

将来の理想の家庭像はどんなものですか？

	子ども （兄弟姉妹） がいる	パートナーと 困ったときに 助け合える	パートナーと 同じ趣味を 持つ	パートナーと 本音で話せる	パートナー とはお互いに 干渉しない	お金に 不自由なく 生活できる
全体	53.0%	35.5%	18.3%	34.9%	6.8%	68.6%
小学6年生	52.0%	-	-	-	-	71.5%
中学2年生	54.8%	59.7%	31.2%	59.8%	11.5%	68.9%
高校2年生	52.6%	64.0%	32.6%	61.7%	12.3%	63.8%
	余暇を楽しむ 時間的な 余裕がある	両親と ともに生活 している	祖父母と ともに生活 している	近所付き合い がある	家庭を 持ちたく ない	“無回答”
全体	64.8%	14.6%	5.9%	31.3%	5.4%	2.6%
小学6年生	69.4%	25.5%	10.2%	37.2%	4.1%	2.1%
中学2年生	61.6%	9.2%	4.3%	31.6%	6.7%	3.4%
高校2年生	61.1%	3.5%	1.1%	21.9%	6.0%	2.4%

将来生活したい場所はどこですか？

	現在 住んでいる 市町	石川県内 （現在住んで いる市町を 除く）	東京圏	大阪や 名古屋など の大・中規模 都市圏	石川県外 （東京圏や大・ 中規模都市 圏を除く）	外国	その他	“無回答”
全体	25.5%	28.8%	8.2%	10.9%	12.6%	3.8%	6.8%	3.4%
小学6年生	35.5%	21.4%	9.5%	7.1%	13.2%	3.5%	7.3%	2.6%
中学2年生	22.2%	30.9%	7.7%	11.8%	11.8%	4.5%	7.0%	4.0%
高校2年生	13.7%	38.1%	6.6%	15.9%	12.7%	3.4%	5.8%	3.8%

将来パートナーを持ちたいですか？（結婚したいですか？）

	思う	どちらかとい えば そう思う	どちらかとい えば そう思わない	思わない	“無回答”
全体	46.1%	31.8%	10.9%	8.5%	2.7%
小学6年生	40.6%	33.8%	12.6%	10.0%	3.0%
中学2年生	45.6%	33.1%	9.9%	8.2%	3.2%
高校2年生	55.1%	27.0%	9.5%	6.4%	2.0%

将来子どもが欲しいですか？

	思う	どちらかとい えば そう思う	どちらかとい えば そう思わない	思わない	“無回答”
全体	44.4%	28.4%	12.8%	11.7%	2.7%
小学6年生	46.4%	27.2%	12.3%	11.3%	2.7%
中学2年生	40.3%	31.6%	12.7%	12.2%	3.2%
高校2年生	45.7%	26.7%	13.6%	11.8%	2.2%

このほか、行政に求めることや将来の夢、子どもの居場所などについて、自由記載で意見を求めた。

